

総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会

委員長 仲山 哲男

- 1 日 時 令和6年3月11日(月) 10時00分開会、16時06分閉会
教育委員会
令和6年3月12日(火) 10時00分開会、16時46分閉会
政策企画部、環境市民部
令和6年3月13日(水) 10時00分開会、11時34分閉会
総務部・消防担当部

2 場 所 光市議会第1委員会室

3 出席委員 仲山 哲男、早稲田 真弓、木村 信秀、仲小路 悦男、中本 和行、
西崎 孝一、西村 慎太郎、林 節子

4 事務局職員 市川 恵美、起本 一生

5 説明員

市川市長

吉本副市長

【教育委員会】伊藤教育長、升教育部長、吉永教育総務課長、原田学校教育課長、田中学校教育課主幹、
国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ推進課長、眞嶋図書館長、高橋学校給食セ
ンター長

【政策企画部】岡村政策企画部長、北川財政課長兼行政経営室長、佐々木企画調整課長兼秘書室長、藤
井情報・DX推進課長、岩崎税務課長、守田収納対策課長、前田会計管理者、高木会計課長

【環境市民部】小山環境市民部長、小熊環境市民部次長兼市民課長、周田環境政策課長、山田環境事業
課長兼深山浄苑長、山根生活安全課長、西村人権推進課長兼ふれあいセンター所長、讃井地域づく
り推進課長

【総務部・消防担当部】山岡総務部長 赤星消防担当部長、坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室
長、海老本防災危機管理課長、中原消防担当参事、秦消防担当課長、清水入札監理課長、中田監査
委員事務局長、松村選挙管理委員会事務局長、守田大和支所長兼大和支所住民福祉課長、国光室積
出張所長、奥田浅江出張所長、松岡三島出張所長、弘周防出張所長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他(傍聴) 市議会モニター

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第33号 施設一体型小中一貫やまと学園施設整備基本計画の策定について

説 明：吉永教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 令和6年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：吉永教育総務課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

それでは、何点かお伺いさせていただきたい点がありまして、まず、予算書の200ページの職員給与費等の会計年度任用職員給について、去年の予算ではなかったと思うんですが、これは何の業務に当たるためというのを、もう少し教えていただければと思います。

○吉永教育総務課長

会計年度任用職員給につきまして、昨年度はありませんでしたが、何の業務に当たるかとの御質問をいただきました。こちらにつきましては、現在、教育総務課において、職員が1名、育児休暇を取っておりますことから、その代替職員として会計年度任用職員を雇用するものでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

続いて、次の予算書の202ページのサーバー等保守委託料について増額をしていると思うんですが、その増額の理由について、もう少し教えていただければと思います。

○吉永教育総務課長

それでは、サーバー等保守委託料の増額理由でございます。こちらにつきましては、まず内容でございますが、現在、リースしているメール及びウェブ、これはインターネットでございますが、ウェブのセキュリティー対策のサーバー、つまりウイルスからの

セキュリティー対策のサーバーでございますが、このサポートが令和6年6月末で終了いたします。こうしたことから、こちらに関しての費用を新たに計上していく必要がございます。これまで、令和5年度まででございますが、この辺りのサポートにつきましては、情報・DX推進課で予算化しておりましたが、これが情報・DX推進課のほうで必要なくなったということから、教育委員会の部分で申し上げますと、教育委員会の教職員のセキュリティーサポートを新たに継続するため、このたび教育委員会で予算化をするものでございます。

内容といたしましては、導入業務として198万円、これが増加となっておりますが、これは6年度限りとなります。それと、引き続き継続するためのライセンス料、これが153万8,000円。今の導入費用と合わせて351万8,000円が増加となったところでございます。

以上でございます。

○西村委員

令和5年度までは情報・DX推進課のほうで、まとめてセキュリティーがかけられていたというところで、6年度からは内部の変更ということで、教育委員会が新しくセキュリティーを担保する必要が出たということで理解をいたしましたが、これに関しては、どんなセキュリティーソフトかという点と、もう少し、その辺りの内訳というか、そもそもライセンスで153万円ほどという話もありましたが、そのライセンスの数とか、もう少し詳しくお願いいたします。

○吉永教育総務課長

まず、具体的な、もう少し詳しい内容ということでの御質問をいただきました。実際には、少し専門的な話にはなるのですが、例えば2点ありまして、まずメールセキュリティーに関しましては、具体的には巧妙化するメールからの脅威をクラウドで防御するというので、クラウド化することで運用管理の負担も軽減することから、こうしたクラウド上でのセキュリティー管理を行っていく内容となっております。

また、もう1点目のウェブセキュリティーに関しても、同じくインターネットからの脅威をクラウドで防御するというので、ウェブアクセスをこの辺りで制御していくというものになりますので、同じくクラウド化することで運用管理の負担が軽減するものでございます。

なお、ライセンスにつきましては、このたび一定の整理をいたしまして、例えば、メールのライセンスであれば、これは100件程度、今後行うこととしておりまして、具体的には各小学校の校長先生や学校代表、こうしたもののメールにライセンスをつけていくというところで、ウイルス対策を図っていくというものでございます。

一方、ウェブに関しては、他の先生方も教職員も活用していきますことから、引き続きウェブライセンスは500件程度ということで契約をしていく予定としておりまして、その辺りのライセンス契約料が、先ほど申し上げたような153万8,000円計上しているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。ライセンスは必要に応じてメールの部分で100件程度、ウェブに関しては教職員の皆様が使うという観点から500件と見ていらっしゃるということで理解をいたしました。導入にかかる200万円程度というのは、今年度だけということですので、その辺りで理解をいたしました。

それから、同じ予算書の202ページの少し下のサーバー機器借上料の減額については、どういった理由で減額になっていますでしょうか。

○吉永教育総務課長

サーバー機器借上料の減額についての御質問をいただきました。こちらにつきましては、令和5年度予算と比較し、約470万円の減額となっておりますが、その主な理由でございますが、こちらは教育系サーバー機器のリース期間が終了するというものでございます。つまり、この教育系サーバーにつきましては、長期契約を結んでおりまして、令和元年の9月から令和6年の8月末までの5年間で契約を結んでおりましたが、このリース期間が終了することから、令和6年の9月以降は再リースという形で契約をしてまいります。したがって、再リースになりますので、月当たりの契約金額が約10分の1になっていくというところから、大幅に借上料が減額したというところでございます。

以上でございます。

○西村委員

長期継続契約の更新に当たるということで、再リースで10分の1程度ということですが、再リースをするに当たって、もちろん保守の部分について、今の継続契約についていると思うんですが、10分の1になるということで、その辺り、保守の内容というのは変更などあるのかどうか。その辺りをお伺いいたします。

○吉永教育総務課長

サーバー機器の保守の関係の御質問をいただきました。このたびリース期間が終了いたしますので、今後は、このサーバー機器については、単年度での更新ということで、長期契約ではなくなりますので、その辺り、保守に影響があるかという部分はあるんですが、保守につきましては、いわゆるソフト部分になるのですが、この予算書でいうところの、先ほどのサーバー等保守委託料の中にソフト的な部分は全て含まれておりますので、保守内容に変更はございません。

一方で、機器については単年度契約ということで、いわゆるリース落ちしたみたいな形になりますので、仮に、このサーバー機器が壊れた場合は、こちらについては実費が発生してくるということで、こちらのほうで更新をしていく必要がございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。機械本体というか、そっちに関してはリース落ちのような扱いになるので、壊れた際には実費で負担が発生するというところで理解をいたしました。

それから、予算書の206ページ、小中一貫ひかり学園推進事業の中で、先ほど御説明がありました、やまと学園に向けた事業整備など、いろいろ御説明をいただきましたが、先ほどの基本設計等委託料と測量設計等委託料、学校用地購入費などについては、これの財源には何を充てられるのかということで、合併特例債とか、そういったものを充てる見込みなのか。その辺りをもう少し教えていただければと思います。

○吉永教育総務課長

ただいま小中一貫ひかり学園推進事業のやまと学園の整備の費用の、いわゆる財源についての御質問をいただきました。まず、財源につきまして、先ほど合併特例債のお話をいただきましたが、合併特例債につきましては、期限が令和6年度末となっておりますことから、このやまと学園につきましては、合併特例債以外の財源を充てる予定としております。

具体的には、先ほど少し歳入でも御説明をさせていただきましたが、例えば、一番上の基本設計等委託料から申し上げますと、こちらにつきましては、2か年で基本設計と実施設計を行ってまいります。この基本設計部分につきましては、国の補助や市債が充てるものがございませんことから、財源といたしましては、公共施設等整備基金の繰入金、これを充てることとしております。

次に、測量設計等委託料につきましては、4,360万円のうち1,000万円、こちらがいわゆる測量設計のうちの実設計部分に当たりますことから、この1,000万円に対して、市債として学校教育施設等整備事業債、こちらを充てる予定としております。

最後に、学校用地の購入費でございますが、こちらについては、市債として公共用地先行取得等事業債、こちらがありますので、これを充てる予定としております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。基本設計の部分に関しては、充てるものがないから全手出しのような形で、測量設計の部分は、実施設計の1,000万円部分に対して、一部、学校施設等整備債が充てられると。学校用地購入費に関しても、起債が充てられるということなんです。あとの2つの分、これはそれぞれ交付税の算入の部分があるのかどうか。そういったものを含めた、結局、実質的な市の手出しになる部分というのはどれくらいあるのか。その辺りをもう少し説明をお願いいたします。

○吉永教育総務課長

今の御質問、財源の中で交付税措置であったり、そういったものを加味して、実質の市の負担額が幾らになるのかという御質問をいただきました。このたび、令和6年度に

充てる起債、2種類申しましたが、こちらにつきましては、それぞれ交付税措置がない起債となっておりますことから、今回の事業については、最終的には全て市の手出しということとなる予定としております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。交付税の算入措置がないということで、実質的には、全部、市の手出しになりますよということで理解をいたしました。

それに関してなんですけれども、考え方はいろいろあると思うんですが、学校用地の購入費、870万円ほど計上されておりますが、起債を充てるということは、利子をつけて余分に返していかないといけないという側面があると思うので、考え方の一つとして、起債を充てなくても現金で出せるものは出してしまったらという側面もあるかなと思いますので、もちろん学校としても、市の考え方として、いろいろあるかと思いますが、その辺りは別の機会にでも、また検討をいただければなというふうに個人的には思っております。

それから、もう一点、さっき説明のところ、1点教えてほしいんですが、予算書の200ページの教育委員会運営事業の中で、先ほど費用弁償だったか、先進地視察というお話があったと思うんですが、この先進地というのは、具体的に、今、決まっているものがあれば、その辺りをお伺いしたいんですけれども。

○吉永教育総務課長

教育委員会運営事業、これは教育委員会の委員の報酬等、あるいは視察等に関する予算でございます。今、委員のほうからは先進地についてのお問合せをいただきました。こちらにつきましては、現在検討中ではありますが、今年度も小中一貫やまと学園の関連する視察を行っておりまして、来年度につきましても、こうした視点から、ぜひ検討していきたいということで、今、考えているところでございます。今のところ具体的なところまで詳細は詰めていない状況でございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○仲小路委員

それでは、202ページの、先ほどの説明がありましたけれども、統合型校務支援システム借上料等577万6,000円で、これは出席管理ということがありましたけれども、具体的にハードの設置とかいうのはあるのでしょうか。

○吉永教育総務課長

具体的にハードについての御質問をいただきましたが、この統合型校務支援システムが、これは県と市町、県内市町で共同で実施するものでございまして、クラウド上での管理となっておりますことから、実際にハード等はございません。

以上でございます。

○仲小路委員

この稼働はいつから始まりますでしょうか。

○吉永教育総務課長

稼働については、令和6年の4月から、来年度から開始となります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それから、同じ202ページの施設用備品購入費36万3,000円とありますが、この内容をお示してください。

○吉永教育総務課長

施設用備品購入費36万3,000円の内訳でございます。内容といたしましては、教育委員会の庁舎内に情報センターでございますが、この情報センター内にある教育系サーバー等のバックアップ機能でございます。これはNASといいますけれども、このNASを更新するものでございます。NASがどういったものかということでございますが、例えば家庭で申し上げますと、いわゆるハードディスクに当たるものでございますが、これのもう少し大きいものです。具体的には、ハードディスクは、例えば1台のパソコンと直結するものになるんですけれども、このNASというのは、ネット上で様々な部分と直結してバックアップができる機能でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、204ページの、先ほど簡単な説明がありましたけれども、コミュニティースクール推進事業交付金なんです、これは16校分なんです、各学校同額でしょうか。違うんでしたら、学校ごとにお示してください。

○原田学校教育課長

コミュニティースクール推進事業交付金ですけれども、こちらにつきましては、各校7万円とし、各学校の学校運営協議会に交付金として交付しているものになります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから206ページの小中一貫ひかり学園推進事業の用地購入費870万円ですが、これの算出の基準についてはどのようなになっていますでしょうか。

○吉永教育総務課長

学校用地購入費870万円の算出でございますが、こちらにつきましては、基本的に公共用地を購入する際のやり方にはなるんですけれども、例えば、周辺の売買の実績、例えば、公共施設の整備で県や市が道路等を整備する際に購入する用地、そういう前例を元に、その土地と、このたび購入する土地を個別比較をしてみたいです。例えば、事例となる用地ですが、その用地の購入から現在の購入に当たるまでの時点修正であったり、あるいは、その用地と比較したときの交通の便であったり、あるいは土地の形状であったり、そういったいろんなものの条件を加味し、単価を算出していくものでございます。それを基に単価を算出し、このたびの購入予定地の面積を掛けて、いわゆる学校用地の購入費を計上したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これは、先ほど購入予定の4,773m²でよろしいでしょうか。

○吉永教育総務課長

そのとおりでございます。

○仲小路委員

これの算出は教育委員会のほうでされるということですか。それとも、どこかに委託されるのでしょうか。

○吉永教育総務課長

算出方法につきましては、建設部のほうに依頼をしているところでございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、同じところの小中一貫ひかり学園推進事業ですけれども、基本設計料、委託料等が4,800万円、それから測量設計等委託料が4,360万円とありまして、合計で9,160万円ですけれども、先ほど小中一貫ひかり学園の計画でありましたとおり、おおむね2億5,000万円というのが設計料に入っておりましたけれども、残りの1億6,000万円というのはどういう内容になりますでしょうか。

○吉永教育総務課長

やまと学園の基本設計等委託料等の経費、合わせて、この部分が計画との違いでござ

いますが、こちらにつきましては、先ほどの6ページの債務負担行為でございましたが、こちらに記載しておりまして、具体的には、今回予算化しているのは基本実施設計のうちの基本設計部分でございます。残りの部分が実施設計でございます。これを令和7年度で予算計上する予定としておりまして、この基本実施設計の合計が1億5,200万円ということで、合わせますと2億4,300万円程度となっているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。確認いたしました。

それから、ちょっと戻りまして、204ページの教育庁舎管理事業の修繕料のところ、負荷開閉器の交換ということがありますけれども、これはかなり長い間、使えると思うんですが、これは更新の時期とかいうのは決まっているんでしょうか。

○吉永教育総務課長

更新の時期でございますが、このたび、ちょうど受電設備の委託をしておりまして、その検査の中で更新になったということでお話を聞いておりまして、更新するものでございます。すみません、具体的な寿命でありますとかまでは、今現在、資料を持ち合わせておりません。

以上でございます。

○仲小路委員

特に、今、異常があるということではないということですか。

○吉永教育総務課長

具体的に、開閉器の中での異常が見られたということで、このたび交換をするというものでございます。

○仲小路委員

分かりました。確認いたしました。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：吉永教育総務課長 ～別紙

質 疑

○林委員

よろしく願いいたします。ただいま、小学校費、中学校費と予算が計上されておりますけれども、小学校費の208ページ、中学校費の212ページに、ただいま申しましたよ

うに予算が計上されております。また、予算の概要のほうも21ページにお示しいただいております。小中学校におけるAED屋外移設の件でございますけれども、児童生徒及び学校施設利用者が常時使用できる環境整備と示されている点で、数点お尋ねをしたいと思っております。

初めに、予算計上されている部分もたくさんお示しいただいたんですけれども、ちょっと分からないので、児童生徒及び学校施設利用者への告知方法というのはどのようにお示しされるのでしょうか。教えてください。

○吉永教育総務課長

このたびAEDの屋外移設を令和6年度に実施してまいりますけれども、その周知方法についての御質問をいただきました。こちらにつきましては、今後、施設利用者等に知っていただくため、市の広報や、あるいはポスター掲示、あるいは学校での周知、こうしたものも図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。市の広報とかポスター掲示とか、いろいろと周知していただくということが分かりました。設置時期、先ほど計上された中にはそれが示されておられませんでしたけれど、設置時期の予定はいつ頃でしょうか。

○吉永教育総務課長

ただいま設置時期についてのお問合せをいただきました。設置時期につきましては、現在、AEDにつきましては、長期契約を結んでおりますことから、その長期契約の契約が終わり次第ということになりますので、この長期契約の時期が令和6年11月30日まででございますので、それ以後、速やかに設置をしてまいりたい。その間に準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○林委員

契約があるので、令和6年11月頃からということでありますので、極力早くということをお願いしております。それと、現在は屋内にAEDが設置されておりますので、屋外に設置される場合に、場所としてはどのようなところを御計画でしょうか。

○吉永教育総務課長

場所でございます。場所につきましては、屋外ということで、今現在、玄関付近の中に設置しておりますので、できるだけ利用者の方が分かりやすい位置ということで、原則、玄関付近の外に設置をしていきたいということで、今、検討はしております。

以上でございます。

○林委員

玄関口ということでありますけれども、室内でもそうですけれども、屋外になりますと、街灯というんでしょうか、電灯が必要だと思うんです。ですから、常時、明かりがついている、夕方から夜間、朝方と、電灯がついていないといけないなと思ひまして、私も、これは大和地区の小中学校、平常、学校の校門内には立ち入ることができませんので、お話していないんですけれども、夜間、立ち入れない外から、暗くなってから拝見いたしました。正面玄関の入り口には街灯がついておりません。そういう状況で、そう言いながら、大きな明るい街灯がついていたり、校舎の高いところに大きな明かりがあったり、体育館の入り口にあったりとか、いろいろと工夫して明かりをつけていらっしゃいました。しかしながら、学校ごとにそのような配慮はされておりますけれども、玄関というところには明かりがなかったから、今後、屋外に設置されるのであれば、街灯は玄関口に、設置場所のそばにつけていただくようによろしくお願ひしたいと思ひておりますが、いかがでしょうか。

○吉永教育総務課長

AEDを屋外に設置する際の街灯等、明かりの確保ということでの御質問をいただきました。おっしゃるとおり、各小中学校によって状況が違いますことから、まずはその辺りの確認もしていきたいなという部分と、あとはAEDによっては、外に置く屋外用のボックスによっては、明かりがつくものであったり、いろんな形態がありますことから、その辺りも検討しながら、各学校でのよりよい方向については、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○林委員

最後に、もう1点お尋ねをいたします。現在、AED、自動体外式除細動器の取扱いのできる方、もちろん講習とか研修とかが必要でありましようけれども、ここには、児童、生徒及び学校施設利用者ということでありますけれど、児童、生徒と施設を利用される方、もちろん先生方も、こういう講習を受けて使える状況であるかどうか、その1点だけ教えていただければと思ひます。

○原田学校教育課長

AEDに関する教職員の研修でございますけれども、毎年、年度当初等に教職員対象のAEDの講習というのをを行うのが通例でございます、そちらのほうで研修は行っているものと認識しております。

○林委員

分かりました。それと、今、概要の21のところにお示しされているのは、児童、生徒が常時使用できる環境を整備していくということがありましたもので、児童、生徒の研修というか、指導はどうかのさるのだろうかと思ひてお尋ねいたしました。

○吉永教育総務課長

児童、生徒の使用ということでの御質問をいただきました。こちらにつきましては、消防等のほうに確認しても、やはり児童、生徒がそのものを、いわゆる支援者として使うということは、現在想定はしておりません。実際に、例えばAED自体が、簡単に申し上げますと、いわゆる電気ショックを与えるようなものでございますので、子供たちが使用するというのはなかなか難しいということで、そういうふうに想定しております。以上でございます。

○林委員

分かりました。そうですね、やはり命に関わることですから、慎重に取り扱わなければいけないということで、これからも注視してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○西崎委員

212ページの上段をお開きください。浅江中の土地、これと光丘高校の用地、これは現在、県と交換交渉を進められているということは承知しているわけです。それから、この間の本会議でも約1億円ぐらいの差額を合併特例債で市は県に支払うと、こういう話もございましたが、ここで、今、総務課長から話があったのが、光丘高校の校舎は無償で光市が県から譲り受けると、こういう話がありました。これは間違いございませんでしょうか。

○吉永教育総務課長

光丘高校の施設の無償ということでの御質問をいただきましたが、それで間違いございません。以上でございます。

○西崎委員

無償で譲り受けた暁には、令和6年度、浅江中学校移転に向けての校舎の改修工事が始まるわけです。そして、令和7年度の時期ははっきりしませんでした。浅江中学校がまず移転するということになる。これは分かりましたが、もう一つ分からないのが、片や浅江中学校の校舎、体育館、それからプール等はどういうふうな取扱いになるのでしょうか。

○吉永教育総務課長

浅江中学校の校舎、プールは今後どのようなようになるのか。いわゆる移転後の跡地活用という視点の御質問かなと思っておりますが、こちらにつきましては、跡地活用、今後、今の土地の部分を含めて、政策企画部を中心に協議を進めておまして、今後も、跡地活用等については、市全体の取組となりますことから、政策企画部を中心に検討が進ん

でくるといふふうに考えております。

以上でございます。

○西崎委員

土地、グラウンドは県のものになった。一方、校舎がそのまま残っている。これは光市のものなんです。これは、今、県との土地の交換交渉の中で撤去してくれとか、そういうふうな話が県のほうから出ているのかどうかというのが気になったので質問したんですが、どうでしょうか。

○升教育部長

お尋ねにお答えします。県との調整に係る部分については、政策企画部が担当しておりますので、こちらでの回答を差し控えたいと思います。

以上でございます。

○西崎委員

担当部が違うということは分かりましたが、跡地の活用については、いろいろな意見があります。例えば、現在の浅江のコミュニティーセンターは非常に古いし、駐車場も狭い。浅江中学校に行ったらいいんじゃないかという話もありますが、そうすると、これは今度はものすごく広過ぎて、維持管理が大変だと。片や土地をもらった県のほうも、上物があれだけのものがあるというのは、将来、取り壊すにしても、かなりの予算、金がかかるわけで、更地にしてもらおうと、一番県はいいんじゃないかというような私は考えを持って、県のほうが何か言っているんじゃないかと思って質問したまでです。後日、担当の部のほうに聞いて回答してください。

以上です。

○仲小路委員

先ほどAEDの屋外設置がありましたけれども、ちょっと確認ですが、全小中で16校ありますけれども、大和が3校、今年度で終わりますが、屋外設置の台数はどういうふうになりますか。

○吉永教育総務課長

屋外設置の今後の台数ということでの御質問をいただきました。まず、小学校につきましては、今、御質問いただいたとおり、再編する大和の3小学校につきましては、このたびは屋外設置は実施いたしませんので、市内でいきますと、その大和の3小学校を除いた8校。中学校につきましては、全中学校5校でございます。合わせて13校が屋外設置ということになります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから208ページで、先ほど説明がありましたけれども、補助教員派遣委託料なんです、塩田と東荷小ですが、この人数というのはどういうふうになりますでしょうか。

○原田学校教育課長

補助教員派遣委託に関する補助教員の人数ということでございますけれども、現在2名となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それで、委託料となっておりますが、委託先はどこになりますでしょうか。

○原田学校教育課長

委託先につきましては、本人との委託契約という形になります。

以上でございます。

○仲小路委員

状況は分かりました。それから210ページなんです、小学校整備事業の学校管理備品購入270万円で、校長室等のエアコン整備がありますけれども、これは実は令和5年の補正予算の第9号で、エアコン10台、550万円が計上されて、11号の補正で対象外となりましたけれども、そのときの計画はどのようになりますでしょうか。

○吉永教育総務課長

学校管理の備品購入費のエアコンの設置の計画ということで御質問をいただきました。委員仰せのとおり、今年度補正予算で計上していた部分が、内容が変わったということになります、当初、令和5年度から8年度にかけて、4か年で計画的に整備する予定でありましたが、その中で国の補正が活用できるということで、このたび申請をしたわけでございます。

したがって、その部分が補助が下りなかったということになりますので、元の計画に戻して、令和5年度から8年度までの4か年で計画的に整備していくということで、令和6年度につきましては、その令和6年度分の整備をこのたび計上したところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、光市の姿のことがありますけれども、これが4年ごとの改訂ということで、これ実際に改訂の内容というものと、印刷の部数についてお示してください。

○原田学校教育課長

光市の姿につきましては、4年に一度改訂されました小学校社会科の教科書の内容を確認し、今後、光市教育研究会の小学校社会科部会を中心に改訂内容を決定していくこととなります。よって、具体的な改正点はこれから本格的に検討となりますが、改正が必要となることの多い点といたしましては、統計データや写真資料などの更新が中心になるものと考えているところでございます。

印刷の部数につきましては、給付の対象となります令和7年度から令和10年度に小学校3年生になる児童の人数と担任の教員数並びに転入生のための予備を含めて1,750冊ということにしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これについては、外部に依頼するという内容はありますでしょうか。

○原田学校教育課長

この光市の姿の編集につきましてですが、この編集業務を外部に依頼することはせず、先ほど申しました光市教育研究会の小学校社会科部会を中心に編集することとしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから214ページですけれども、中学校整備事業の中で、光井中学校の校舎と体育館の工事というのがありますけれども、これの具体的な工事の内容というのはどのようになりますか。

○吉永教育総務課長

光井中学校の工事の具体的な内容ということで御質問いただきました。

主なものを申し上げますと、まず校舎でございますが、校舎につきましては屋内防水であったり外壁改修、あるいはサッシの交換、内装改修、照明器具の全体のLED化、それと給水管、排水管の更新であったりそうしたもの、それと職員トイレの改修、こうしたものが含まれております。

また体育館につきましては屋根改修、外壁改修、サッシの交換、内装改修、トイレ改修と、屋根については骨組みを残してそれ以外を全面的に改修するものでございます。

主な内容については、以上でございます。

○仲小路委員

これについて金額の予算は立っていますでしょうか、それぞれの。

○吉永教育総務課長

金額についての御質問をいただきましたが、大変申し訳ございません、今、内訳については資料を持ち合わせておりませんので。

○仲小路委員

分かりました。

それと、先ほど中学校教育214ページの海外派遣事業交付金で490万円がありますが、これがオーストラリアというふうに変更になる予定ということですが、これオーストラリアのどこの場所というのはまだ予定は決まっていますでしょうか。

○吉永教育総務課長

オーストラリアの場所といたしましては、ケアンズでございます。
以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

同じく214ページの最後ですけれども、中学校部活動改革推進事業の、先ほど説明がありました公認指導者資格取得経費補助金30万円がありますが、これは具体的に公認する団体とか資格とか、補助金というか資格の費用とかいうのは分かりますでしょうか。

○原田学校教育課長

この公認指導者資格取得経費補助金につきましては、中学校部活動の地域移行に係る地域の受皿や、指導者として関わる意欲がある方に対しまして、新たに公認指導者資格を取得するための費用を補助することで、部活動改革における円滑な地域移行を促進するものとなります。対象とする資格につきましては、公益財団法人日本スポーツ協会が認定する指導者資格をはじめ、公益法人などが認定する指導者資格とすることを予定しております。

また、補助対象経費につきましては、資格の取得に係る受講料及び資格登録料とし、補助額としましては補助対象経費の10分の10、上限額を5万円とすることを考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

以上で終わります。

○西村委員

それでは、まず予算書の208ページと212ページ、小学校費、中学校費それぞれのIC

T支援業務委託料についてお伺いいたします。

昨年度の予算編成時において、令和6年度のデジタル教科書の本格導入に伴いということで、一部先行をしてということで答弁をいただいたのですが、予算額としては、見てみると、昨年度より減少しているというところなのですが、これは変わらず、次年度から本格導入ということで間違いはないでしょうか。そのあたりを確認いたします。

○吉永教育総務課長

小中学校のICT支援業務の委託料が減額しておりますが、一方でデジタル教科書の本格導入、この部分について間違いはないかというような御質問をいただきました。

こちらにつきましては、先ほど少し触れさせていただきましたが、このICT支援業務の中のいわゆるデジタル教科書のアカウント管理、このあたりの業務が不要となりましたことから、予算上は減額となっております。

一方で、先ほどのデジタル教科書の導入につきましては、昨年度デジタル教科書の実証事業として本市では導入しております、6年度に関しての本格導入という部分に関しては変更はございません。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。

アカウント管理の最初の諸費用に当たる部分が、予算上は非常に大きかったということで理解をいたしました。

ちなみに、今回、デジタル教科書の導入の対象となる教科というものについてお伺いいたします。

○原田学校教育課長

学習者用デジタル教科書につきましては、文科省の普及促進事業により、令和4年度に全国の小学校5年生から中学校3年生までの英語化のデジタル教科書が提供されるとともに、令和5年度には算数科、数学科、これは小学校5年生から中学校3年生までとなりますが、そのデジタル教科書が段階的に提供されているところです。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。

英語と算数、数学というところで段階的にということで理解をいたしました。これは昨年、先行して一部実施ということで、実施されているものもあるかと思うんですが、これに関して先生であったり、生徒の反応というのが、もし市教委のほうで情報を持っていれば、そのあたりの反響についてお伺いしたいんですけれども、よろしいですか。

○原田学校教育課長

算数、数学科のデジタル教科書の活用方法でございますけれども、問題や問題の中にも含まれる図や表などを拡大したり縮小したりしながら、必要な書き込みができるとともに、書き換えることも簡単にできるというところから、そういったところが便利であるといったような声が届いております。

また、英語科のデジタル教科書の活用方法といたしましては、授業においてグループでデジタル教科書の音声を聞いたり、あるいはリスニングや音読の練習ができたりするところが便利であるといったような声が届いております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。

数学だったり英語、それぞれ概ねできなかつたことがよりやりやすくなるというか、プラスの方向での反響があるということで理解をいたしました。

それから、予算書212ページの中学校管理事務費のうち、先ほど各種委託料の中で旧光丘高校の施設維持管理費が含まれているというような先ほどの答弁と説明でございましたが、現在、これは県の施設になっているということで、そのあたりの全体的な進捗というか進展があるのかという点と、またこれ以外に今回の予算に反映をされている部分があるのかという点を、進捗と含めてお聞かせいただければと思います。

○吉永教育総務課長

ただいま浅江中学校の移転に向けての旧光丘高校の校舎の進捗ということでの御質問をいただきました。

このたび、予算に含まれている経費といたしまして、先ほど申しましたように、光熱水費であったり、燃料費であったり、各種委託料というのを含んでおりますが、現在の進捗でございますが、こちらにつきましては、昨年、諸般の報告等でも申し上げてまいりましたが、建物の無償譲与に向け、県と最終協議を進めているというところで、現在その状況でございます。従いまして、並行してでございますが、現在、建物改修のための設計も行ってございまして、設計完了後に速やかに建物改修を図っていくという状況でございますので、その最終協議がまとまり次第、無償譲与の契約を交わしていくという流れになってこようかと考えております。

具体的に反映している部分で申し上げますと、今申しましたように、施設が無償譲与ということになってまいりますので、施設に関連する維持管理費が一式です。契約締結後は、市所有施設として維持管理経費一式を行うこととなっております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。進捗状況としては、建物の譲与、譲渡に向けて、契約締結に向けて調整中であると。その後、譲与を受けるという前提で、市が譲与を受けた後の施

設の維持管理費が計上されているということで理解をいたしました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

執行部から訂正の申し出がございましたので、これを許可します。

○原田学校教育課長

先ほど休憩前に仲小路委員から、予算書208ページの小学校管理事務費補助教員派遣委託料に関しまして、補助教員の人数についての御質問をいただき、2名と回答いたしました。正確に申しますと、1週当たり20時間の2名分となりますので、補足させていただきます。

以上でございます。

○委員長

それでは、教育委員会関係分、議案第1号の2番目、小学校費及び中学校費の関係について質疑を続けます。

○西村委員

それでは今の補助教員派遣委託料についてなんですけれども、これは一定の理解をいたしました。これももちろん教員免許を持っている人がこれの対象になるという認識でいいのでしょうか。

○原田学校教育課長

補助教員につきましては、市費による非常勤講師として単独で授業を行っていただくため、教員免許を有するものとなります。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。委託先は本人委託ということで理解をいたしました。

それと、すみません、聞き逃したかもしれないんですが、一応確認で、予算書は30ページ、歳入のところになるんですけれども、これの教員業務支援員配置事業費補助金3分の2というふうにあるのは、今のこの補助教員の対応歳入ということでもいいのでしょうか。すみません、もう一度そのあたり説明をお願いします。

○原田学校教育課長

こちらにつきましては教員業務支援員となりますので、別のものとなります。

○西村委員

それに対応している歳出は一体どこになるのか、そのあたりも教えてください。

○原田学校教育課長

教員業務支援員につきましては、会計年度任用職員として印刷等業務、学習・学級事務業務、集計データ入力等業務、その他教員の事務的業務の補助に加え、備品の棚卸しや整理・廃棄等、事務作業及び印刷等事業準備などの業務内容を依頼することとしております。業務時間につきましては、1週当たり16時間、4日で大和地域の4つの小学校に1日ずつ勤務することと考えております。

○吉永教育総務課長

それでは今の教員業務支援の予算箇所でございますが、場所につきましては206ページをお開きいただきまして、この206ページの下段にあります小学校管理事務費の中の上から5行目にあります会計年度任用職員報酬、この中に含まれております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。理解いたしました。

それから予算書の214ページの教育振興費の中の中学校部活動の改革推進事業について、これの公認指導者資格取得経費補助金ということで、先ほど10分の10で5万円をみますということでしたが、これは単純に5万円が6件分という予算の組み立てでいいのか、そのあたりから確認をお願いいたします。

○原田学校教育課長

今おっしゃられたとおり6名分ということで算出しております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。

もう少し具体的に聞いていきたいんですけども、先ほど答弁の中で、日本スポーツ協会等が認定する云々という答弁があったかと思うんですけども、スポーツの種類によってこの資格を取りに行けるところ、県内なのか、県外なのか、そのあたりというのは結構、場所、種目によってまちまちだと思うんですけども、そういった受講に行くための費用、渡航費、旅費みたいなものに関しては、これは補助がないという認識でいいのかどうかお願いいたします。

○原田学校教育課長

この補助金につきましては、資格取得に係る受講料及び資格登録料としております。以上でございます。

○西村委員

単純に受講に係る部分の補助金ということで、県内であるものであればいいと思うんですが、やはり遠くに行かないと受講できない種目というのもあるかと思いますが、その辺は考慮の必要があるかなというふうに感じております。

それから、スポーツ系のものは、先ほどの公認指導者資格というふうなイメージがあるんですけども、これで文化系の場合の部活動とか、そういったものに関しては何かそういった準ずる資格というか、そういったものがあるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○原田学校教育課長

スポーツ活動と異なりまして、文化芸術活動につきましては、例えば大会等に参加するために必要となる資格というものが求められるケースは伺っておりませんが、一方で、文化芸術活動における公認指導者資格というものもあるようにも把握しておりますので、そちらのほうについても対象とするものと考えているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

大会に参加するにあたってそういったものが必要だということではないということで、また一方で文化系に関してもそういった公認指導者資格があるというふうなことは今、答弁でありましたけれども、具体的に文化系の部活動、公認資格があるもの、その辺が分かれば教えていただければと思います。

○原田学校教育課長

申し訳ございます。ただいま資料を持ち合わせておりません。

○西村委員

分かりました。それはまた今日改めてお伺いできればと思います。

ちなみに、この部活動の地域移行について、段階的に進んでいくというふうに、従前から説明いただいているとおりにかと思うんですが、今後の流れというか、その辺りはどういった具体的な今後の取組になっていくのか、その辺りをお伺いできればと思います。

○原田学校教育課長

部活動の地域移行につきましては、昨年度に設置した光市部活動改革推進協議会において基本的な考え方というものを示させていただいて、昨年12月には学校部活動の地域移行は平日、休日の区分なく行うこととし、令和8年度中の地域移行の実現を目指すこととされたところであり、また地域移行は活動の実施主体となる地域団体等の体制が整った活動から順次移行するとしておりますことから、令和6年度から実施可能な地域クラブ活動団体による中学生の受入れを開始することとし、試行的な運用を実施しながら課題や問題点等の抽出、それに対する検討を進めることとしております。

以上でございます。

○西村委員

ただいまの答弁で、令和6年度から試行的に今、実施をして課題等の抽出に努めていくということでありましたけれども、この令和6年度から始まる地域移行を始めていく具体的な種目というものについて、決まっていれば教えていただければと思います。

○原田学校教育課長

現時点で登録いただいている団体種目ということになりますけれども、スポーツ活動につきましては、剣道、柔道、卓球、バドミントン、バスケットボール、ソフトテニスになります。文化芸術活動につきましては合唱になります。そして、その他公認団体として、スポーツ交流村海洋クラブ、セーリング、ひかり探Qプロジェクトというものが上がっております。

以上でございます。

○西村委員

スポーツで剣道、柔道、卓球、バドミントン、バスケット、ソフトテニス。分かりました。文化系で一応、合唱ということで、このあたりが令和6年度から試行的に始まっていくものだと理解をいたしました。それに伴って、先ほどの予算の説明の中でもちらっと触れられておったと思うんですが、会計年度任用職員のところで、部活動指導員だったかな。そのあたりのお話があったと思うんですが、去年から会計年度任用職員報酬というものが増額をこれしていると思うんですが、その増額分というのは指導員の兼ね合いということなのかどうか、そのあたりをもう少し具体的に説明をいただければと思います。

○原田学校教育課長

増額分につきましては、部活動指導員に係るものとなります。

以上でございます。

○西村委員

ちなみに、この部活動指導員が去年からというところだと40万円ぐらい増額している分が、その分、その40万円ぐらいがその金額だということで、そういう理解でいいですか。

○原田学校教育課長

間違いございません。

○西村委員

であるならば、これは何名分の部活動指導員の報酬に当たるのでしょうか。そのあたりをお願いします。

○原田学校教育課長

1名分ということで算出しております。
以上でございます。

○西村委員

この1名分は具体的にどういう内容の人なんですか、その部活動指導員。もうちょっとそのあたりを教えていただければと思うんですが、例えば部活動指導員、どこかの学校に属して、部活動の地域移行をフォローしていくような役割の方なのか、そのあたりのイメージがつかないので、このあたりをもう少し教えていただければと思います。

○原田学校教育課長

これまで学校部活動については、外部指導者という形で、外部の方にその指導、技術的な指導をお願いするということがございました。こちらについては、基本的にはボランティアをお願いするケースが多くございましたけれども、この部活動指導員につきましては有償で、かつ、この部活動指導員は顧問と同じように大会等への引率等も可能になるというような形での業務をお願いする指導員という形になります。

具体的には、現在、浅江中学校の野球部を想定して考えております。
以上でございます。

○西村委員

もともと外部指導者だった人を部活動指導員として報酬を支払った上で、浅江中学校の野球部を見ていただくというお話だったと思うんですが、これと中学校部活動改革推進事業、いわゆる地域移行していくところの関連性というか、そのあたりってどういうふうに考えればいいですか。その地域移行していくために部活動の指導員として推進していくためにやる事業なのか、それとも浅江の中学校の野球部にピンポイントで入っているところというのが、ちょっとイメージというか、どういう関連性があるんだろうというところが、いまいちピンとこないんですけれども、そのあたりをもうちょっと説明をいただければと思うんですが。

○原田学校教育課長

この部活動指導員でございますけれども、これから学校部活動が地域クラブ活動に移行する過程において、そのような外部の方に、学校の教員以外の方に部活動の指導をお願いするということの取組の一つとして、地域移行を目指して行っているという形のものでございます。
以上でございます。

○西村委員

ということは、野球も含め、今後、中学校の部活動から地域移行をしていくに当たっ

て指導する人たちがまずは学校の中に入っていき、そういった意味合いで理解をするんですけども、これは令和8年度に向けて、もちろん今、野球だけがこういう形になっていますが、浅江中学校の別の部活動でも、今、外部指導者としてボランティアで教えていただいている人が指導員という形で入っていくということは、今、想定をされているという認識でいいんですか、ほかのところでも今後。そのあたりはどういうふうに考えればいいでしょうか。

○原田学校教育課長

この部活動指導員をお願いするに当たっては、一定の時間等、また子どもたちが現在、部活動を行っている時間帯等にも御指導いただくような形になります関係で、条件が整わらないとなかなかお願いができないところはあるんですけども、基本的にはこれから、もしそういった外部指導者の中で検討していく必要が出てきた場合には、改めて考えていきたいとは、担当としては考えております。

以上でございます。

○西村委員

今、時間の制約があるという話が出てきたんですが、これは報酬を出す以上、一定以上を学校に関わって教えてくださいねという、時間的な、何時間以上みたいなものがあるという理解でいいんですか。

○原田学校教育課長

こちらにつきましては、山口部活動改革推進事業補助金等を受けて行うものになりますけれども、この事業で勤務条件としては、1週間当たり7時間以内、年間245時間以内となっております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。これは、今、参与のところで補助金の兼ね合いがあるので、そういった週7時間以内、年間で245時間以内という制約というか、それがあるということで、以内ですか。

○原田学校教育課長

事業の内容としては、以内となっております。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

そういった形で、学校に入っていく指導員の方と、地域移行の受皿として、これから公認指導の周りとして動く、いろんな面から部活動の地域移行を進めていくということで、そういった予算立てになっているということで理解をいたしました。

引き続き、結構ハードな事業になっていくだろうということが考えられますので、ほかの今、上がらなかった部活動とかについても、引き続きの取組をよろしく願いいたします。

以上です。

説 明：国広文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

222ページの放課後児童クラブ管理運営事業の真ん中のあたりに広告料5万8,000円とありますが、これ今まで計上がありませんでしたが、どういう内容でしょうか。

○国広文化・社会教育課長

支援員の人材の確保が近年難しくなっている現状がございまして、支援員の求人を行う手法として、1か月間という期間ではございますけれども、求人情報紙に掲載する経費として今回、計上をさせていただいたところでございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

○西村委員

それでは何点か、もう少し詳細を教えてほしいという意味があって、予算書の20ページですかね。社会教育使用料のうち、周防の森ロッジ使用料のお話がありましたけれども、これの30万円を見込んでいる算出の根拠を、そのあたり教えていただければと思います。

○国広文化・社会教育課長

算出の根拠につきましては、施設の使用料というところにございますけれども、例年の使用の金額を参考に歳入額のほうを計上しております。

以上です。

○西村委員

ちなみに、こういった利用の仕方では何件分みたいなのって、決算ベースで数字が示せるものがあればそのあたりをお聞きしたいんですけれども、ありますか。なければ、またいいですか。

○国広文化・社会教育課長

どの施設をいくらというような形での積算の方法というような形でなく、先ほど申し

たような形での例年どおりの使用料決算額等を基づいて、歳入予算のほうを計上しているところでございます。

以上です。

○西村委員

分かりました。各施設というよりは、全体として決算がこれぐらいになっているので、という決算ベースの見込みで計上しているということで理解をいたしました。ありがとうございます。

それから、予算書の38ページの講座受講料の49万4,000円についてもお伺いできればと思います。算出の根拠ですね。

○国広文化・社会教育課長

主なものといたしまして、少年少女セミナーの受講料、それから中学生リーダー養成講座の負担金、雪遊び等ですね、小学生と県外に行くときの負担金、それからロッジで主催しております事業の講座受講ということで、木工教室や生け花教室やそういった受講生の受講料ということで40万2,000円程度を見込んでいたところでございます。

以上です。

○西村委員

分かりました。各種セミナー、中学生リーダーの負担金とかもあるんですね。そういったものの積み上げで、決算ベースでこれも見込みを立てているということで理解をいたしました。

以上です。ありがとうございます。

○林委員

予算書の220ページでございますけれども、青少年健全育成事務費というところの説明の中に、先ほどヤングテレフォンの通信運搬費ということで10万8,000円ですか、説明がございましたけれど、ヤングテレフォンはかなり前から行われており、電話代と思えますけれど、電話料金以外はこの購入は入っているのでしょうか、どうでしょうか。いかがでしょうか。お尋ねします。

○国広文化・社会教育課長

青少年健全育成費の通信運搬費でございますが、こちらのほう、青少年センターの全体の通信費ということで計上のほうをさせていただいております。

ヤングテレフォンのほうの通信運搬費としましては、ヤングテレフォンにつきましてはフリーダイヤルとなっておりますので、かかってきた場合の電話代と、それからフリーダイヤルの使用料ということで、月1,100円程度ですね、フリーダイヤルの使用料のほうがかかっているところでございます。

以上です。

○林委員

そうすると、今、ヤングテレフォンのほうはフリーダイヤルということでおりましたけれど、通信運搬費としては、今おっしゃったこと以外にはどのようなものが考えられるのでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

通信運搬費ということで電話料金というところで計上のほうをさせていただいております。来年度からヤングテレフォンのほうにつきましては、これまで電話・ファクスということで相談のほうを受け付けておりましたが、メールでの相談も開始をしようと、アンテナを1つ増やそうということで今動いております。そういうことになりますと、メールということになりますと、インターネットの接続料、こちらは今、青少年センターのほうで予算のほうは計上させていただいておりますが、こちらのほうの一部もヤングテレフォンの経費ということにはなろうかと思っております。

以上です。

○林委員

よく分かりました。メールやインターネット接続ということで、やはりヤングテレフォンのようにご相談される場合は、やはり電話で、ファクスでというよりも、現在の人たちはメール配信というんでしょうか、メールでお問合せするというのが簡単に思われますので、これいい試みであるということで思っております。期待しております。ありがとうございました。終わります。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

説 明：国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、眞嶋図書館長 ～別紙

質 疑

○中本委員

それでは、社会教育費、市民ホール費について質問をいたします。

市民ホール新市誕生20周年記念事業であります。予算案概要の19ページを御覧ください。市民ホールの新年度予算であります。20周年記念事業の合計400万円ですが、子育て世代に合わせたコンサート開催というふうになっておりますが、もう少し具体的に説明してほしいと思っております。現時点で言える範囲をお願いをいたします。

○国広文化・社会教育課長

市民ホール費におきます20周年記念文化振興事業合計400万円につきまして、子育て世代から中高年層の各世代に合わせたコンサート等ということで、今御説明させていただいております。詳細につきましては、子育て世代についてはキャラクターショーのよ

うな形のものを開催できればと思っております。あと、コンサート、講演会等も今予定をしておるところでございますが、歌手などの出演者については日程調整を今現在行っておりまして、まだ確定というところが打てない状況ということになっております。興行というイベントというところの回数でいきますと、4回程度今実施をしようというふうに計画をしているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

子育て世代に合わせたコンサートという説明がありました。しっかりと早く具体的に計画をしながら、すばらしいコンサートであってほしいというふうに願っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは次に、伊藤博文公遺徳継承事業についてであります。予算の概要19ページであります。新市誕生20周年記念して、伊藤公資料館の初の試みであります下関の東行記念館との連携について、県内はもちろん、国内でも多くの市町に施設がありますが、なぜ東行記念館と連携に至ったのか経緯をお聞きいたします。

○国広文化・社会教育課長

高杉晋作は、尊王攘夷や倒幕に向け行動した人物で、若き時代の伊藤公の思想や人間形成に非常に影響を与えた一人でございます。このような二人の関係もあり、伊藤博文公の博文という名前、またそれ以前の伊藤俊輔の俊輔という名前、どちらも名づけ親は高杉晋作でございます。伊藤公と高杉晋作は深い絆があったことから、激動の時代を駆け抜けた二人の関係に深く迫っていく企画展を考えました。東行記念館、伊藤公資料館、どちらの施設も一人の偉人を顕彰する施設であること、また両施設とも連携が可能である距離にあること、このようなことが理由に挙げられます。

以上でございます。

○中本委員

伊藤博文公と高杉晋作は、共に松下村塾で学んだ兄弟分の間というふうに思っております。名づけは高杉晋作、その二人の絆はすごい深いものがあったというふうに思っております。いろんな面で高杉晋作と伊藤博文公はいろんなことの中にもあったというふうに記録されております。これが連携に至ったというふうによく思っております。よく理解をいたしました。

それでは次に、入館記念デジタルスタンプについて、一般質問である程度の理解をいたしました。なかなか私としてはイメージがしにくい。もう少し流れを含めて説明をお願いいたします。

○国広文化・社会教育課長

入館デジタルスタンプのもう少し詳しい説明ということで御説明のほうをさせていただければと思います。

まず、入館者の方が伊藤公資料館の建物の中に入られるというところになります。そうすると、受付に当該スタンプのQRコードの板を設置してございます。入館者の方には、QRコードをスマートフォンで読み取っていただくことで、入館当日の日付の入ったスタンプをスマートフォンの中で保存していただけるというシステムを考えております。入館者のスマートフォンに保存されたスタンプは、いつでも皆様の好きなときに皆様のスマートフォンの中で楽しんでいただけます。また、このスタンプを友人や知人に送ることやSNSで発信することも可能でございます。こうしたことによって、伊藤公資料館を訪れていただいた方皆様が伊藤公資料館について情報発信をしていただくことによって、伊藤公資料館の認知度を上げようということにこのツールは活用できるのではないかとこのように考えております。

デジタルスタンプのデザインは、新市誕生20周年のオリジナルスタンプから、伊藤公資料館での春夏秋冬の季節、景色のデザイン、また伊藤公資料館収蔵の貴重な品など、様々なデザインを作成することが可能であることから、作成当初から10種類程度のスタンプを作成していこうというふうに思っております。また、月によって、QRコードを変えることによって、違うスタンプをダウンロードしていただけるということで、スタンプの種類もたくさん当初から作っていこうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○中本委員

受付で、QRコードでスマートフォンに保存するということであります。デジタルスタンプサービスを集めることによって、イベント地域への来訪者が増えて、回遊のきっかけになるというふうに思っております。来館者が増え、消費活動にも結び、また東荷地域の活性化にもつながるというふうに思っております。来訪者自ら発信することで、SNSに登録して、利用者同士が交流できるというような情報もありますので、他のユーザーとつながりを持っているということだというふうに理解をいたしております。記念事業に参加して理解を深めていきたいというふうに思います。

それでは、次に行きます。

以前に提案しておりましたが、新市誕生20周年記念イベントについてであります。伊藤公資料館について記念行事の提言をいたしました。新年度、6年度に実現するのか、計画はあるのかお示してください。

○国広文化・社会教育課長

来年度は、新市誕生20周年という記念すべき年度となります。伊藤公資料館でのイベントということになりますが、例年企画展開催の初日に開会行事を行っておりますが、来年度はこれまでと違い、多くの市民の方に参加していただき、新市誕生20周年、伊藤公の誕生日、また企画展の開会等を伊藤公資料館の敷地の中で一緒に祝っていただくというような形のイベントのほうを現在考えているところでございます。

以上です。

○中本委員

20周年行事の計画を今お聞きしましたが、踏み込んだ行事計画をもうちょっと突っ込んでお話ししたいというふうに思います。資料館においての記念行事ということですが、ちょっともう一回お願いできますか。

○国広文化・社会教育課長

来年度につきましては、企画展開会をのきを狙いまして、伊藤公の誕生日、また新市誕生20周年、また企画展の開会日というところで、こういった三重にわたるところの日にちということになろうと思っておりますけれども、資料館のほうに伊藤公の誕生日もお祝いしながら企画展もお祝いする、新市誕生20周年も市民の皆さんと一緒にお祝いをするというような形の開会イベントを現在考えております。また、開会のイベントの際に、所管の私どもの係員、学芸員等もいますので、敷地内を学芸員のほうが説明へ回るといったような形のものもできればなというところも考えております。

以上です。

○中本委員

大変失礼をいたしました。生誕の地として9月2日の誕生日を市民に公募して、盛大にオープニングセレモニーを行うということになります。今年度、6年度は9月2日が月曜日でありますので、そのあたりの日程調整はいかがでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

今年度の企画展につきましても、伊藤家をお招きして、企画展のオープニングイベントを8月の日曜日にさせていただいたりとかという形も取りましたので、9月2日が伊藤公の誕生日ではございますが、9月1日が日曜日ということで、皆様の集まりやすい日にちでこういったイベントのほうを開催するように予定していきたいというふうに思っております。

以上です。

○中本委員

皆さんの集まりやすい日程ということになりますので、もしあれやったら日曜日のほうが非常に成果が上がるのかなというふうに思っております。

9月2日の誕生日ということで市民に公募しますと、さて何人来られるかということが今のところ分かりません。10人、20人とたくさんの方が公募してこられた場合には、多人数でのオープニング行事はどのようにお考えでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

基本、オープニングイベントにつきましては、伊藤公資料館のホールと伊藤公資料館の入り口の辺りを考えております。また、先ほどのちょっと御説明させていただきまし

たが、学芸員による伊藤公記念公園の敷地内の説明、こういったものも説明ツアーとい
いますか、そういったものもやって、市民の方に伊藤公記念公園、伊藤公資料館のほう
をより深く知っていただくという形のものも計画していけたらというふうに思っており
ます。

以上です。

○中本委員

たくさん公募があつて、盛大に誕生記念パーティーが行われればというふうに思っ
ております。

それから、特に今回20周年記念祝いでありますので、資料館の中に展示用備品を400
万円というふうに中に予算化しておりますが、もし分かれば中身を教えていただきたい
と思います。

○国広文化・社会教育課長

伊藤公資料館管理運営事業の228ページ、下から3行目でございます。展示用備品購
入費でございます。こちらのほう、383万2,000円計上させていただいておりますが、内
訳といたしましては、ガラスケース、横幅が約180cm、奥行き60cm、高さが1mぐら
いの、照明が天井にLEDの照明で下の展示品を、照明を使って明るく展示できるとい
うようなガラスケースを4本現在考えております。現在のガラスケースがないわけではな
いのですが、もう30年以上経過しているようなガラスケースになっておりまして、非常
に劣化のほうも進んでいるということで、いい資料ケースにいい資料が入るとい
うことで、伊藤公資料館のグレードを上げていこうという形のもの一つ考えております。

また、いろいろな展示物を掲示する掲示板、展示ボードがあるのですが、こち
らのほうも今は木目調の白い物になっておるのですが、ちょっと黒のシックな形
のもので、白い掲示物がはっきり見えるような形で、そういった展示ボードのほうも購
入していこうと、こちらのほうは2枚購入予定ということで考えております。

以上でございます。

○中本委員

400万円で4本という展示用のショーケースであります、黒のシックな形で、伊藤
家の愛蔵品が非常に貴重な商品でありますので、見ていただいてすばらしい愛蔵品で
あるなということを感じられるというふうに思っておりますので、ぜひその展示用備品に
ついてはいいものを買っていただくということでありますので、了解をいたしました。

それでは、これを機会に、伊藤の公園内の銅像がありますが、座像が上の公園にあつ
たり、実像は記念館の前にあります。旧1,000円札の顔出しパネルもあつて、生家、産
湯の井戸、ふれあい広場等、いろんな施設がありますので、いま一度改めて見つめ直す
絶好の機会であるというふうに思っています。メディアを通じてアナウンスしながら、
そして東荷地域の方々にも参加することによって、この地域の活性化につながるとい
うふうに思っております。

最後になりますが、今、資料館の館長が不在でありますので、ぜひ新年度は新しい館長をお迎えしながら、この20周年記念事業を成功に収めるようによろしく願いをいたしておきます。

以上です。

○林委員

今、同僚議員がいろいろと伊藤公のことをしっかりとお尋ねいただいて、20周年記念の企画展が楽しみになっているところでございます。

しかしながら、松下村塾で共に学んだ伊藤博文、高杉晋作がコラボして、このような伊藤公のふるさと光市で開催されることはとても喜んでおる、また期待しているところでございますが、今までもいろんな企画展をされて、企画展にいろんな周知をしていただくために、ポスターとかいろんなことを所管の方々は考えてこられております。今回は特別の企画展ということで、どのような周知の方法を図っていかれるのであろうかと楽しみにしておりますが、その点、予算にも計上されていると思いますけれど、お考えがあればお示してください。

○国広文化・社会教育課長

企画展の看板、立て看板等も看板製作料で計上のほうをさせていただいております。この立て看板については、1か所に企画展の期間中ずっと掲示するわけではなく、1週間、10日という期間をもって、いろんな場所に設置し替えるということをこの2年ぐらい行ってまいりました。今年度については、聖光高等学校の入り口等にも立て看板のほうを設置させていただきました。そういった形と同様に、ポスター、チラシのほうにつきましても、いろんなところに貼っていくということで、市民の方に何度も目にさせていただけるような形を取りたいということで、今年度、金融機関にお願いしまして、ATMの前や金融機関の入り口の壁にポスターを設置していただいたところでございます。来年度も同様の取組をしていきたいというふうに思います。

また、来年度の企画展につきましては、下関市の東行記念館と連携をした企画展となることから、光市と下関市、相互で企画展が行われますので、相互のポスター、チラシ等を各公共施設等に貼って、相乗効果を高めていきたいという周知の仕方を考えております。

以上です。

○林委員

ありがとうございます。いろいろと試行錯誤されて広報されているというのがよく分かります。御苦勞も大変であると思っておりますけれど、成功することを祈っておりますし、私たちもしっかりと周知して、皆さんと共にこの伊藤公の継承事業にしっかりと取り組んでいきたいなと思っております。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○仲小路委員

それでは、予算書の226ページ、文化センター整備事業、先ほど説明がありましたエレベーターと受電設備の工事がありますけれども、これの実際の金額の内訳と、それからエレベーターの工事の内容をお示してください。

○国広文化・社会教育課長

文化センターの施設整備工事の内訳でございます。エレベーターの更新に2,887万円、受電設備の更新に1,850万円ということございまして、エレベーターのほうについては、エレベーター室のほうは触らずに、エレベーターの箱といいますか、それから上下の駆動する装置、そういったものについては一新するという形の工事になります。

以上です。

○仲小路委員

これにつきましては、エレベーターが使えない期間というのはどのくらいありますか。

○国広文化・社会教育課長

時期はまだ確定していないところですが、約2か月エレベーターが使用できないという期間がございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

それから、同じく226ページの伊藤公資料館管理運営事業の中の警備委託料の63万7,000円がありますが、これ今回のみなんですが、内容をお示してください。

○国広文化・社会教育課長

伊藤公資料館と旧伊藤博文邸の2施設の機械警備を行う費用となります。昨年度、防火警備委託料という形でちょっと文言整理のほうをさせていただいたところです。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

それと併せまして、その2行下の消防用設備保守点検委託料、これは今回初めてではないかと思いますが、どういう状況でしょうか。

○国広文化・社会教育課長

こちらもちょうと文言整理ということにはなりますけれども、昨年度が防火施設点検委託料ということで計上のほうをさせておったものでございまして、今年度、消防用設備保守点検委託料という形に変えさせていただきました。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

それから、先ほど説明をいろいろありました入館記念デジタルスタンプ製作委託料33万1,000円ですが、これを月ぐらいで内容を変えるということがありましたけれども、これをなるべく頻繁に、例えば週替わりとか日替わりとか変えることによって、この費用というのは種類によって変わりますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

デジタルスタンプの今構想の中でございますが、QRコードを当初から10種類以上作っておくということで、伊藤公資料館の受付のQRコードを差し替えるだけでダウンロードする画像が変わるということで、特に週替わりでQRとかデジタルスタンプを変えたとしても、QRコードを受付のところに置き換えるだけで経費はかからないということにはなりますが、四季折々の景色、風景とかそういったものもありますので、1週間というような短期間というところはなかなか厳しいのかなというふうには思っております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。そんなにたくさんの種類はできないということでもよろしいですか。

○国広文化・社会教育課長

当初、10種類以上のスタンプのデザインを一挙に作ろうという形で今は考えておりますので、20とか30はちょっと難しいかなという形は考えております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。状況を確認いたしました。

それから、228ページなんですけど、5行目のケーブル配線設置、これは8万円、金額が少ないんですが、これはどういう内容でしょうか。

○国広文化・社会教育課長

ケーブル配線設置工事8万4,000円ですが、来年度、伊藤公資料館にWi-Fiを設置する予定としております。伊藤公資料館周辺にインターネット回線の光ケーブルが行き届いておりませんので、ケーブルテレビのインターネット回線を設置する経費ということで計上させていただいております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、同じく伊藤公資料館のところの下から2行目の森林環境譲与税活用備品購入費ということで、旧邸の靴箱の設置ということがありましたけれども、これにつきまして、具体的には設置場所とか何足とかいうのは決まっていますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

森林環境譲与税を活用した靴箱の設置というところでございます。旧伊藤博文邸につきましては、住居用で建物が設計をされておらず、下足、靴については建物の外に脱いで中に入れていただくということで、雨のときとかもちょっと濡れるというようなところもございますので、靴箱については旧伊藤博文邸の扉を開けた中の左側に約12足収納できる靴箱を設置しようという形で今考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、収入ですが、38ページの下から5行目の先ほど説明がありました伊藤公資料館商品販売収入19万5,000円ですが、これは収入とありますけれども、これは販売額ですか、それとも仕入れとか原価を引いた純利益という意味でしょうか。

○国広文化・社会教育課長

例えばですが、200円のボールペンを売った場合の200円のその収入額がここに入ってくるという形で、仕入れから原価を、販売金額から収入金額を引いたというような形のものではございません。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

以上で質問を終わります。

○西村委員

それでは、何点か確認を含めて質問をさせていただきますが、まずは予算書の224ページで、説明で一部触れておりましたが、文化財保護事業のうち看板作成等委託料の部分で少し説明があったと思いますが、具体的にはどこのどういった看板なのか、もう少し説明をお願いいたします。

○国広文化・社会教育課長

看板作成委託料につきまして、文化財の看板で、経年劣化により文字が見えにくくなっておるといったような形のもので2か所ございます。1か所目は、島田中学校の裏側の下にございます島田三尊種子の板碑という石碑が立っておるんですけども、この看板

がちよっと見えにくくなっておるので更新をしたいと。それからまた、浅江にあります清水宗治の主従の供養塔、こちらのほうの案内の看板を更新していきたいというふうに思っております。新規にはなりますが、大和地区にあります毛利の家臣でございました阿曾沼氏の墓所、これが神社の境内の奥のほうにあるんですけれども、こちらのほうに看板設置が可能となりましたので、こちらのほうに新設でつけていきたいというふうに思っております。

また、今回の看板につきましては、QRコードを看板のどこかに設置をいたしまして、その文化財の深掘りの情報でありますとか、近隣の文化財の位置とか、そういったものもそれぞれの看板に情報を盛り込んでいきたいというふうに思っております。また、既存の文化財の看板につきましても、QRコードについては設置のほうをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。修繕が必要なもの、あと新規のもの、あとQRコードの兼ね合いということで理解をいたしました。QRコードでいろんな深い情報を読み込んでいく、最近はそういったブームというところもあると思いますので、よりこれが一人でも多くの方に目につくように、周知のほうをまたいただければなというふうに思います。

そしたら、続きまして、予算書の226ページ、同じところなんですけれども、この次のページ、伊藤公等資料館管理運営事業のうちの公園管理委託料についてなんですけれども、これ昨年度と比べて金額が減っていると思うんですが、すみません、説明を聞き逃していたらあれなんですけれども、もう一度教えていただければと思います、理由を。

○国広文化・社会教育課長

公園管理委託料については、減額というふうになっております。現在、伐採する支障となる樹木のほうがもうなくなってきたということと、敷地内の樹木の剪定や消毒の回数を今回ちょっと見直しをさせていただいたということ、それからまた、軽微な除草作業については、職員でも対応できる場所がございますので、そういったところは職員のほうで対応していこうというところで、予算の減額となっているところでございます。以上です。

○西村委員

承知しました。そういった職員さんの努力の部分と、そもそも対象になる樹木であったり、消毒の回数を見直しを行ったというところで理解をいたしました。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○西村委員

それでは、続きまして予算書の226ページのふるさと郷土館管理運営事業の土地借上料のところなんですけれども、これの土地建物の借上料の算出の根拠、その内訳、詳細をお尋ねいたします。

○国広文化・社会教育課長

土地の借上料の算出の根拠ですけれども、まず固定資産税の課税標準額の1.4%、それから都市計画税の課税標準額の0.3%、それから土地につきましても課税標準額の4%、建物につきましても課税標準額の10%というところの積算で行っております。

こちらのほうは、光市の普通財産の逆ではありますけれども、貸付要綱の中のパーセンテージ等を参考にして、借上料で計上しているところでございます。

以上です。

○西村委員

承知しました。固定資産税の1.4%、あと都市計画の0.3%、あと評価額の4%、建物に関しては10%、その積算の合計だということで理解をいたしました。

去年と微妙に数字が変わっているのは、課税標準額が多分微妙に変わっているからだということだろうなというふうに理解をするんですが、なかなかこのそういった算出の根拠があると言いながらも、いいお値段というか、高額な分類かなというふうに予算書を見ていて毎年感じていたところなので、その辺りは今回気になったので、どういった算出の方法をしているのかということでお尋ねをさせていただきました。また、これは折を見てお尋ねしようかなと思います。

続きまして、同じ226ページの、すみません、行ったり来たりで。伊藤公資料館管理運営事業の光熱水費についてなんですけれども、去年質問したときに、長期継続契約なので変更、増減もしませんよということで去年答弁を頂いていたのですが、このたび少し数字が変わっているので、その辺りの理由をお尋ねできればなと思います。

○国広文化・社会教育課長

来年度より新電力の長期契約が新たに更新されるところでございまして、これまでどおりの電気料にはなかなかならず、理由としましてはエネルギー価格の高騰等によりまして、光熱費の増額は契約の更新と更新時の新電力の単価の違いということで、予算額のほうが増額となったところでございます。

以上です。

○西村委員

承知しました。今年がその契約の更新の年に当たるということで、金額が変わっているんだということで理解をいたしました。

それから、同じ管理運営事業の中の修繕費、209万8,000円ほどございますけれども、今回のこの修繕の内容というのはどういったものになりますか。

○国広文化・社会教育課長

修繕につきましては、館蔵資料の修復、寄贈で頂いたいろんな資料がございます。こういったものがかなり傷んでおって展示ができないというところがございますので、この館蔵資料の修復を6点させていただきたいと。

それから、雨の降り方、雨の向きによってですけれども、資料館のほうで若干の雨漏り等がありますので、屋根の補修をさせていただきたいと。

それから、伊藤公資料館の入り口に石柱のような形の柱が建っておりますが、こちらのほうの下地の基礎部分、こちらのほうにちょっとクラック、ひびのような形のようなものが入っておりますので、こういったものを補修するのと、どうしても階段がちょっと高齢者の方に見にくいということで、色をつけてスリップ止め、そういった形の階段の補修もしていきたいというふうに思っております。

内容的には、こういったものを合わせた金額が今回の予算金額になっているというところがございます。

以上です。

○西村委員

承知いたしました。資料の修繕が6点、雨漏りをしている部分があるというところで、その修繕と石柱のクラック、あと階段の滑り止めということで、今年新市誕生の20周年を迎えるということで、そういった利用者も増えるということも予想されますので、そういった修繕というのはしっかりとやられるということで認識をいたしました。引き続きの取組をよろしくお願いいたします。

それから、同じ管理運営事業の中の展示品運搬委託料、あと商品等製作委託料、看板作成等委託料、説明はあったと思うんですけれども、この3つ、もう少し詳細を教えてください。

○国広文化・社会教育課長

3つの委託料につきまして、まず1つ目、展示品運搬委託料でございます。こちらのほうについては、東行記念館から伊藤公資料館に高杉晋作の資料を運搬しなければなりません。こちらのほうの運搬費用、これに対する運搬中の事故等のあった保険等も入っているという委託料でございます。

それから商品等製作委託料、こちらにつきましては、現在資料館で販売しておりますグッズの製作の委託料となりまして、昨年製作いたしましたトートバッグ、こちらのほうがちょっと在庫のほうが少なくなってきましたので、今の予定では3,000枚ほど追加で作成をしておこうということでございます。

それから、一番下の看板作成等委託料でございます。こちらのほうにつきましては、9月から開始いたします企画展で使用する立て看板を5枚、それから先ほども説明いたしましたが、道路向かいの駐車場、こちらのほうに駐車場とかPとかという看板がございます。こちらのほうを新たに更新をいたします。

それから、伊藤公資料館のほうの入り口のスロープのようになっているところ

ろを上がっていただくようになりますが、こちらのほうに開館・閉館、それから入館料、こういったものが一目で分かるような、確認できるような看板を新設しようというところでございます。

現在、伊藤公資料館の入り口の自動ドアが開くか開かないかのところまで行って、休館中か開館中かが分かってしまうということで、そういったところもでございますので、もう敷地に入る前のところから、その当日開館中か閉館中か、入館料は幾らかというものが一目で分かるような形の看板を新設しようというふうに思っております。

以上です。

○西村委員

承知いたしました。展示品の運搬に関しては、下関を往復ということだと思っておりますが、それなりのものを運ぶということだと思っておりますので、こういった金額になっているんだろうという理解をいたしました。看板に関しても、利用者の利便性を向上させるためのものだということで理解をいたしましたので、引き続き取組をお願いいたします。

それから、次に228ページなんですけれども、ちょっと説明の中で気になったので教えてほしいんですが、市民ホール管理運営事業の中の市民ホール整備事業の施設整備工事780万円。これが蓄電池の整備だということで御説明があったと思うんですけれども、この蓄電池の容量とか、そういった具体的なところが決まっていればお伺いしたいんですけれども。

○国広文化・社会教育課長

電気の容量とかそういった詳細なところについては、ちょっとなかなか把握しきれていないところでございますが、この停電時、それから火災時において、スプリンクラーとか火災警報装置とか、そういったものが作動しないということがないような形の予備電源というものが今回耐用年数等も来ておりますので、更新をしていきたいということで予算の計上をさせていただいております。

以上です。

○西村委員

分かりました。もともとある設備なんですね。すみません、その辺り認識が足りませんでした。勉強になりました。そういったものの更新だということで理解をいたしました。この蓄電池、結構容量によって金額が違ったりするので、すみません。ちょっと気になったのでお伺いいたしました。

それから、同じく230ページ、図書館運営事業の中で、先ほど説明の中で電子書籍使用料の増額の理由について、概要の19ページのデジタルコンテンツの充実事業の66万円を含んでいるというような説明があったかなというふうに思うんですが、このデジタルコンテンツの充実事業としてデジタルマガジン等を導入するというふうに記載がありますが、これはどういった雑誌で、閲覧の回数の制限だったりそういった具体的なところというのはどうなっていますでしょうか。お伺いいたします。

○眞嶋図書館長

どういった雑誌であるかの御質問ですが、ジャンルとしましてはスポーツ、ファッション、トラベルのほか、多くの趣味に関する雑誌で構成されており、電子図書館契約業者が公共図書館向けに厳選した約150種類となっております。

また、閲覧回数などの制限につきましては、雑誌コンテンツに同時にアクセスできる人数が20人までとなっておりますが、閲覧回数の制限はございません。

以上でございます。

○西村委員

承知いたしました。スポーツ、ファッション、トラベル各種厳選された150種類ということで、同時接続のほうに20個の台数が一気に接続できるという制限はあるものの、回数自体の制限はないと、こういった理解をいたしました。それだけ枠があればおそらく十分だろうというふうに、主観ですが思いますので、これがよりいろんな方に周知されて、電子図書館の利用促進がさらに進むように取組をお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○早稲田委員

それでは、228ページの市民ホール管理運営事業の施設用備品購入費というのはどういったものかお示してください。

○国広文化・社会教育課長

市民ホールの施設用備品購入費19万2,000円でございますが、こちらのほうは市民ホールに併設でございます会議室でよく活用されておられます持ち運びの可能なスピーカーとマイクのセットのものでございます。こちらのものを更新する費用ということでございまして、マイクのほうは2本購入予定としております。

また、マイクによって周波数等が違いますので、スピーカーのほうの本体にチューナーをちょっと増設しないといけないというところがございますので、そういったチューナーも更新する費用も含まれているところでございます。

以上です。

○早稲田委員

マイクやスピーカーはよく使うものだと思いますので、ぜひきちんと更新をお願いいたします。

もう1点あります。224ページ、説明があつたかもしれないんですけども、文化財保護事業のところの文化財保存活用等委託料のところと、事業用資材について詳しいことが分かれば教えてください。

○国広文化・社会教育課長

文化財保存活用等委託料それから事業用資材につきまして、こちらのほうにつきましては、今年度光市の文化財として指定をしました光海軍工廠関連資料群7点について、腐食等の修繕や運搬に係る経費ということで予算のほうを計上させていただいております。

光海軍工廠資料群の文化財につきましては、修復を実施した後、文化センターにおいて7月頃公開を予定しているところでございます。

以上です。

○早稲田委員

光海軍工廠の文化財はとても貴重なもので、ちょっと古いから修復が必要かと思いますが、ぜひ大切にまた取り扱って展示に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

説 明：三好スポーツ推進課長、高橋学校給食センター所長 ～別紙

質 疑

○中本委員

それでは、保健体育について質問をいたします。

一般質問での回答で理解はしておりますが、令和6年度は新市誕生20周年記念の年であり、スポーツの分野においても20周年を広く、市民の皆さんと一緒に、お祝いをするようなイベント企画であります。

そこで、さきの一般質問での同僚議員から質問に対して、市長の答弁で石川佳純氏と平野早矢香氏が光市にお越しいただけるといった答弁でありました。これほどの知名度のある有名なメダリストが2方おそろいで光市に来られることは今までにありません。20周年にふさわしいイベントであるとともに、多くの市民の皆さんにお知らせをし、多くの市民に来ていただかないといけません。

そこで、あわせてイベント開催委託料242万円と、市長答弁でお答えされた以外にイベントについてももう少し詳しいことが決まっていれば、教えてください。

○三好スポーツ推進課長

それでは、新市誕生20周年記念の実施につきまして、今現在予定でございしますが、お答えさせていただきます。

開催日につきましては5月12日の日曜日を予定しており、会場は光市総合体育館のメインアリーナとしております。事業内容につきましては、スポーツ少年団や中学校の卓球部に所属される生徒の皆さんにはメダリストによる卓球教室の開催、当日御覧いただく市民の皆様にはトークショーを御用意させていただき、トップ選手ならではの話を御期待いただければと思います。

また、来場者の方にお楽しみ抽せん会など、お越しになられた方がスポーツ活動への

様々な関わり方ができるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、観覧希望につきましては、3月25日発行の広報4月号で市民または光市に通勤・通学される方を対象に希望を募り、応募者多数の場合は、総合体育館の入場定員もあることから抽せんにより入場整理券等を配付させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○中本委員

このメダリストがお2人来られるというイベントが、私はびっくりをいたしました。光市が、過去にオリンピックに出場した選手がスポーツ大会に来ていただき、大会が盛り上がったということはありません。しかし、このたびはオリンピックメダリストの2方が、石川佳純さんあるいは平野早矢香さんが来られる。

石川さんは出身は山口県でありまして、卓球家族のすばらしい環境に生まれ、一生懸命練習した結果、オリンピックではロンドン、リオ、東京とメダルを獲得し、平野早矢香さんも卓球選手としてオリンピックに出場して日本の卓球界の初のメダリストであるというふうに聞いております。

お2方は、現在では卓球教室を開き、後輩の指導に当たり、各地で講演会を引っ張りだこであります。平野さんはスポーツキャスターとしても活躍しており、解説者としても声や言葉選びがよく、本当分かりやすいという好評を博しているようであります。

この卓球イベントに、先ほど説明がありましたように、5月12日日曜日で総合体育館で行われるということですので、相当いろんなスポーツ少年団あるいはいろんな方々を招待しなければいけない。実際に卓球が目の前で見れるというふうに思っておりますが、この5月12日でありますので、もう日にちがありませんが、どの程度の来場者数を見込んでおられるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○三好スポーツ推進課長

来場者数のお尋ねでございます。総合体育館の入場定員数が1,517名でございますことから、1階アリーナ700名、2階観覧席700名の、一応1,400名を予定しておるところでございます。

残りの人数につきましては、関係者の席ということで満席を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○中本委員

1,400人ということですので、一応1,500人が限度かなと思っておりますので、この総合体育館がいっぱいになって、このアスリートを自ら目で確かめてイベントを見るということは、もう楽しみにみんなしているかなというふうに思っております。

期間がありませんので、そのしっかりとした計画を持ち、どのような中身であって、そして人数の制限がありますので、申込みが多数あった場合のことについてはどうい

お考えかお聞きをします。

○三好スポーツ推進課長

申込み多数の場合は抽せんということで、本来であれば申込み者全員の方を御入場できるということが一番実施するほうとしては望ましいことではあるんですが、何分定員ということもございますことから、抽せんということで対応させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○中本委員

1,500名でありますので、抽せんは致し方ないというふうに思っております。この卓球イベントについて、大変いいことだというふうに私は評価をしております。実際に向けて着実に準備を進めていっていただきたいというふうに思っております。

また、続いて他にはどのような記念イベントを企画しているか、決まっていれば教えてください。

○三好スポーツ推進課長

ただいま申し上げました5月12日の光市の卓球フェスティバルをはじめ、6月1日土曜日に光市スポーツ公園におきまして、公益財団法人光市スポーツ振興会に光市が共催する形で小学生のサッカー教室を、日本代表で現在オランダ1部リーグで御活躍されていらっしゃいます菅原由勢選手をお招きし、実施する予定としております。

また、9月21日土曜日から23日月曜祝日に光市総合体育館におきまして、第67回中国地区総合バドミントン選手権大会を県内外からトップ選手が出場され、開催する予定となっております。

以上でございます。

○中本委員

今年度は、20周年記念にすばらしいいろいろなスポーツイベントが行われるというふうなことであります。特に、小学校サッカーの教室、菅原選手が来られるということは、サッカーをやっている児童たちは大変喜ぶというふうに思っております。

こんなすばらしい今年度はイベントをすることによって、スポーツで人々がつながって元気なまちづくりをしなければいけないということを常に思っておるところであります。

この今までにかつてないいろいろなイベントをどのような形で市内外にアナウンスしていくのか、これからが非常に重要な役割があるというふうに思っておりますので、そのアナウンスあるいはいろいろなメディアに対するアナウンスの方法については、何かお考えがあれば教えていただけますか。

○三好スポーツ推進課長

事業実施のPRということでございますが、広報の活用は当然でございますけども、ポスター、そういったものも作成し、またSNS、そういったものも活用して広く募集それから周知に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○中本委員

よく分かりました。このたびは20周年でいろいろイベントを企画されておられますが、市民の皆さんが生きがいや楽しみといった面もありますが、このようなイベントを引き続き、継続的に開催していただきたいと思いますが、今後はどのようにお考えでしょうか、お聞きをいたします。

○三好スポーツ推進課長

令和6年度につきましては、新市誕生20周年記念事業として様々なイベントを実施してまいります。その後につきましても市民の皆様がスポーツに対してする、見る、支えるといったそれぞれの関わり方にあったイベントや大会の実施、数多くある競技種目の中で、メジャースポーツそれからマイナースポーツまで幅広く支援することにより競技人口の拡大を図るとともに、スポーツを活用し、地域の活性化に努めたいと考えております。

また、令和6年度から新たに取り組む第2期光市スポーツ推進基本計画に沿った事業展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

スポーツは、見るスポーツ、あるいは支える、そしてする人たちが楽しむスポーツということに重点を置かなければならないというふうに思っております。スポーツの推進家となり、スポーツの文化のまちづくりを推し進めていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回は、20周年記念の予算に対して最大の効果を出すということを基本に戻って、しっかり事業に尽くしていただきたいというふうに思います。最大の効果が出るというふうに私は思っております。新市誕生20周年記念事業については、市川市長の強い思いが込められて、歩みを振り返り、そして未来を見据えた架け橋となって、職員の皆さんが20周年事業という明確な目標を設定して、15の事業、約4,000万円が予算化されております。

この20周年の節目を市民挙げて盛大にお祝いができるよう、様々な時期に多種多様なイベントが予定されております。特に初代内閣総理大臣の生誕の地であります伊藤博文公の誕生会、また今オリンピックのメダリストを招いたスポーツイベント、多くの市民が参加できるように、マスコミを通じ、市内外に十分アナウンスをしていただき、事業の周知を十分に行っていただきますようお願いをしておきます。

以上です。

○西崎委員

38ページの教育費雑入のところでちょっとお伺いしますが、光市で学校給食を市立の小中学校で完全無償化にするためには幾ら財源が必要なのかということでございますが、ここに出ている1億6,325万3,000円でいいのでしょうか。質問します。

○委員長

西崎委員、予算審査なので予算について聞くという形を取っていただけると助かります。

○西崎委員

幾ら費用がかかるのかという質問。

○高橋学校給食センター所長

食材費として頂く費用として1億6,325万3,000円ということでございますので、こちらの額ほどが必要ということになると考えられます。

以上でございます。

○西崎委員

たしか去年からか、材料費の高騰に伴う補助金というのを1,000万円ほど去年はプラスしているはずなんです。それを足さにやいけんのじゃないでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

先ほど1,300万円で学校給食費負担軽減事業というのを御案内いたしました。この辺りも当然プラスと、プラスこの額ということになります。

○西崎委員

そうすると、1億7,600万円くらいになるという解釈でいいですかね。

○高橋学校給食センター所長

委員お見込みのとおりでございます。

○西崎委員

令和5年度に比べると数百万円減っているような気がするんですが、この原因は児童生徒数のやっぱり減少というのがあるんですか。

○高橋学校給食センター所長

委員お見込みのとおり、児童生徒数の減少によるものでございます。

○西崎委員

了解いたしました。

○仲小路委員

それでは、236ページ、先ほど説明がありましたけれども、これは体育施設、スポーツ施設管理運営事業の中ですけれども、上から4行目の施設予約システム負担金の105万4,000円ですけれども、これは今年度までは施設予約システム使用料というのがこちらに変わっていますけれども、82万4,000円が23万円の増額になっておりますけれども、これについては特にバージョンアップとか改良された点はありますでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

施設予約システム負担金の御質問を頂きました。現在、このシステムにつきましては、広島県・山口県で共同利用しているひろしま・やまぐち公共施設予約サービスについて、令和5年度で契約期間が満了となります。

今まで、施設予約システムの使用料は、システム事業者に各利用自治体が直接支払っておりました。令和6年度からは、5年間の協定を山口県と光市で締結し、運用を行い、山口県がシステム業者へ県内の利用自治体の使用料を一括して支払う契約を締結することで、本市のシステム使用料も年間分をまとめて県に支払う予定としております。

これにより、使用料から県に対する負担金に変更となりまして、この負担金額が105万4,000円となっております。この負担金には、新システムの年間利用料の増額分と合わせて、今回の新システム導入に係る事前準備作業委託料、初期費用分が含まれ、この金額を5年間で均等割したことにより、年額の負担額の増となったものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

金額は分かりました。

それで、内容については改良点とかありますでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

今現在の利用されておられるシステムと同様ということとなっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、学校給食センター管理運営事業、236ページですけれども、学校給食調理等業務委託料について先ほどの説明がありましたけれども、今年度は8,612万8,000円で、予算が1億8,008万9,000円と増額になっておりますけれども、この増額の具体的な理由あるいはまた要因についてお示しく下さい。

○高橋学校給食センター所長

学校給食調理等委託業務は、令和6年7月末、5年間の長期継続契約が満了となることから、令和6年9月から新たな調理契約委託を行う予定になっております。

委員お尋ねの委託料増額分につきましては、新たな契約に伴い、人件費の上昇や消耗品費及び配送車両の維持費等の上昇を見込んだものとなっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、先ほど賄材料費の件で説明がありましたけれども、学校給食費負担軽減事業1,300万円とありますけれども、これの1,300万円の内容というのは、もともと今年度は1億8,144万6,000円で補正がありまして、1億8,444万6,000円になりましたけれども、これが減額されたというのは、この1,300万があるからというふうに理解していいんでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

賄い材料費につきましては、基本的には学校給食費とイコールということになっておりますので、先ほど御説明いたしましたとおり、児童生徒数の減少というものによる減額でございます。

○仲小路委員

この1,300万円の取扱いというのはどういう形なんですか。

○高橋学校給食センター所長

こちらにつきましては、学校給食に使用する食材のうち、使用頻度が高く、年間購入額が50万円以上で価格の変動が大きい食材を選定し、物価高騰前の令和3年9月と令和5年9月との差額、これを令和4年度1年間に使用した実績の量で乗じた金額の合計ということで算出をいたしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

○西村委員

それでは、何点かお伺いいたします。

予算書の234ページの光リレーマラソン実行委員会交付金、これが100万円というふうになっておるんですけども、前年度150万円予算ベースであったかなと思うんですが、これの減額理由をお尋ねいたします。

○三好スポーツ推進課長

リレーマラソンの実行委員会の交付金でございますが、令和4年度に第1回のリレーマラソンを光市から実行委員会150万円の交付金により開催したところ、決算額が84万7,000円であり、残額については戻入をしております。

令和5年度におきましては、大会開催時期が3月であることから、既に予算の御議決を頂いていたことにより、令和4年度と同額の金額となっております。

令和6年度におきましては、令和4年度の決算額を基に減額をし、実施することとしております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。決算と予算の兼ね合いでこのような数字になったということで理解をいたしました。

それから、236ページの学校給食センター管理運営事業について、先ほど来説明がいろいろありまして、学校給食調理等業務委託料の増額に関しては人件費だったり運送車両の維持費の上昇などを見込んでいるというお話で増額をしたという説明がございましたが、これは人件費、ちょっと後学のために教えてほしいのですが、今調理を委託しているところ、そもそも調理をする人って何人いるのかと分かりますか。

○高橋学校給食センター所長

これは、調理を担当する者、それから配送を担当する者という者を含めまして40名が勤務しているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。40名ということで、今回7月に長期継続契約が更新になるということで、これは普通に考えれば入札にかけるといふ、そういう理解でいいんですか。

○高橋学校給食センター所長

更新に当たっては入札ということなんですが、これにつきましては競争入札という形ではなくて、プロポーザルという形で考えております。

これは、やはり金額だけありますと、運営とかその辺りの確約というか、担保が取れないというところもありますので、その辺が確実なところに発注をしたいということがありますので、そういうことを考えております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。プロポーザルで募集をかけるということで、金額以外のところも評価していくということで、安心いたしました。

それからちょっと細かいところで何点かお伺いしたいんですが、同じ給食センター管理運営事業のところで、光熱水費が2,520万円ほど予算で見られていますが、これそれぞれ上水、下水、あと電気代とかそれぞれの内訳をどれぐらいで見ているのか、教えてもらっていいですか。

○高橋学校給食センター所長

電気使用料につきましては1,980万円、上下水道使用料につきましては540万円でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、その下ずっと行って、一番下の草刈等委託料なんですけれども、これは給食センターのどの部分の草刈りをするのか、ちょっと教えていただければと思います。

○高橋学校給食センター所長

給食センターの駐車場周辺及び県道脇のあのり面の草刈りを予定しております。以上でございます。

○西村委員

承知しました。理解しました。これ、ちなみに回数はどれぐらいというのはありますか。何回分を見込んでいるとかいうのは。

○高橋学校給食センター所長

各2回分を予定しております。以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。

それから、先ほどから賄材料費のお話が出ていると思うんですが、この歳入のほうの38ページの学校給食費1億6,325万3,000円の中には、これは数年前から就学援助の中の給食費というのは差引きした上で、就学援助の分は渡していくと、こういう理解をしておるんですけれども、この差引きをした給食費、就学援助から差引きした金額というのも、この賄い材料費の中に歳入として含んで考えているのか、その辺りを確認させてください。

○吉永教育総務課長

ただいま委員からは、賄材料費の中に就学援助費のほうが含まれているのかどうかという御質問でしたので、就学援助につきましては教育総務課が所管となりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

仰せのとおり、給食費につきましては、就学援助対象者には直接支給せずに、一括まとめてこちらのほうから学校給食のほうに支払うという形で、今仰せの教育費の雑入にあります学校給食費、この中に含まれております。

内容といたしましては、約2,850万円程度が含まれております。

以上でございます。

○西村委員

2,850万円ほどがということなのですが、これちなみに小学校、中学校それぞれの内訳というのは分かりますか。

○吉永教育総務課長

まず小学校でございますが、就学援助といたしましては、1食当たり単価が小学生は246円となっております、対象者が380名、提供回数が190回ということで、合計金額が小学校分は1,776万2,000円、中学校が単価が288円、対象者が202名で、提供回数185回で、合計が1,076万3,000円、合わせて2,852万5,000円となっております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。1,776万2,000円と、1,076万何がしということで内訳を理解しました。実際、これが先ほどからの実質的な、実際は就学援助は別のところから出ているということで、給食の賄材料費のうちの2,800万円は実際は相殺がされる、1,300万円が高騰分として充てられると。なるほど、分かりました。ちょっとその辺りの内訳を確認をしたかったので、お伺いいたしました。ありがとうございます。

以上で、大丈夫です。

○早稲田委員

1点だけお尋ねします。

今ちょっと聞き忘れて、234ページのスポーツ総務事務費の自動車借上料等で、福山市のほうにバスで行かれると言われたと思うんですけど、これは推進委員の方向名が行かれるとか、あと内容等、分かる範囲でいいんですけどお示してください。

○三好スポーツ推進課長

自動車借上料等の内容でございますけども、光市スポーツ推進委員23名が参加して、内容につきましては中型バス程度の借り上げというふうに認識しております。

以上でございます。

○早稲田委員

福山市で中国5県というふうにさっきおっしゃったんですけど、これって毎年ある行事なんですか。

○三好スポーツ推進課長

この中国地区の研修会でございますが、毎年各県を持ち回りで、中国地区を半時計回りに回っておりまして、令和5年度は山口県が引受けでございます、次年度6年度につきましては広島県というふうになっております。

以上でございます。

○早稲田委員

理解しました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①第2期光市スポーツ推進基本計画（案）

説 明：三好スポーツ推進課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

1点確認なんですけれども、3ページのところに、5番として計画におけるスポーツの定義というふうでございます。普通のスポーツ以外にもeスポーツ、あるいは下に見るスポーツという形で様々なスポーツに対する内容が書かれておりまして、これが定義とされておりますけれども、これにつきまして、16ページのところの目標数値のところなんですけど、70%ありますけれども、先ほどの定義からいくとほとんどの人がスポーツをやっているというふうに考えられることもあるんですけど、この辺についてはどういうふうに整合性がありますでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

このたび、スポーツの定義ということで、本来体を動かすのがスポーツと捉えられてきておったものでございますけども、近年eスポーツというような、これは国体の文化プログラムにも入ってくる種目でございます、その辺りもスポーツとして捉えることから、スポーツの実施目標につきましては新たなスポーツも取り組む目標として設定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

ということは、見るスポーツなんかもこの辺の率には入らないということによろしいですかね。

○三好スポーツ推進課長

18ページの目標でございますけども、週1回以上スポーツ等を行う人の割合と、このスポーツ等ということにつきましては、先ほど申し上げました様々なスポーツということも含めて70%以上を目指すということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第8号 光市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

説 明：藤井情報・DX推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第12号 光市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

説 明：北川行政経営室長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ③議案第1号 令和6年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：北川財政課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

それでは、順不同ですが、質問をさせていただければと思います。後学のために教えていただきたい点も何点かありますので、よろしく願いいたします。

まず、予算説明資料の11ページ。これの財産収入のところなんですけれども、先ほども御説明がありましたとおり、財産収入が増える見込みとなっているんですけれども、その主な要因について、まずお伺いできればと思います。

○北川財政課長

財産収入の増えた要因というお尋ねでございますけれども、財産収入につきましては、財産運用収入と財産売却収入の2つに大別されております。

財産売払収入につきましては、前年度と同額でございますので、増加分の700万8,000円は財産運用収入でございます。この財産運用収入が増加した主な要因につきましては、基金利子の増加によるものでございます。

具体的には、令和5年度に創設いたしました庁舎整備基金、こちらを定期預金より利率の高い債券運用に回すことで、庁舎整備基金利子を600万円見込んだことによるものでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。主には庁舎整備基金の利子分が増えたというところかということでの理解をいたしました。

次に、同じく予算説明資料の、今度は22ページまで飛びますが。これの総務費、総務管理費の中の企画費、まちひとネットワーク、これが減額になっていると思うんですが、これの主な要因について伺いできればと思います。

○佐々木企画調整課長

おはようございます。まちひとネットワーク事業は、市長と気軽にミーティングをはじめといたしました広聴事業や、関東在住の本市出身者による交流組織ふるさと光の会、このほか、光市を応援する人が寄附を通じてまちづくりに関わるふるさと光応援寄附金など、まちを取り巻く人とのつながりを構築するための事業でございます。

お尋ねの事業費の減額理由でございますが、主にふるさと光応援寄附金に関する手数料とふるさと光応援寄附金支援業務委託料で、合わせて196万5,000円の減額となりました。

この理由は、ふるさと納税の新たなポータルサイトについて、近年、複数の利用契約をいたしました。各事業者の手数料単価に応じて積算をしたため、減額の要因となったことに加えまして、令和5年の10月に国基準が改正されまして、寄附の募集に係る経費が寄附額の50%以内と厳格化されたことから、本市におけるお礼品ごとの寄附額の設定を見直した結果、寄附見込額3,000万円に対するお礼品代金が縮小した影響によるものでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。新たな取組等に係る経費が増えたという点が1点。あと、すみません、もう1点確認なんです。ふるさと納税で今入ってくる分を3,000万円と見込んでいるというふうなお話だったんですけども。これは去年と見込みの数字は変わっているのかどうか、その辺りだけちょっと確認をさせてください。

○佐々木企画調整課長

ふるさと納税の収入の3,000万円の見込みというのは、前年と変わっておりません。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。単純に経費に回るところが増えていると、そういう理解をいたしました。

それから、次に、同じく予算説明資料の22ページの同じく総務費、総務管理費の中の会計管理費の会計事務費、これが増額になっていると思うんですが、これの主な要因をお伺いできればと思います。

○高木会計課長

おはようございます。増額の主な要因ですが、手数料の増額によるものでございます。これは、為替手数料の制度上の見直しに伴うもので、本年10月から全国一律の適用となります内国為替制度運営費の負担開始によるものでございます。

具体的には、現状無料であります公金支出に係る銀行間の手数料が10月以降有料化され、指定金融機関である山口銀行から他行宛ての振込手数料が、1件当たり税抜き112円、自行本支店宛てが50円となるものでございます。この影響により約310万円の増額となっております。

そのほか、現在更新が進められている新しい財務会計システム導入に伴う会計事務のデジタル化に係る経費として、普通旅費、委託料合わせて約10万円、新たに東山口信用金庫との口座引落しデータの伝送サービス開始による使用料が約12万円の増額となることなどにより、全体として328万8,000円の増額となるものでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。主には手数料、今までかからなかったところが10月からかかるようになるというところで。ということは、9月末までは手数料その部分に関してはかからないで計算をしていて、そこから10月から3月までは手数料がかかってくる。ということは、次の年度からはもうずっと手数料がかかるので、まだ手数料が増えていくと、そういう考え方でいいのかお尋ねいたします。

○高木会計課長

手数料が今無料というのは、この内国為替制度運営費が有料化されるまでは、コスト分ということで月1万円となっております。4月から9月まで月1万円払いますので、6年度につきましては6万円プラス10月1日から始まる内国為替制度運営費に伴う他行宛てが112円、自行宛てが50円となるものでございます。

ですので、令和7年度からは1年間通して単純計算で2倍になる予定ですし、今後、内国為替制度運営費が5年ごとぐらいに見直されるので、それに沿ってまた手数料が増額となる可能性もあります。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。よく理解できました。

次に、同じく予算説明資料の22ページの会計管理費の下の財産管理費のところについても、財産管理事業の増額をされていると思いますが、これの主な要因についても教えてください。

○北川財政課長

財産管理事業の増額の要因でございますが、大きく3点ございます。

まず、1点目でございますが、公用車の管理業務の合理化ということで、車両メンテナンス管理業務210万円を計上しております。これは、民間提案制度において提案のありました、公用車合理化から電気自動車化費用を捻出し、地球温暖化対策・災害対策を実現し、自然敬愛都市の実現と災害に強い都市づくりに貢献するための提案、こちらを採用したことに伴い、実施予定としているもので、本委託料につきましては、現在職員がそれぞれで行っております車検等の見積り、発注等、こういうメンテナンス業務を業者に一括アウトソーシングをするための委託料となっております。

2点目でございますが、市有地処分に係る媒介手数料として63万円を計上しております。今、財政課においては随時売払いにより、5件の土地の購入希望者を募集しておりますが、長期間にわたって買手が現れておりません。こうした状況を打開する手法の一つとして、不動産売買のノウハウを持つ民間事業者を介した不動産の媒介制度を用いて土地の売却を進め、一般財源の確保と合わせて、土地の維持管理に係る経費を削減しようとするものでございます。

3点目、施設解体のための工事請負費850万円を計上したことによるものでございます。光駅北口にある旧周南流域下水道建設事務所、こちらを解体するための経費として計上したものでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。今、説明がありました公用車管理業務の合理化について、追加で質問なんですけど、今、軽く御説明がございましたが、結果これを導入することで、具体的に今どうだったものが今後どうなっていくのか、そのあたりについてもう少し詳しく教えていただければと思います。

○北川財政課長

合理化によって何がどう変わるのかという御質問でございます。2点ありまして、まず1点目は、今、紙で行っております運転日報、こちらをデータ化いたします。データ化することによって、公用車の稼働状況というものを把握して見える化をしようというもので、これによって公用車の台数の適正化を図っていくというものでございます。

また、2点目ですけれども、現在、課ごとに行っております自動車自賠責保険料や重

量税の支払い、車検や修繕の伝票処理等の車両メンテナンス管理業務を業者に一括してアウトソーシングすることで、職員がそこに携わる業務量を削減しようとするものでございます。令和6年度は、公用車の集中管理を行っております総務課、福祉総務課、教育総務課の3課で実施することを想定しております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。紙で行っていたものをデータ化して可視化をしていくというところと、今まで一台一台職員さんが自賠責だったり、車検の時期が来たら、一台一台やっていたものが一括で管理をするということで、そのあたりの内部的なコストというのが削減が見込まれるということで、この経費、理解いたしました。

それから、今、財産管理事業のところの説明があった媒介のお話なんですけれども。これはまず、この手数料の算出の根拠というか、どれぐらいを見込んでいるのかの数字なのかということをお伺いできればと思います。

○北川財政課長

媒介手数料の算出根拠のお尋ねでございますけれども、こちらにつきましては、宅建業法により上限が定められておまして、県内で既に本取組を開始しております周南市や下関市と同様、その上限を基に算出した額となっております。

具体的には、取引価格200万円以下の金額に対しては100分の5、200万円を超え400万円以下の金額に対しては100分の4、400万円を超える金額に対しては100分の3を掛けたものを足し、さらに消費税分を加えた合計金額となります。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。それぞれ5%、4%、3%でくくられているのは知っているんですが。これは単純に言うと、今出している土地を何件分処分できるか、そのあたりを見込んでの数字なのかということ、もう少し答えられれば教えていただきたいと思います。

○北川財政課長

何件分かというお尋ねでございますけれども。今、本市が随時売払いを出している一番面積の広い上島田の土地、これが売れたとして62万9,000円が媒介手数料となるということで、1件分を取りあえず見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、これの売却までの具体的な手順というものが少しイメージしにくいので、そのあたりをもう少し詳しく教えていただければと思います。

○北川財政課長

売却までの手順というお尋ねでございますけれども、まず、本市が宅建協会等と協定を締結いたします。その団体の会員となっておられる宅地建物取引業者、いわゆる不動産業者さんですが、こちらに土地売却の媒介を依頼いたします。宅地建物取引業者さん、こちらは、市有地の購入希望者に対して物件情報の提供や紹介を行っていただき、その結果、購入希望者と市との間に土地の売買契約が成立して、売買代金が市に全額納入されて所有権移転登記が終了すれば、土地の売却が完了し、手数料を払うというような流れとなっております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。流れとしては一般的なところかなというところで理解をいたしました。

もう一点、もちろん売れるということになったら契約をしていくと思うんですが。そのあたりの契約の説明であったり、重要事項の説明という部分は、これは宅建業者が行うのか、それとも市が別の形を取るのか、そのあたりのところについてもう少し教えていただければと思います。

○北川財政課長

契約書の説明等についてのお尋ねでございますけれども、契約書の説明や重要事項の説明につきましては、本市が作成いたしました物件説明書を不動産業者さんにお渡しして説明をしていただくことを想定しておりますけれども、売買契約を行う前に、本市で再度説明を行わせていただくということを想定しております。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村委員

契約書と重説のところの説明、よく分かりました。ありがとうございます。

それから、戻って、予算説明資料の23ページのほうになるんですけども。これの徴税費の中の賦課費、市民税課税事務費が増えておって、固定資産課税事務費が減少している理由について、もう少し教えていただければと思います。

○岩崎税務課長

こんにちは。まずは、市民税課税事務費が増加している主な要因ですが、税務総務事務費からのエルタックス審査システム使用料などの予算の付け替えと、令和5年度に正規職員が1名減となったことに伴う会計年度任用職員の任用に伴う増によるものです。

次に、固定資産課税事務費が減少している主な要因ですが、固定資産課税業務に使用する光市統合型GISシステムデータの更新業務委託料が、固定資産評価替え3年サイ

クルの1年目の作業内容により、前年度と比べて大幅減となったことによるものです。
以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。予算書の76ページのあたりを確認すると、e L T A Xの審査システム、使用料が多分こっちに来ているというところと、さっきの人件費の周りのお話との差引き。あと、統合型G I Sシステムのデータ更新、これがサイクルによって多いときと少ないときがあるということで、その関係で下がっているというところで、最初の説明と併せて理解をいたしました。ありがとうございます。

それから、予算説明資料の39ページになるんですが、これのふるさと光の会の交付金、これが25万円だったのが5万円増額で30万円になっているというところで。これは20周年だからとか、何か増額した理由があるのかどうか、そのあたりを教えていただければと思います。

○佐々木企画調整課長

ふるさと光の会交付金は、関東在住の同郷者の支え合いの場づくりや、本市へのUターンの促進につなげるため、会に対して助成するもので、例年7月の総会交流会の開催や、会報の発行などの活動に対して支援をしているものでございます。

昨年は、コロナによる影響で4年ぶりとなる開催となりましたが、近年の会場使用料の高騰により、これまでの予算では会の運営がままならない状況となっております、交流会の飲食代等につきましては個人負担ではございますけれど、参加負担金を増額して対応したり、有志からの寄附金を募るなど、会のほうでも自助努力を重ねておりますが、それでもなお運営経費の不足が見込まれるため、このたび交付金の予算額を5万円増額したものでございます。

したがいまして、20周年ということでの増額ではございませんが、20周年の節目に多くの方の参加により、つながりが深められるような交流会となるよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。20周年だからというよりは、社会情勢に合わせて増額となったということで理解をいたしました。ありがとうございます。

それから、次に、当初予算の概要の中で33ページ、予算書は78ページかと思うんですが。これのSMS催告システム導入事業があると思うんですが、先ほど説明の中でも少し触れられておりましたが、これが具体的にどういったものなのかというのと、これはそれぞれの職員さんのP C、パソコンから直接ショートメッセージを送ったりする類いのものなのか、そのあたりの具体的なイメージがつかないので、もう少し教えていただければと思います。

○守田収納対策課長

2点のお尋ねを頂きました。

まず1点目、市税の徴収金については、納期限内に完納されない場合、法令にのっとり滞納整理事務を行っておりますが、現在の電話及び訪問による納付勧奨のみでは、さらなる接触率の向上が見込めない状況でございます。そこで、一連の債務実務の新しいリーチ方法といたしまして、携帯電話やスマートフォンのSMS、ショートメッセージサービスでございますが、これを活用し、納税催告を内容とするメッセージを確実に届けることにより、滞納者との早期接触の機会を拡大しようとするものであります。

郵便での封書による催告書では、そもそも見ていない、開封せず放置していたというケースや、電話でも未登録の番号からの着信には出ただけでない場合が多々ございます。その点、SMSは確実性の高い伝達方法の一つであり、携帯電話で簡単にメッセージを読むことができることから、反応率や着信率が高いといった効果も多く聞かれ、収納率向上の主要な対策になるものと考えておるところでございます。

なお、全国や県内においても複数の自治体で導入実績がございまして、こうしたいわゆる成功事例なども参考にしながら、安心・安全かつ効果的な事業運用を進めてまいりたいと考えてございます。

2点目のお尋ねでございますが、SMS送信までの手順として、収納対策課職員のパソコンからSMS催告システムを立ち上げ、ログインした後、携帯番号などのCSVデータをシステム上にアップロードした後、職員により承認、送信する流れを想定しておるところでございます。

以上であります。

○西村委員

今の説明でよく分かりました。パソコンから直接というよりは催告システム、多分クラウドだと思うんですけども、それを経由して連絡を、ショートメッセージを送ると、必要に応じて送るということで、システムの概要を理解できました。ありがとうございます。

それから、予算書の22ページ、23ページ。先ほどの説明の中でもありましたが、総務管理費補助金の中のデジタル基盤改革支援補助金と、その次のページのデジタル田園都市国家構想交付金、これ一部GISというふうなお話もありましたが。これに対応している歳出について、もう少し教えていただければと思います。

○藤井情報・DX推進課長

まず、デジタル基盤改革支援補助金、これは基幹業務システムのうち、住基システム・印鑑登録システムの標準化対応等に係る国からの補助金で、対応する歳出は、予算書64ページの2段目の2番目、電算システム管理事業の8行目、行政情報化機器システム保守委託料に含まれております。

次に、デジタル田園都市国家構想交付金は、令和6年度事業の公開型GISを行うに当たり、国からの交付金を見込んだものでございます。対応する歳出は、予算書186

ページの上から12行目、都市計画事務費における公開型GIS導入業務委託料と、公開型GISの導入に伴い、道路網及び道路台帳データをシステムで利用できるようにするための経費として、予算書178ページの3番目、土木総務事務費の8行目、道路台帳システム導入業務委託料でございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。それぞれ対応しているところが分からなかったのでお伺いいたしました。ありがとうございます。

それから、次に、予算概要の7ページの主な状況の中を確認していると、物件費のところ、今のGISの導入であったり、内部事務システムの更新に係る委託料の増などにより、対前年度比8.8%の増というような記載があるんですけども。差引きがあったとしても、これだけ増額をするというところがどうなのかなというのが思うので、もう少しこのあたりの物件費の増額の詳しい理由をお伺いさせていただければと思います。

○北川財政課長

性質のうち、物件費の増加の内訳ということでお尋ねでございますけれども、7ページに記載しておりますとおり、内部事務システムの更新、GISの導入のほかにもございます。内部事務システムの更新につきましては約9,000万円。公開型GISは約5,000万円の増となっております。

このほか、新年度からはバス事業者の撤退によりまして、バス路線を新たに委託するということが、これが5,000万円。これは昨年度までは補助金という形でしたので、性質上は補助費等にあったものが物件費にきたということでございます。その他、小学校の教科書の改訂に伴う教師用教科書の指導書購入費、これが約2,000万円。さらには給食調理委託料、ごみの収集委託料、それと指定管理の更新というのがありますけれども、これがそれぞれ2,000万円ずつということで、いわゆる物価の高騰であったり、人件費の上昇に伴う委託料等の増というのが要因というふうに考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。細かい説明ありがとうございます。主には大きいところでいうと、バス路線に関するところが補助金であったということで、補助費等のところで計算をされていたものが、変わって物件費のところ、計上されるようになったためだということと、もろもろの委託料の関係が増加したことによりということ、理解をいたしました。

それから、すみません。基本的なところをお伺いするんですが、次の8ページの上のほうに、今、経常収支比率について言及があるんですけども。この経常収支比率が108.6%、もちろん当初予算ベースだということは分かっているんですけども。経常経費が増加をしていって、市税収入はこれからも落ち込んでいくということが予想される中で、これは財政的に大丈夫なのかどうかという、少し曖昧な質問ではあるんですけど

れども。そのあたりについてどのようにお考えか、そのあたりをもう少し教えていただければと思います。

○北川財政課長

経常収支比率のお尋ねでございます。まず経常収支比率というものですが、人件費や扶助費、公債費などの経常的に支出する歳出に必要な一般財源、こちらを市税や普通交付税などの経常的に収入される一般財源、こちらで割った比率でありまして、100%を超えるということは、経常的に支出する歳出額のほうが経常に入ってくる歳入額より多いという状況を意味しております。

108.6%という数値はあくまで予算時の数値でありまして、歳出に不用額が生じることや、市税や普通交付税の歳入については、予算額以上の決算額となることが見込まれておりますことから、決算ベースでは予算ベースより低い数値となることが想定されているところでございます。

また、経常的とはされない臨時的な一般財源、こちらで代表的なものとしたしまして、特別交付税あるいは都市計画税、その他、基金繰入金などがございますが。特に特別交付税と都市計画税、本市では例年約10億円を超える収入を見込んでいるところでございます。

経常収支100%超というのは、経常経費を経常歳入で賄っていない状況にはありますが、資金不足という意味合いではないということをお理解いただければと思います。

しかしながら、経常収支比率が高いということは、財政が硬直化しているということでもございますので、自主財源の確保、事業のスクラップ・アンド・ビルドのさらなる推進、こういったことを地道に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

御説明ありがとうございます。その御説明にも今あったように、予算ベースで実際に決算のときには不用額であったり、いろいろなものが発生をしていくというところと、ここには入っていない臨時的な収入というところもあるので、資金ショートを起こしているという状態ではないということをお理解いたしました。ありがとうございます。

それから、概要の17ページですが、RPAによる業務効率改善についてなんですけれども。予算書は64ページだと思いますが。一般質問でも対応業務について、その効果についてはお伺いをしたとおりでなんですけれども。具体的な実務としては、これは何の情報をも具体的にどういったソフトウェアに入力していったら、今までやっていたものがRPAを活用することで、実際に職員さんの実務として、どういうふうに変わっていくのかというところがイメージできなかったもので、そのあたりをもう少し教えていただければと思います。

○藤井情報・DX推進課長

RPAの活用について、一般質問でお答えしました予防接種申請業務を例に御説明い

たします。

65歳以上の方を対象としたインフルエンザ予防接種では、接種される方が病院に備えてある紙のインフルエンザ予防接種予診票に、住所や氏名、生年月日等を記入し、病院側で自己負担額情報やワクチン情報、接種に係る実施場所、医師、実施日等を記入いたします。こうした紙の予診票は、1か月分をまとめて、翌月、請求書とともに健康増進課へ送付され、支払いに係る業務や接種履歴を管理するため、健康管理システムにデータを入力する必要があります。

現状では、予診票に記載された内容を職員等が目視で確認を行い、健康管理システムに1件ずつ手動で入力を行っております。このような事務作業に対し、まず紙の予診票をスキャンした後、AI技術を用いた高精度の光学文字認識機能であるAIOCRにより、スキャンしたファイルの所定の箇所の文字を認識し、テキストデータに変換することで、予診票をまとめて、カンマ区切りなどの形式でデータ化いたします。

次に、データ化された予診票の情報をRPA、具体的にはWinActorという製品により、RPAのプログラムであるシナリオをパソコン上で実施し、データ化された入力項目をコピーし、健康管理システムの入力画面へ転記する一連の作業を繰り返し実行することで自動入力を行います。

なお、健康管理システムではデータの一括取込み機能もあるため、そちらの活用も検討しているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。今、1か月分のデータがまとめて送られてくると、衝撃的なんですけれども。それを職員さんが今まで目視をして、手動で入力をしていただけでも恐ろしいんですが。それがAIOCRで、CSVとかのテキストベースで出力されて、RPAのシナリオで、WinActorとおっしゃいましたかね、入力画面に転写していく。分かりました。具体的にすごい手順がイメージできました。

やっぱり一般質問でもありましたが、効果について物すごく、1件当たりの入力作業、ヒューマンエラー、いろんなものが減って、大変業務が効率化できるんだろうとところで、それに対する高予算ということで、非常に有意義だなというふうに感じております。ありがとうございます。引き続きの取組をお願いいたします。

それから、次に、概要の30ページですが、企業版ふるさと納税について。これがそもそもどういったものかというのが、あまりよく分からなかったのが、そのあたりをもう少しお伺いできればと思います。

○佐々木企画調整課長

企業版ふるさと納税の制度についてということかと思いますが。企業版ふるさと納税は平成28年に創設をされまして、国が認定した地方自治体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、寄附額の9割が法人関係税の税額控除や、損金算入によって負担軽減され、実質的には約1割の企業負担となるというものでございます。

寄附に当たりましては、1回当たり10万円以上の寄附が対象で、市内に本社がある企業からの寄附については、制度の対象外となっております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。税金的に有利になるような仕組みと、企業にとってですね。市内の分は当然それは対象外ということで理解をいたしました。ありがとうございます。

それから概要の32ページの民間提案制度の広告提案型のところについて、予算等はないと思いますが、現在こういったものを想定されているのか、そのあたりをお伺いできればと思います。

○北川財政課長

民間提案制度で書いてあります広告提案型でございます。公民連携の推進を図る光市民間提案制度、コネクテッド・ラボひかり、こちらに令和6年度から新たに創設する予定の募集区分でございます。

具体的には、民間事業者から光市が保有している財産を用いた広告事業に係る提案を公募する制度でございます。想定されるものということでございますけれども、市が使用している封筒への広告であったり、市が保有する施設への広告看板の設置などが考えられるところでございます。

その他の広告事業を含めまして、具体的な内容につきましては現在制度設計中でございますが、民間事業者が持つアイデアやノウハウを活用して、新たな自主財源の確保につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。市の持っている財産を活用した広告ということで、光市もいろんなところに土地であったり、非常にいいところに持っていると思いますので、そういったものが、広告を設置することによって活用がされるという、非常にいい制度だなというふうに思いますので。これは、周知も含めてこれから制度設計をされていくと思いますが、しっかりと市内の業者、あるいはいろんなところに周知をしていくことを併せてよろしく願いいたします。

それから、予算書の54ページですが、これの広報紙発行事業のところについて、広報紙編集機器ソフトウェア使用料について、こういったものなのかというのを教えていただきたいのと、広報紙編集機器借上料が、これ昨年と金額が違う理由について教えていただければと思います。

○佐々木企画調整課長

市の広報の編集作業に必要なパソコン端末とソフトウェアにつきましては、令和元年11月から令和6年10月までの5年間の長期継続契約としていることから、これまでは広

報紙編集機器借上料に一体的に計上しておりましたが、11月以降の契約期間満了後は、パソコン端末については再リースを想定しております。契約台数につきましてはこれまで4台でございましたが、職員の配置に合わせて3台とする見込みでございます。

一方で、ソフトウェアにつきましては、リース契約先から再リース端末との一体的な契約が難しいという意向が示されておりますので、パソコン端末の再リース契約とは切り離して、別途ソフトウェアの年間使用契約を締結する見込みであることから、新たにソフトウェア使用料の科目を新設して予算計上をしたものでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。契約の変更の兼ね合いということで理解をいたしました。

それから、予算書でいうと64ページになると思うんですが、情報化推進事務費の中に、昨年度まではスマートフォンの購入補助制度のようなものがあったと思うんですけども。今年度は実施がないという理解でいいのかなどうか、そのあたりをお伺いいたします。

○藤井情報・DX推進課長

高齢者がデジタル社会に取り残されないよう、65歳以上の市民を対象として、スマホ購入費用を最大1万円まで補助するスマホ購入支援事業につきましては、利用拡大に向けて、広報ひかりや市のホームページなどでの周知のほか、高齢者支援課の協力の下、いきいき百歳体操の開催場所へ職員を派遣しての周知の実施や、また、携帯電話事業者の協力の下、市内対象者へダイレクトメールを送付するなど、周知を努めてまいりましたが、利用者は伸びていない状況でございます。

こうしたことから、本事業は、今後も一定のニーズは引き続きあるものと思われませんが、これ以上の拡大は見込まれないと判断し、令和5年度末をもって廃止することとしたものでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。スクラップ・アンド・ビルドということで、致し方ない面もあるかなというふうに思います。いずれにしても、実績等々を考慮しながら決められたということで、理解をいたしました。

それから、予算書の74ページの税務総務事務費の中の一番下、地方税共同機構負担金が昨年度と比べて増額をしておると思うんですが、この理由についてお伺いいたします。

○守田収納対策課長

お答えいたします。

本負担金は、全国の地方団体が共同して運営する、地方税共同機構が運用する地方税共通納税システム、これはインターネットを利用して、電子的に地方税を納税するシステムのことであります。この利用実績に応じた負担金を、地方税共同機構に支払うもの

でございます。

この地方税共通納税システムを利用した電子納付は、令和4年度まで、市県民税特別徴収分及び法人市民税等に限定されておったところでございますが。令和5年4月から、固定資産税、都市計画税、軽自動車税をはじめとする全ての税目に拡大されたことに加え、QRコードを読み取って、パソコンやスマートフォンアプリ、クレジットカード決済での納税が可能となるなど、納付手段についても追加がされたところであります。このため、納付件数が昨年度より大幅に増加することに対応、増額するものであります。

以上であります。

○西村委員

分かりました。対象が絞られていたものが、全ての税目で納税が、電子納付といえますか、それができるようになった影響で、回線を使用すれば使用するほど手数料が上がっていくと、こういった理解をいたしました。致し方ないかなと思います。

それから、予算書の76ページ、市税等徴収事務費の一番下の手数料の増額理由についてお伺いいたします。

○守田収納対策課長

手数料の御質問でございます。手数料の増加要因は、市税のコンビニ収納手数料の改定によることによるものでございます。

現在、コンビニエンスストアからの収納業務については、収納システムを開発、運用している収納代行業者との委託契約を締結しておりますが、昨年、コンビニ各社から収納代理事業者を通じて、人件費の高騰に伴う手数料の値上げの要請があったところであります。

収納対策課といたしましても、現行サービスの提供を維持・継続するには、一定の負担増は必要と判断をいたしまして、協議・調整の結果、コンビニ収納1件当たりの単価を56円から72円に改定したものでございます。

以上であります。

○西村委員

分かりました。これも社会情勢に照らし合わせて増額となったというところで理解をいたしました。

それから最後に、予算書の86ページ、基幹統計調査事業の中の一番上の各種統計調査員報酬、これが前年度よりも少なくなっていると思うんですけども。これは統計の項目が毎年違うとか、金額の上下する理由について教えていただければと思います。

○佐々木企画調整課長

毎年の統計調査の項目が違うのかというお尋ねでございますが。市が実施する国の基幹統計調査につきましては、毎年実施している調査もでございますが、おおむね5年に1回のサイクルで実施されているものが多い状況でございます。

したがいまして、毎年の予算につきましては、その年度に予定されている統計調査の内容に応じて予算計上しております。令和6年度につきましては、令和6年10月と11月に実施される全国家計構造調査の調査員報酬89万1,000円と、令和7年2月1日に実施される農林業センサスの報酬として214万8,000円を計上しており、合計で303万9,000円ということで、前年より減額をしているという状況でございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。各種統計調査がどれぐらい行われるかと、項目というよりは回数みたいな感じなんですかね。どんな調査が行われるかということによって中身が変わっていくということで理解をいたしました。ありがとうございます。すみません、長々と。

以上です。

○仲小路委員

それでは、予算書の54ページですけども。広報紙発行事業で、先ほど若干説明がありました広報紙編集機器ソフトウェアの使用料が72万6,000円とありますが、これの具体的な作業内容というのはどういうものでしょうか。

○佐々木企画調整課長

ソフトウェアによる作業内容ということかと思いますが。具体的には、いわゆるイラストなどをデザインするソフトウェアでイラストレーターというようなソフトがございます。それから、写真画像などを編集いたしますフォトショップというソフトがございます。それから、広報のページのレイアウト、全体の配置であったりとか、そういったものを編集するために必要となるインデザインというソフト、こういったソフトがパッケージとなっているソフトウェアを購入しようというものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。今までのソフトウェアよりは、内容としては充実しているというふう
に理解していいでしょうか。

○佐々木企画調整課長

今までとソフトウェア自体は変わっておりません。一緒のものを活用していきたいというふうに思います。先ほど御説明いたしましたとおり、契約の関係で予算を外に出したというような格好にしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、同じく54ページの広報広聴管理事業の市勢要覧作成委託料、一番下の行で180万円がありますけども。これは、令和5年度の予算で120万円がありますけども、それと合わせて300万円になりますけれども。具体的な委託先、それから現在までの経過と発行までのスケジュール等をお示してください。

○佐々木企画調整課長

市勢要覧につきましては、光市新市誕生20周年を記念いたしまして、記念式典に合わせて発行するもので、令和5年度から準備を進めているものでございます。

市勢要覧の作成に当たりましては、作成業務の委託について、公募型プロポーザルの公告を7月に行いまして、8月に優先交渉権者を株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所に決定し、その後、同社との委託契約を締結しております。契約後は、今年度末の見込みである骨子案の作成に向けまして、12月、1月、3月に委託業者と協議を行ったところでございます。

また、業者から提案がありました市民フォトグラファーとの協働による要覧づくりを進めるために、昨年10月に広報やSNSでの告知とともにチラシを作成して、各コミュニティセンターへ情報提供するなどして希望者を募りましたところ、23人の応募がございました。

この市民フォトグラファーは、市勢要覧を市民と協働で作成することで、20周年の機運を高めていくことを目的とし、事業者や市が撮影する画像だけでなく、市民目線から撮影した、魅力のある人の営みや本市ならではの風景などの写真を撮影してもらい、より分かりやすく発信力のある市勢要覧を作成することを狙いとしております。

このため、取組への参画意欲や撮影スキルの向上を図るため、プロカメラマンの宮本健吾氏を講師として、映える写真の撮影方法や色補正の方法などについての講習会を12月と1月に開催するとともに、市内での写真撮影を実施しております。

今後につきましては、3月末までに骨子案を作成し、8月中に掲載内容の校正を終了させ、9月中旬までに印刷・納品という流れで行ってまいります。

そして、10月5日に開催される予定の光市新市誕生20周年記念式典で配布する予定としております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。市民参加の非常に素晴らしい案だというふうに思います。ありがとうございます。

それから56ページですけども、会計事務費の、先ほど若干説明がありました公共料金明細サービス導入委託料の5万5,000円ですが、これは会計課で一括で処理するということになりますけども。具体的に今までは各課でやっていたものなんではないでしょうか、その辺の具体的な内容、説明をお願いします。

○高木会計課長

これまでは、おっしゃるとおり、各課で請求書ごとに起票し支払い事務を行っておりますが、今回、これを各事業者の請求データを公共料金明細サービスから受信し、会計課の一括起票による支払い事務に変更するものでございまして、全庁的な業務の効率化等が見込まれるものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

導入時期は、先ほどありましたとおり、10月ということでしょうか。

○高木会計課長

導入時期につきましては、現在更新が進められております新しい財務会計システムのスタートに合わせた導入を予定しております。これに向けて、6年度はサービス導入の契約やシステム改修などの準備を進めてまいります。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

それから同じく56ページの下の段のほうですが、総合計画推進事業の企業版ふるさと納税支援業務委託料、先ほど説明、22万円いただきましたけれども、これの具体的な業務内容、委託業務の具体的な内容をお示してください。

○佐々木企画調整課長

全国的な企業版ふるさと納税の市場規模が拡大しておりますことから、このたび、企業版ふるさと納税支援業務委託料を予算計上し、企業とのマッチング支援業務を委託したいと考えております。

具体的な内容につきましては、マッチングを仲介する事業者により、本市のまちづくりの取組情報を全国の寄附を希望する企業にポータルサイトで紹介したり、仲介事業者のネットワークや営業力を生かして、本市とゆかりがある企業へのアプローチのほか、企業の社会貢献ニーズに応じたマッチングを想定しております。このほか、市の寄附募集に係る課題について、専門的な見地からアドバイスを受ける支援などについても検討をしております。

なお、委託料は成果報酬型を想定しておりまして、寄附がなければ委託料の支払いは発生しませんが、寄附額に応じて委託料が変動することとなります。

以上でございます。

○仲小路委員

この委託の成果型でありますけれども、具体的にはどういうふうな計算で22万円になっていきますでしょうか。

○佐々木企画調整課長

まずは、寄附が100万円入ってくるということを想定して、その委託手数料を20%と計算しまして、それと消費税を合わせて22万円という計上をしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう計算ということで確認しました。

それから64ページになりますけども。電算システム管理事業のところの、先ほど説明も頂きましたけども、中頃の行政情報化機器システム保守委託料1億7,257万円ですが、これが令和5年度は7,307万4,000円、さらにその前は5,492万4,000円と大幅に増加が続いていますけども、この要因というのはどういうものでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

電算システム管理事業の行政情報化機器システム保守委託料は、庁内の情報化機器システム全般を安定して運用するための保守及び運用管理に係る業務委託料で、昨年度に比べて約9,900万円の増額をしております。

主な増額の内容としましては、令和5年度に業者選定いたしました財務会計、文書管理、人事給与、庶務事務等を取り扱う内部事務システムの構築及びシステムのデータ移行に係る経費が8,995万2,000円で、これは昨年度比で丸々の増になります。

また、標準化が義務づけられた住基システム、印鑑登録システムなど、20業務において標準化に対応するための経費が、昨年度比890万円増の2,643万3,000円などとなっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ということは、6年度が増で、またその後は減額になるというふうに考えていいのでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

今御説明いたしました内部事務システムに係る委託料については、6年度の単年の事業なので、来年度以降には発生いたしません。

また、標準化に対応するための委託料につきましては、7年度に業務が継続してある予定ですので、こちらにつきましては、数字や変化は見込まれておるところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。了解しました。

それから66ページですけども、一番上の地域イントラネット管理事業の2行目の地域

イントラネット保守委託料となっておりますけれども、これも令和4年と令和5年は400万円程度でしたけれども、これが増額しておりますけれども、その内容をお示してください。

○藤井情報・DX推進課長

地域イントラネット管理事業における地域イントラネット保守委託料は、本庁と大和支所、出張所等を結ぶ光ファイバーケーブルの保守費用で、昨年度に比べて550万円増額しております。

増額の内容は、令和7年4月にコミュニティセンター全体の供用開始が予定されている三島コミュニティセンターの建て替えに伴い、令和6年度中に光ファイバーケーブルを移設するための経費550万円でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。短期的に発生するという事で確認しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲小路委員

それでは、予算書の78ページですけれども、78ページの6行目ですけれども。SMS催告送信システム使用料、これは先ほど説明がありましたけれども、これを具体的には携帯電話番号の取得とか要りますけれども、これはどのように取得をされていますでしょうか。

○守田収納対策課長

本システムによりショートメッセージを送信する対象者は、納期限までに税金を完納せず、督促状を発送した日から起算して10日を経過しても、なお完納されていない滞納状況にある方に対して、実施することを想定しております。したがって、滞納整理の一環として、国税徴収法に基づく徴税吏員の調査権によりまして、庁内や関係先、あるいは官公署への所在調査を実施する中で取得した電話番号を利用するものであります。

以上であります。

○仲小路委員

分かりました。そういう形で取得ができるということで確認しました。

それから、予算の概要のところの30ページですけれども、下から3段目のところの内容ですが、口座振替促進キャンペーンというのがございまして。これは安定した税収のため、新規口座振替登録者を対象に抽せんで商品が当たるキャンペーンですけれども、この実施についての費用が78万3,000円と記載されておりますけれども、これを実施される理由というのはどの辺にありますでしょうか。また、当選者の想定数、あるいは商品の内容も併せてお示してください。

○守田収納対策課長

まず、実施理由でございますが、ここ数年、税金の支払い方法はキャッシュレス決済といたしまして、クレジットカード、スマートフォンアプリ決済など、納税者の納付環境が多様化している状況でございます。

このような中、口座振替は、それらに比べ金融機関への事務手数料が安価であること、納期内納付を確実なものとして、安定的な収納の確保や新規滞納者の抑制が期待できること、一度御登録を頂くと、継続的に確実な収納が見込まれることなどから、収納対策課では、平素から納税通知書に案内を同封したり、ホームページや金融機関にポスターを掲示してもらうなどの対策を行っているところであります。

このたび、これらに加え、口座振替促進キャンペーンを、口座振替率向上のためのインセンティブ措置として展開をし、さらなる収納率の底上げを図ろうとするものであります。

次に、お尋ねの当選者の想定数、商品の内容についてでございますが、事業の仕様は、今後詳細な検討を進めてまいり所存でございますが、まず、当選者数については500人を想定しております。考え方でございますが、本市策定の収納率向上に向けた取組方針においては、現状34.3%である市税3税の口座利用率を、令和8年度までに37%とすることを目指しているところであります。そのためには、今後、1,300件から1,400件程度、利用者を上積みしていく必要がございます。今回は、その数字を基に、その3分の1程度である500人を当選者とするものであります。

商品についても、検討はこれからになりますが、1人当たり1,000円程度を考えており、例えば、地元還元といった観点から、里の厨で使用できる商品券なども想定しているところであります。

いずれにいたしましても、インセンティブ効果を高めに設定することで、口座振替の利用を強く促してまいりたいと考えている所存であります。

以上であります。

○仲小路委員

分かりました。経費の観点から、この口座振替が非常に有効であるということが確認できました。ありがとうございます。

それから、86ページの上の段の基幹統計調査事業の中の記入者報償金というのがありますけども。これが、計上がある年度とない年度がありますが、この内容というのはどういうものでしょうか。

○佐々木企画調整課長

基幹統計調査の記入者報償金は、統計調査に御協力いただいた対象者の方に対してお礼をするもので、記入者の負担等を考慮した報償金、または報償品の購入費用として支出するものでございます。

このたび予算計上しております費用は、令和6年全国家計構造調査のものでございま

すが、この調査では、対象世帯員の年間収入や貯蓄、借入金の残高、住居や土地、家賃に関する調査のほか、2か月間にわたって収入や支出の家計簿をつけて、その実態を回答するような、対象世帯にとっては大きな負担となる調査でございます。

このため、対象世帯の回答協力を得るために、報償金の予算を確保し、円滑な調査事務を進めるものでございますが。このような調査につきましては、国から報償に関して指示がございまして、それに応じて予算計上をしているところでございます。したがって、報償金の予算があつたりなかつたりというものがございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況をよく確認いたしました。

以上で、こちら終わります。

○西崎委員

予算書64ページをお開きください。

この中で、行政情報化機器システム保守委託料1億7,200万円、それからずっと下がります。同じく行政情報化機器システム賃借料1億1,500万円、2つこれ連動していると思うんですが、非常に高額です。上のほうは、今説明がありましたけど、年によって変わるんだと、委託料は変わるということでございますけど。下のほうのシステムの賃借料については、大体同じ、毎年1億1,500万円ぐらいでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

行政情報化機器システム賃借料の増減といたしまししょうか、そのあたりについての御質問を頂きました。

昨年と比較しますと300万円の増となっております。また、2年前の決算と比較しますと2,400万円弱の増というふうな状況となっております。

今年度の増につきましては、ネットワーク関係の機器のうち、従来、教育委員会で更新していた部分につきまして、防災指令拠点へ機器を移したりというタイミングで、我々のほうが引き取ったため増額となっております。

そのほか、デジタル化の関係で追加で導入する機器も増えておりますので、増加傾向であるということが言えるかと思えます。

以上でございます。

○西崎委員

保守委託料とシステムの賃借料、これは業者といたしますか、メーカーは同じでしょうか。どうでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

委託料とリース料でございますので、賃借料につきましてはリース会社になります。

委託料につきましてはシステムを構築したり導入したりする業者になりますので、業者としては別々になります。

以上でございます。

○西崎委員

これは恐らく、その業者と光市は単独で毎年賃借料を結び、そして委託もしているのではないかと思うんで。いわゆる独占状態になっているんじゃないか、メーカーの言いなりになっている要素があるんじゃないかと思えますけど、その辺はいかがですか。

○藤井情報・DX推進課長

賃借料につきましては、入札により業者を決定しておりますので、そういった業者の言いなりというふうな部分には当たらないというふうに考えております。

また、システムの導入に当たって業者を選定する、委託料に関する部分につきましても、公募型プロポーザルといった競争性のある選定方法を取っておりますので、業者の言いなりというふうな部分には当たらないというふうに考えております。

以上でございます。

○西崎委員

民間でも自治体でもそうですけど、始めにシステムを例えば日立にする、NECにする、富士通にすると決めたら、ずっとそれがもう変えられずに継続してしまうということが言われているんですけど。今聞いたら、下は、機器のシステム賃借料は入札でやっている。ちょっとこれ、私は、年々入札やって、これくるくる変わると、市の職員も取扱いに非常に難儀な面があるんじゃないかと思うんですけど。その辺はどうでしょうか、メーカー変わってもいいんですかね。

○藤井情報・DX推進課長

リース入札につきましては、長期継続契約の制度が利用できますので、5年間のリース期間で長期継続契約で業者を選定しておりますので、毎年変わるといようなことはございません。

以上でございます。

○西崎委員

上下合わせて、令和6年度は2億8,700万円か800万円になるんですが。これを多少とも入札なりリースで安くする方法は、今やっぺらっしやる担当課長として、何か方法があると思いますか。

○藤井情報・DX推進課長

賃貸借につきましては、先ほども申し上げましたけども、入札を行っておりますので、入札による競争による価格競争があるというふうに考えておりますし。委託の部分につ

きましても、新規案件につきましては、プロポーザル等で競争性をもった業者選定をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西崎委員

私、この辺素人なのでよく分からないんですが。思いつくアイデアとしたら、県下の市町村が同一のシステム、プログラムにする。そしてIDとかパスワードで光市はそれに入っていくんだと、周南市もそれに入ると、下松市も入ると。こういう方法でいけば非常に安くなるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょう。

○藤井情報・DX推進課長

住民情報や税、福祉といった住民情報を扱う基幹系業務につきましては、本市を含む周南、下松、柳井、それから阿武町の4市1町でシステムを共同利用することで、委員がおっしゃるような費用削減効果を得られているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

今、山口県の4市町村だけということでございます。これは、願わくば、山口県が県下の市町村は同じシステムを導入してやるということになると、随分助かるんじゃないかと思うし。行く行くは国が導入してもいいようなものでないかと思うんですけど、その辺はどうして進まないんでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

先ほど申しました住基や税、福祉といった業務につきましては、これは、今、国のほうで標準的な仕様を策定した標準システムというものになるよう、令和7年度末、令和8年3月までを期限に、その標準化に従ったシステムに移行するような施策が取られておりますし、これ、法律で期限も義務づけられているものでございます。ですので、全国の自治体で、こういう標準仕様のシステムに変わろうというふうな動きがある状況でございます。

以上でございます。

○西崎委員

そういう方向に行くのが当然の成り行きと私は思います。ひとつ期待しておきましょう。どうも。

○早稲田委員

予算書の56ページ、会計事務費についてお尋ねします。

普通旅費のところなんですけれども、昨年度より若干増額になっておりまして、研修などを計画されていらっしゃるのでしょうか。お尋ねします。

○高木会計課長

先ほど少し触れましたように、令和7年度に財務会計システムの更新を予定しておりますが、それに伴い電子決裁の導入、ペーパーレス化による業務フローの変更なども見込んでいるところでございます。このため、デジタル化に対応した効果的で効率的な支払い事務について、先進市を視察したいと考え、そのための費用を計上しております。

具体的には、電子決裁の導入やペーパーレス化による業務効率化など、財務会計のDX化が進む中での請求書等支出付属資料の添付や保管方法の変更、より適切な業務フローの在り方などについて、先進事例を学びたいと考えております。

なお、先進地は、今のところ、デジタルガバメント先進地である神戸市を予定しており、2人分の旅費として8万1,000円を計上したところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

様々な部署でDXといいますか、デジタル化が進んでいくと考えられます。急にそういったシステムに変わったときに困らないように、特に会計は大事なところですので、視察でしっかり勉強していただいて、電子決裁等に備えていただければと思います。

では、もう一つ別の質問をします。

今度は予算書64ページ。ちょっと細かいところであれなんですけども、電算システム管理事業の、金額的には少ないんですけども、ファイル受渡しサービス使用料というところについて、どのような内容なのか教えてください。

○藤井情報・DX推進課長

ファイル受渡しサービス使用料とは、Eメールではデータ容量の制限等によって受渡しができない大容量のデータファイルを、インターネット上の安全かつ簡単に受渡しを行うことが可能なオンラインストレージサービスを利用するための使用料でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

データ量の多いものを受渡しするときのサービスの使用料ということで、はい、なるほど、分かりました。

ではもう一つ、同じ電算システムの管理事業のところ、令和5年にはあったかと思うんですけども、令和6年度にはデジタル専門人材派遣負担金がないようなのですが、こちらについても教えてください。

○藤井情報・DX推進課長

本市では、光市行財政構造改革推進プランに掲げるデジタル改革に関する取組を推進するに当たり、令和4年度から国の地方創生人材支援制度を活用し、デジタル化推進アドバイザーとして、リコージャパン株式会社より鈴木隆浩氏の派遣を受けており、派遣

に係る経費をデジタル専門人材派遣負担金として計上しておりましたが、地方創生人材支援制度上、アドバイザーの任期は2年であり、令和5年度で任期が終了いたします。

市といたしましては、引き続き、本市のデジタル化の状況に精通したリコージャパン株式会社の支援を受けながら、諸課題の解決に取り組み、業務を前に進めていきたいと考えておりますが、支援を受けるに当たり、今後はデジタル化に係るテーマごとに、よりふさわしい体制での支援を頂くために、同社と協議を行った結果、これまでのような人材の派遣ではなく、業務委託の形式を取ることにし、これまでのデジタル化人材活用事業から、令和6年度はデジタル化推進支援事業に事業形態を改め、予算といたしましては、デジタル化専門人材派遣負担金に代わるものとして、64ページ2段目、2番目の電算システム管理事業の上から10行目、デジタル化推進支援業務委託料として計上しているものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

制度が2年間という縛りがあったために、そちらではなくて、今後は民間に委託するデジタル化推進支援業務委託料のほうでフォローしていただくということになったということで、はい、理解しました。

では、最後もう一点なんですけれども、同じく64ページの電算システム管理事業の下から五、六行目ですかね、共同利用型クラウドシステム支援業務負担金について。こちらはコンサル会社に対してのことなのかなというふうに今、伺ったような気がするんですけれども。このコンサルに対しては定期的に行われるものでしょうか、または問題が発生したときにコンサルしてもらうというような内容なのでしょうか、教えてください。

○藤井情報・DX推進課長

共同利用型クラウドシステム支援業務負担金は、4市1町で運営する共同利用型クラウドシステムを安定的に運用するため、専門知識を有するコンサルタント会社に支援を受けるための負担金でございますが、コンサルにつきましては、事象発生時はもちろんのこと、共同利用型クラウドシステムに関する課題や運用状況について、システム契約業者と4市1町とで協議や情報共有を行うために、毎月開催しております定例会に同席いただき支援を頂くほか、法制度改正に伴うシステム改修に係る費用の精査、データセンターを含めたセキュリティ監査など、支援を頂いているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

毎月定例会で指導いただいている、支援いただいているということと、いろいろなことが発生したときにも、またはセキュリティ等についても相談しているということで、理解しました。

私の質問は以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

3 環境市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第9号 光市犯罪被害者等支援条例

説 明：山根生活安全課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第20号 光市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

説 明：山根生活安全課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、議案集の100ページですけども。これの附則のところに、この条例は公布の日から施行するとありますけども、実際に施行日というのはどのようになりますでしょうか。

○山根生活安全課長

議案第20号については、御議決を頂きましたら、なるべく早い段階、3月中の公布を予定しており、その公布日からの施行を考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、これから管理不全空家等への対応ということですけども、この条例によって、それへの対応というのは今後どのように変わりますでしょうか。

○山根生活安全課長

これまでは、特定空家等に該当するまでに至らない空き家等につきましては、文書や訪問など、お願いの範疇にとどまっておりましたが、管理不全空家等の認定により、助言または指導を行っても是正されない場合、最終的に勧告を行い、期限までには是正されない場合、固定資産税の住宅用地の特例が解除されるといった対応が可能となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、このことについて、市民への周知方法というのはどのように予定されていますでしょうか。

○山根生活安全課長

市民への周知方法につきましては、市ホームページへの掲載や、市内に土地・家屋を所有される方に対する最も効果的な手法として、令和4年度から固定資産税の納税通知書に、空き家の適切な管理や、除却促進事業補助金に係る周知啓発チラシを同封しておりますが、この中に、今回の制度改正に係る内容についても掲載し、周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

以上で終わります。

○西村委員

すみません。1点確認したいんですけれども。特定空家の前段階ということで、この管理不全空家等というものが今回新設をされるというふうな御説明だったと思いますが。これは、特定空家に今、ランクがあると思うんですが、これはその中で言うと、この管理不全空家等に該当するのは、どの程度のものなのかというのが少しイメージがつきにくいので、そのあたり今想定しているものがあればお伺いできればと思います。

○山根生活安全課長

今、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う、管理不全空家等に係る国からのガイドラインに沿って、光市においても判定基準を策定中というところでございます。管理不全空家等に該当するものにつきましては、特定空家の一步手前というところで、現段階では、判定基準を精査しておるところでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。判定基準を作成中というところで理解をいたしました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第1号 令和6年度光市一般会計予算〔所管分〕

説明：周田環境政策課長、山田環境事業課長兼深山浄苑長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、予算書の6ページですけども。債務負担行為の点ですが、先ほど説明がありましたとおり、1行目の公共施設等LED化推進事業、これは民間提案制度として実施されますけども、もう少し具体的な事業内容をお示してください。

○周田環境政策課長

この事業は、民間提案制度により、大和リース株式会社山口支店から提案のありました事業で、公共施設の室内灯や道路照明などの屋外灯をLED照明に切り替えるもので、二酸化炭素排出量の削減による脱炭素化の推進や電気料金の削減を図るものです。LED照明は、業者から10年間のリースとして導入し、削減が見込まれる電気料金や修繕料をリース料とすることで、新たな財源負担を伴わず事業を実施するものでございます。以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それで、これの対象の施設等、分かっておりましたらお示してください。

○周田環境政策課長

現時点による対象施設等は、本庁舎や学校施設、コミュニティセンターなどの建物40施設程度や、道路灯と公園灯350基程度を想定していますが、まずは、対象を決定するための事前調査を行いますので、その調査結果を基に、効果の有無や施工の可否等の視点から最終的な対象施設等を決定することとなります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これによってどのような事業効果が期待できますでしょうか。

○周田環境政策課長

事業効果でございますが、脱炭素化の推進、財政負担の軽減、職員の事務負担の軽減が図られるものと考えております。

まず、脱炭素化の推進につきましては、二酸化炭素排出量が大幅に削減されることとなり、事業者の試算ではLED化により60%を超える削減が見込まれております。

次に、財政負担の軽減につきましては、電気料金や事務的経費が削減されるほか、

リース事業による導入経費の平準化も図ることができます。

最後に、職員の事務負担の軽減につきましては、市が直営で事業を実施した場合、積算業務、工事発注、施工管理、維持管理といった多くの事務が発生しますが、これらの内部事務業務の削減といった効果も挙げられるものと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

非常に有効な効果が確認できました。

最後に、事業のスケジュールが具体的にありましたら、お示してください。

○周田環境政策課長

先ほど申し上げました、LED化を見込んでいる施設等の現地調査を令和6年度の早い時期に実施し、順次LED照明への切り替え工事を行い、年度内に完了する予定で考えております。このため、令和7年4月から10年間はリース期間となります。

なお、リース期間中の維持管理は業者において対応し、リース期間が経過した後は、市に無償譲渡されることになっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

それから、予算書の124ページです。124ページの上から2段目の自然敬愛環境基本計画推進事業ですけれども、先ほども説明がありましたけれども、省エネ家電購入支援補助金3,000万円が取ってありますけれども、これについて、エアコン及び冷蔵庫の省エネ基準の変更はありませんが、内容につきまして、令和5年度実施の内容との相違点等があればお示してください。

○周田環境政策課長

省エネ家電購入支援補助金の令和5年度実施内容との相違点のお尋ねでございますが、令和5年度と同様な内容で実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

具体的なところですけども、令和5年度は、5月8日の月曜日に申請を受付をして、4月25日の火曜日分からの買換え、広報ひかりの4月25日号で内容の掲載をしておりますが、曜日の違いはありますが、大体この辺の日程でよろしいでしょうか。

○周田環境政策課長

省エネ家電購入支援補助金のスケジュールということでございますが、令和5年度と同様なスケジュールで今、調整をしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これにつきまして、令和5年度は補正予算で追加して合計3,000万円となりました。しかし、実際には8月に終了して、需要が非常に大きい企画であるということが確認できました。エアコンが265件、冷蔵庫が419件、合わせて684件でありました。これは光の世帯数に対して比率を見ますと、光の世帯数が2万3,500世帯であり、約3%程度の世帯が補助金の利用がありました。冷蔵庫は世帯に1台は設置されており、ほとんどの機種が補助金の対象というふうになっております。また、使用年数を多めに見て20年とすると、1年間の買換え需要というのは世帯の20分の1、約5%程度の買換えが想定できます。

また、補助金につきましては、エアコンは上級機種のみが対象となっているため、世帯にエアコンが数台ありますけども、メインの部屋のみを設置と仮定して、世帯に1台としますと、これも耐用年数を20年としますと、冷蔵庫と同様に買換え需要は5%程度と予想されます。どちらかを買換えるのは5%と5%、合わせて2万3,500世帯の10%程度を考えると、2,000世帯程度の買換え需要が見込まれると思います。1年間ですけども、これは、できるだけ早い時期にこの企画が終了することが予想されます。実際には、5年度は8月で終わりましたけれども、CO₂の排出量を考えると、できるだけ早く省エネ家電に買換えることが、光市全体としてもCO₂の排出を抑えることができると思います。

早期の終了となった場合に、補正予算等で増額することを想定しておくことが、SDGsの観点から必要ではないかと思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○周田環境政策課長

補正についてのお問合せと思います。本事業については、市の単独事業ではなく、全額、国の交付金を活用する予定としており、その範囲内で実施する事業ですので、現時点において、補正をして事業額を拡大するということは想定しておりません。

以上でございます。

○仲小路委員

ありがとうございました。これにつきましては、できる限りそういうことができればと思ひまして、提案をさせていただきました。

あと、確認ですけれども、申請につきまして、世帯について1回というふうになっております。令和5年度にエアコンか冷蔵庫のどちらかの補助金を申請して交付があった場合は、令和6年度にはもう一方の家電があったとしても、補助金の申請ができないというふうに理解しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○周田環境政策課長

本補助金は、より多くの世帯に活用していただきたいと考えておりまして、1世帯に

1回の補助金交付としております。よって、令和5年度に補助を受けた世帯については、対象製品が別でも補助の対象外としております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。確認いたしました。

それから、今の同じ124ページの次の行ですけども。エコスタイルサポート補助金、これが500万円がありますけども、これも令和5年度と比較して相違点があれば、それも含めて事業内容をお示してください。

○周田環境政策課長

エコスタイルサポート補助金は、平成24年度からその時々で対象製品等の見直しをしながら継続実施してきた光市省エネ生活普及促進事業を、令和5年度にエコスタイルサポート補助金として大幅に見直し、主に国が導入を推進する二酸化炭素削減効果の高い製品を補助対象に追加し、その購入設置費の一部を助成することで、さらなる脱炭素化の促進と地球環境に配慮する意識の醸成を図ってまいりました。

令和6年度においても、国と歩調を合わせて実施するため、令和5年度と同様な内容で実施してまいりたいと考えておりますので、対象の製品は、ZEH住宅、断熱材、複層ガラス及び二重サッシ、高断熱玄関扉といった既存住宅の高断熱化につながるリフォーム、LED照明設備への交換、宅配ボックスの導入としております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。5年度と全く同じということで確認をいたしました。

それから132ページですが。132ページの真ん中の段のところですが、特定外来生物対策事業の光市アルゼンチンアリ対策協議会負担金の、先ほど若干説明がありましたけども、これが72万9,000円で、5年度が156万円と減額になっておりますけども、その内容をお示してください。

○周田環境政策課長

光市アルゼンチンアリ対策協議会負担金は、室積地区の防除活動に対する負担金として計上しているものでございます。

室積地区の防除については、令和4年度と令和5年度の2か年を防除強化期間と定め、光市アルゼンチンアリ対策協議会を設置し、国の交付金を活用した年6回の一斉防除を実施したところでございます。

この2年間の強化期間の成果として、アルゼンチンアリの生息数が減少傾向であることや、環境負荷への配慮から、一斉防除の回数を強化期間前の年3回に戻しつつ取組を継続することとしており、防除回数の減少に伴い予算を減額しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。通常年3回のところ、2年間については6回行われたということで確認しました。

それから、136 ページですが。墓園管理運営事業のところですが、これの下から3段目ですかね、実施設計委託料 516 万円、先ほどのり面の工事の説明がありましたけども、これにつきまして、実際にのり面の面積、あるいは工事の状況をもう一つ具体的にお示しください。

○周田環境政策課長

現状、西部墓園の一部のり面において、イノシシによる掘り起こし被害に加えて、大雨が表土を流出させ、既設の軽量のり枠が破損するなど、のり面に変状が見られます。これは、緊急的な対応を要する状況にはないものの、長期的な視点での補強が必要と考えられることから、400m²程度のり面整備に取り組むこととしたものでございます。

まずは、令和6年度において、現地の測量調査を行い、工事面積の確定や適切な工法を選択し、設計を行い、それを基に令和7年度において整備工事を実施するという2か年での整備を考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから 140 ページですけれども。これの下から4行目の事業用備品購入費というふうに環境美化推進事業の中にございますけども。先ほどバックホウの更新ということで18年経過ということがありましたけども、これについてバックホウの利用状況、あるいは利用頻度というものがどの程度かお示しください。

○山田環境事業課長

海岸清掃で使用しておりますバックホウの利用状況でございますが、海岸のごみの中には、ポイ捨てされている可燃ごみや、プラスチックごみなどの人工物も一部ございますが、大半は葦類や流木などの自然物となります。これらの漂着ごみは量が多く、また、大きなものもあり、人力での回収が困難なことから、バックホウやビーチクリーナーなどの重機を使って回収を行っております。

また、集めた漂着ごみには泥や砂が多く付着しており、そのままの状態では処理施設に搬入することができないため、砂などをふるい落とす作業が必要となります。その際、バックホウで漂着ごみをふるいにかける機械に乗せ、砂などをある程度落とした後、処理施設に搬入しております。このように回収・ふるい作業、運搬車両への積込みなど、作業の多くにバックホウを使用しております。

その利用頻度でございますが、海岸清掃は年間を通じて行っており、現在、年間 152

日実施しておりますが、バックホウにつきましては、ほぼ毎回の作業で使用している状況でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。非常によく使われているということを確認しました。

それから同じく 140 ページですけども。じん芥処理管理事業のところですが、この事業用備品購入費ということで 146 万円、先ほどアナログ回線の無線機をデジタルに変えるということがありましたけども、そのような具体的な理由についてお示してください。

○山田環境事業課長

無線機の更新ですが、現在の無線機は本年 11 月で利用できなくなります。その理由でございますが、携帯電話などの急速な普及により無線局が増加する中、将来の電波の逼迫を避けるため、国において、アナログ方式の簡易無線機からデジタル方式の簡易無線機への移行が義務づけられたことによるものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

そういう国の施策によるものと確認しました。

それで、無線機の利用状況、あるいはまた更新台数をお示してください。

○山田環境事業課長

無線機の利用状況でございますが、効率的なごみ回収作業を行うことや緊急対応時に利用しております。一例を申し上げますと、近くのパッカー車に回収の応援を頼む場合や、作業員同士でごみ置場の状況や道路の工事、事故などの交通状況をリアルタイムで情報共有する場合や、交通の妨げとなり、早急に処理を行わなければならない動物の死体処理などについて、事務所から現場近くにいる作業員に連絡する場合などに利用しております。

次に、この更新台数でございますが、環境事業課が保有している全パッカー車 5 台分、及び事務所に 1 台ございますので、計 6 台の無線機の更新並びにアンテナを更新する予定としております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、予算書の 136 ページ。墓園管理運営事業の中の実施設計委託料について、説明がいろいろあったかと思えます。現状や整備については理解をしたんですけれども、この整備に対応する歳入の御説明をもう少し聞きたいのと、その交付税の措置とかを含めて、そのあたりをお伺いできればと思います。

○周田環境政策課長

本事業の財源につきましては、充当率 100%、それに対する交付税措置率 70%の緊急自然災害防止対策事業債の活用を見込んでおります。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、戻って 132 ページの特定外来生物対策事業についてですが。説明の中で消耗品費 30 万円についてと、光市アルゼンチンアリ対策協議会の負担金として 72 万 9,000 円、これは室積地区に対しての取組であるというところで理解をいたしました。

それに対して歳入のほうで、予算書の 24 ページで、特定外来生物防除等対策事業交付金で 51 万 4,000 円とあるんですけれども。これは国の交付金というのは、地元の組織と市で構成する協議会に対する交付金だったというふうに認識をしておるんですけれども。これは室積地区のみが対象という認識でいいでしょうか。そのあたりを確認いたします。

○周田環境政策課長

特定外来生物防除等対策事業交付金は、従前の生物多様性保全推進支援事業交付金が令和 5 年度に改正されたもので、地方公共団体が主体的に取り組む特定外来生物の防除事業に対して交付されることになったことから、組織が実施する事業、市が直接実施する事業の両方が対象になりました。このため、両地区の取組ともに本交付金の対象となっております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。範囲が広がったというところで理解をいたしました。引き続きの取組のほど、よろしく願いいたします。

それから、予算書の 140 ページで、不燃物可燃ごみ等収集事業の中で、先ほど説明ありましたけれども、印刷製本費について、ごみ事典を増刷するようなお話があったかと思うんですが。これの詳細をもう少し教えていただければと思います。

○山田環境事業課長

印刷製本費の増額理由ですが、毎年作成しておりますごみ収集カレンダーの、主に紙価格の高騰により作成単価が今年度より高くなることを見込まれることや、在庫が少なくなっておりますごみ分別事典の増刷を行うためでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。単価の上昇というところと、ごみ分別事典の増刷、在庫の兼ね合いから増刷をするというための増額ということで、理解をいたしました。ありがとうございます。

もう一点、同じ 140 ページの不燃物可燃ごみ等収集事業、これも増額をしておると思いますが、この理由を教えてくださいと思います。

○山田環境事業課長

中事業、不燃物可燃ごみ等収集事業の増額理由でございます。

主な理由ですが、ごみ収集処理委託料の増額となります。ごみの種類や地域などにより業者に収集処理を委託しておりますが、これら委託の設計金額に直近の労務単価や燃料費などを反映したことによるものでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知いたしました。人件費の増であったりというのを、主に委託料の中で増額をしたというところで、全体が上がったということで理解をいたしました。ありがとうございます。

以上です。

○中本委員

それでは、予算の概要、25 ページ、予算書の 144 ページであります。汚水処理共同化事業についてであります。このたびの当初予算に汚水処理共同化事業、し尿処理受入施設に関する予算が 2 億 7,499 万円計上されております。予算書 6 ページに債務負担行為も設定しており、心配しておりましたが、いよいよ具体的に進むものと思います。

改めて、事業費及び今後のスケジュールについてお聞きをいたします。

○山田環境事業課長

汚水処理共同化事業につきましては、昨年 10 月末に、し尿等受入施設の実施設設計が完了したところでございます。また、本施設の整備に関しまして、山口県や関係機関と継続して協議調整を行っておりますが、これと並行して、施設整備に関する事項の本市の一般廃棄物処理基本計画への追記や、財源確保策の模索など、施設整備に向け、鋭意取り組んできたところでございます。

お尋ねの事業費でございますが、予算書 144 ページの汚水処理共同化事業といたしま

して2億7,499万4,000円及び予算書6ページの債務負担行為6億1,100万円が、施設整備の土木建築工事に係る費用でございます。そのほかに、令和7年度以降となりますが、電気機械工事費が約6億7,400万円、外構工事に約1,200万円で、事業費総額は約15億7,000万円を現在見込んでおります。

なお、この総事業費のうち、約14億9,000万円につきましては、国の社会資本整備総合交付金及び起債の活用を見込んでおり、残る約8,000万円を一般財源と想定しております。

今後のスケジュールでございますが、財源確保や県・関係市との協議の状況にもよるかとは思いますが、土木建築工事につきましては、令和6年度と7年度の2か年の工事となり、早い時期に本工事の契約に関して議会へお諮りしたいと考えております。

また、電気・機械工事につきましては、令和7年度と8年度の2か年、外構工事を令和8年度に施工し、令和8年度中に全ての整備工事が完了できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

令和4年度に実施設計、概要の説明がありました。5年度に実施設計が10月に終わったということで、まず安心をいたしております。

6年度、7年度が整備工事、あるいは土木建築工事ということで、最終的には令和8年度の供用開始だと思っております。若干工事が遅れているようでありますので、ぜひ令和8年度には供用開始ができる。できれば、8年度の4月が予定であります。非常に厳しい状況でありますので、8年度の間頃には供用開始ができるように、よろしく願いをしておきます。

昨今の経済状況の中で、物価高の高騰を含めて、この施設は浄化センター内に設置いたしますので、塩害等、非常に多い場所でありますので、特に外壁は耐久性とか、いろんな維持管理を考慮しながらやっていかなければならないというふうに思っております。そのあたりを含めると、車両のし尿等の搬入に当たっても、外部に臭いが漏れないようなというような当初の計画でありました。今の物価高騰によって、今の予算の説明がありましたが、ちょっとそのあたりは心配しておりますが、大丈夫でしょうか。

○山田環境事業課長

その辺の臭い対策につきましても、地域の住民はいらっしゃいませんが、そういったものが対応できるような形を取りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員

分かりました。しっかり対応していこうということでありますので、安心をいたしております。

当初では、財源が事業費の10分の1を国庫補助金というふうに言われておりました

が、事業を進めていくに当たり、財源確保などについて課題があったというふうに思っております。先ほどの説明の中で、財源確保は大丈夫だというふうな説明でありましたが、もう一度その辺はいかがでしょうか。

○山田環境事業課長

本事業の実施に当たり、財源確保は必要不可欠なものでございます。国の交付金の確保に向けて、国や県の助言を頂きながら、汚水処理の共同化を進めており、交付金に関する事務につきましては、下水道事業との兼ね合いもありますことから、都市政策部下水道課に主体的に取り組んでもらっております。

具体的には、従来よりも重点的に交付金が配分されるよう、新たに社会資本総合整備計画の重点計画を作成するとともに、本事業は、土木建築工事及び電気機械工事がそれぞれ2か年にわたる工事となりますことから、工事初年度となる令和6年度におきまして、後年度の内容も含めた地方整備局における設計審査、いわゆる一括設計審査を受けることとしております。

以上でございます。

○中本委員

分かりました。詳しい中身の説明を頂きまして、より前に進むんだなというふうに思っております。

長い間、下松市に処理事業をお願いをしておりますので、下松市さんには大変迷惑をおかけするようなこともあるかと思いますが、早くこの事業を進めることによって、いろんな面で処理事業がうまくいくというふうに思っておりますので。引き続き、しっかりよく計画を練りながら、供用開始が早めになるようお願いをし、改めてまた、いろんな面でいろんな経緯をまたお聞きをしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○早稲田委員

当初予算の概要の43ページに、環境学び創造事業として、光の海の体験プロジェクト環境学習とあります。内容のところは、新市誕生20周年事業として、小中学生を対象に光の海を学ぶ環境学習を実施と書いてありますが、この内容についてお示してください。

○周田環境政策課長

新市誕生20周年記念事業、光の海の体験プロジェクトは、経済部と環境市民部が連携して取り組むもので、小中学生を対象に、経済部による光の海の恵みを体験する地引き網体験の実施、環境市民部による光の海を守るための環境学習の合同実施を予定しております。

豊かな恵みをもたらす海の体験と、その海の環境を守っていく学び、この2つを組み

合わせて同時に経験することで、次代を担う子供たちが、本市の宝である豊かな海を将来にわたり大事に守っていこうとする自然敬愛精神と、本市への郷土愛のさらなる醸成を図ってまいりたいと考えております。

事業実施に向け、それぞれの部が知恵を出し合い、入念な準備を行いまして、本事業が記念事業としてふさわしく、そして子供たちにとって、いつまでも記憶に残る大切な思い出の一つとなるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○早稲田委員

現時点で決まっていることでいいんですけれども、こちらは小中学生ということでしたが、自由参加なのでしょうか。参加者に定員とか参加条件など、決まっていることがありますか。また、応募方法や告知方法についても決まっていたら教えてください。

○周田環境政策課長

現時点では事業概要が決まっているだけです。詳細については今後、経済部としっかりと連携しながら調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

最近、海洋ごみの問題が言われていまして、その七、八割はまちからと言われて、まちで捨てられたごみが水路や川に流れ出して、やがて海へたどり着くと言われてます。このままその海洋ごみが増え続けると、漁業や観光業への影響だけでなく、いろいろな環境が悪化していきます。本市の大切な室積や虹ヶ浜海岸の美しさを保ち、海に住む生物を守るためにも、子供のときから環境学習が必要だと考えます。

ぜひ、新市誕生 20 周年事業を環境学習の一つの機会として、先ほど、思い出に残るとおっしゃられましたけれども、子供たちの海を守る心が芽生えてくるような楽しい企画を期待しております。よろしく願いいたします。

説 明：小熊環境市民部次長兼市民課長、山根生活安全課長、西村人権推進課長、讚井地域づくり推進課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○仲小路委員

それでは、予算書の 58 ページですけれども、地域づくり推進事業の地域づくり推進事業交付金ですが、これが 1,687 万 6,000 円で、令和 5 年度に比べて 300 万円程度増額になっておりますけれども、その内容をお示してください。

○讚井地域づくり推進課長

地域づくり推進事業交付金ですが、これは地域の主体的な活動を支援するために、各地区、コミュニティ協議会に対して交付をしております。

平成 29 年度以降、毎年 1,330 万 5,000 円を交付してまいりましたが、昨今の物価や人件費等の上昇の影響により、各コミュニティ協議会が発行している官報の発行費用が高騰しているということから、官報印刷代の増加影響分を交付金に反映したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これの交付先なんですけど、各コミュニティセンターに交付されておりますけれども、これの各コミュニティセンターの交付金と交付までの手続等をお示してください。

○讚井地域づくり推進課長

各地区の交付金の額ということでございますが、交付額の多い順に言いますと、浅江地区コミュニティ協議会 284 万 1,000 円、室積まちぐるみ協議会 216 万 4,000 円、光井コミュニティ協議会 201 万 8,000 円、三島コミュニティ協議会 196 万 4,000 円、大和コミュニティ協議会 173 万 8,000 円、島田地区コミュニティ協議会 154 万 7,000 円、周防地域づくり協議会 132 万 9,000 円、塩田コミュニティ協議会 92 万 8,000 円、東荷コミュニティ協議会 92 万 7,000 円、中島田地区コミュニティ協議会 90 万 7,000 円、伊保木ぐるみ協議会 39 万 4,000 円、最後に、牛島ぐるみ協議会 11 万 9,000 円、これが各地区の金額ということになっております。

次に、交付金の交付の流れということですが、新年度になりまして、まず各地区コミュニティ協議会から新年度の交付金の交付申請をしていただくようになります。

交付申請をいただきましたら、御提出をいただいた事業計画や予算の内容を地域づくり推進課で精査をし、適当と認められる場合は交付金の交付決定を行い、交付金を交付するという流れになります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、60 ページのコミュニティセンター管理事業のところなんですけど、先ほど、測量登記委託料につきまして、土地開発基金の土地の売却にありますけど、この場所はどこになりますでしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

場所は、中央 1 丁目の宅地と光井 9 丁目の宅地、2 つの宅地でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、66 ページですけれども、防犯対策事業のところなんです、真ん中あたりの犯罪者被害者等支援補助金 60 万円につきまして、これにつきましては各上限というふうにありますけれども、それぞれ光市犯罪者等支援条例に伴いまして、見舞金、それから生活支援助成金というのがありますが、これのそれぞれの 30 万円ということによろしいでしょうか。

○山根生活安全課長

この予算につきましては、見舞金の最大額である遺族見舞金 30 万円及び助成金はカウンセリング費用、弁護士費用など合計して 30 万円を上限としておりますので、それぞれ 1 件分の、合わせて 60 万円を予算計上しております。なお、これ以上に申請がありましたら、補正等で対応させていただけたらと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、安全対策事務費ですけれども、一番下から 2 行目の光市街路照明推進協議会補助金 1,809 万 1,000 円がありまして、先ほどの説明で、6 年度は 60 基の撤去というふうにありますけれども、令和 4 年と 5 年の撤去数を合わせてお示してください。

○山根生活安全課長

御質問の年度につきましては、令和 4 年度が 550 万円、令和 5 年度が 750 万円の予算としておりましたが、毎年度 250 万円が協議会が管理する街路照明の維持管理に伴う経費の一部を補助するものとなっております、令和 4 年度であれば、残りの 300 万円部分が支柱の点検診断調査に係る補助、令和 5 年度であれば、500 万円部分が既に計画消灯した街路照明や、令和 4 年度に実施した点検診断調査により優先度の高い危険街路照明について撤去費用に充てるものとして補助しておりました。なお、撤去数につきましては、令和 4 年度は 2 基の撤去、令和 5 年度については 20 基程度の撤去予定でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それから、ちょっと飛びまして 174 ページの真ん中あたりの移住・定住促進事業の内容ですけれども、これにつきまして、こちらの担当は伊保木の地域おこし協力隊ということでお聞きしましたけれども、この伊保木地区の地域おこし協力隊は令和 7 年 7 月に着任し、本年 6 月までというふう聞いておりますけれども、6 月で任期を終えるということによろしいでしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

現在、伊保木地区に配置しております地域おこし協力隊につきましても、令和3年7月に着任をし、令和6年6月末で任期の3年を終了する予定でございます。

しかしながら、令和3年度に国の要綱が一部改正されまして、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行えなかった場合は、最長2年の任期の延長が可能ということになりました。これを受けまして、着任当初から9か月間、十分な活動が行うことができなかったことなどを考慮いたしまして、隊員本人と地域の意向を踏まえまして、活動期間を令和7年3月末まで9か月間延長することとし、コロナ禍で失われた活動機会を確保し、引き続き、コミュニティプランの実現を支援しようと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。延長ということで了解いたしました。

それから、同じく地域おこし協力隊の任期終了後の起業や定住、そういうような意向は確認していらっしゃるのでしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

現時点では、隊員は今取り組んでおられる竹林整備や加工品（メンマ）の生産販売あるいは耕作放棄地を活用したかんきつ、レモン栽培などのコミュニティプランの実現支援を継続しながら、生計維持を図り、任期終了後も引き続き、伊保木地区での定住を希望されておられます。また、生計を立てるための一つの手段として、起業の検討をされていると聞いております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それから同じ関係ですけれども、こちらに計上されている協力隊定住起業支援事業補助金というのが100万円ございますけれども、これの具体的な内容をお示してください。

○讚井地域づくり推進課長

定住起業支援事業補助金は、地域おこし協力隊員のうち、任期終了後も引き続き市内に住所を有し、市内で起業する者、または既存の事業を承継する者に対し、必要な費用について補助し、支援をしようとするものでありまして、このたびの伊保木地区の隊員が令和6年度中に起業する予定であるため、要綱に基づき補助金を交付しようとするものであります。

対象となる経費は、起業等に必要の初期費用として、一般的な費用としては事務所や店舗の開設に伴う設備に係る費用をはじめ、事務所で使用する電話、ファクス、複合機などの事務用品、あるいは法人登記に要する経費等が補助対象となっております。補助

率は10分の10で、限度額は100万円、全額特別交付税対象となっております。

現在のところ、補助金の想定される具体的な内容としましては、事務用品や備品、そしてパソコンやプリンター、農業用の動力噴霧機、チェンソーなどの購入や法人登記に必要な収入印紙代など、100万円を予定しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。いろんな形で今後定住されて起業できる、そういうことを願っております。

以上でよろしいです。

○西村委員

それでは、何点かお伺いいたします。

予算書の80ページの戸籍管理事業についてですが、これの社会保障税番号・システム戸籍対応業務委託料についてですが、先日の補正予算でも同様の性質のものが上がっていたと思いますが、先日の補正予算との違いについてお伺いいたします。

○小熊環境市民部次長

社会保障税番号・制度システムの関係なんですけれども、令和6年度予算と先日の3月補正での社会保障税番号・制度システム戸籍対応業務委託料について、名称が同じということで、その違いについてのお尋ねでございますが、いずれもマイナンバーカードへの氏名の振り仮名、それからローマ字表記、これに対応するためのシステム改修ということでございますけれども、対象となるシステムのほうが、令和6年度予算では戸籍総合システム、3月補正の部分は戸籍附票システムという違いがございます。なぜ分けて予算計上したかといいますと、住基と戸籍の管轄省庁が違うということから、システム改修の財源となります国庫補助の申請手続きが異なるということによるものでございます。

住基のほうを所管する総務省の国庫補助申請においては、令和5年度中の契約が要件であったことから、住基関連システムとなります戸籍附票システムのほうは3月補正での対応、戸籍を所管する法務省の国庫補助申請ではそうした要件がなかったことから、戸籍総合システムについては、作業実施年度となります令和6年度の当初予算として計上したということでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知いたしました。管轄省庁が違うというところで、国庫補助の要件の違いから、補正と今回の当初予算で上がったというところで理解をいたしました。

次に、予算書の62ページ、コミュニティセンター整備事業のところでもう少し確認をさせていただきたいのですが、今回、三島コミュニティセンターの整備事業が上がっ

ているということで、多額の予算が計上されているわけですが、まず、この財源について伺いたいのですが、この施設整備工事、全体が6億5,000万円ほどあって、当初予算の概要の一番後ろの48ページを見ると、コミュニティセンター整備事業で合併特例債の発行予定額として6,590万円があるというのは分かるのですが、ほかの部分の財源になる記載が分からなかったなので、そのあたりをまず教えていただければと思います。

○讚井地域づくり推進課長

三島コミュニティセンター整備の財源ということでございますが、基本的にコミュニティセンター部分と消防機庫部分につきましては、緊急防災・減災事業債を充てることになっております。また、出張所分につきましては合併特例債を充てるようになっております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。緊急防災・減災事業債のほうがたしか有利だったと思いますので、その活用と。ちなみに、それぞれの充当する金額の内訳が分かれば教えていただければと思います。

○讚井地域づくり推進課長

緊急防災・減災事業債でございますが、こちらが5億4,780万円、合併特例債が6,590万円という内訳になっております。

以上でございます。

○西村委員

承知いたしました。理解いたしました。

同じく、コミュニティセンター整備事業の中の、これは太陽光発電装置設置工事についてなんですけれども、この太陽光を設置するというのは計画書の中にもいたと思うのですが、これは発電の量というか、何kW分を設置するのか、そのあたりの詳細をお伺いいたします。

○讚井地域づくり推進課長

三島コミュニティセンターに設置する太陽光発電装置ですが、太陽光発電パネルにつきましては10kW、それから蓄電池も併せて設置する予定でありまして、こちらは15kWを予定しているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知いたしました。それぞれ10kWと15kWというところでございますが、この財源

について教えていただければと思います。

○讚井地域づくり推進課長

太陽光発電の財源でございますが、こちらは合併特例債を活用することとしております。

以上でございます。

○西村委員

承知いたしました。合併特例債を充当するということで分かりました。

太陽光発電、蓄電池ともに十分な容量が緊急用としてはあると思いますので、引き続きの取組をお願いいたします。

次に、同じく 62 ページの旧コミュニティセンター解体事業負担金のところについて、先ほど J A 山口とのお話がありましたけれども、それぞれの負担割合について教えていただければと思います。

○讚井地域づくり推進課長

負担割合でございますが、これは旧塩田コミュニティセンターの建設当時の事業費案分に基づき、J A のほうと協議をして決定をしたところでございます。

旧塩田コミュニティセンターの事業費割合としましては、市が 57.35%、J A 山口県が 42.65%となっております。

以上でございます。

○西村委員

承知いたしました。事業費案分ということで理解をいたしました。

それから、予算書の 90 ページですが、後期高齢者医療事業の中で先ほど説明があった部分について、健康づくりと介護予防の一体的実施、概要の 13 ページにも記載がありますが、これについてももう少し詳細を教えていただければと思います。

○小熊環境市民部次長

健康づくりと介護予防の一体的実施の事業内容ということでございますけれども、この事業につきましては、自立した生活を送ることができる高齢者を増やすことを目指しまして、保健師や管理栄養士といった医療専門職、こちらのほうが事業全体の企画・調整・分析を行い、データ等に基づいた個別的支援、それと通いの場などに出向いての積極的な関与を行うというもので、福祉部局のほうと連携して事業実施することとしております。

具体的な事業といたしまして、令和 6 年度は 2 つの事業を予定しております。

1 つ目はハイリスクな方を抽出しアプローチする事業、いわゆるハイリスクアプローチと呼ばれるものですが、こちらのほうは、健診、医療、介護サービス等につながっておらず、健康状態が不明な高齢者をデータ抽出して、郵送や訪問等により状態を

把握し、健康診査の受診やかかりつけ医を持つことなどの勧奨、その他の必要なサービスへの接続を行うというものでございます。

2つ目は、広く知識を普及させ健康づくりを進める事業、ポピュレーションアプローチといいますけれども、こちらのほうは、ふれあい・いきいきサロンなど、通いの場において、フレイル予防等の普及啓発活動や健康教育・健康相談を実施するというもので、令和6年度については低栄養とオーラルフレイルの予防をテーマに取り組む予定としております。

スケジュールといたしましては、7月頃までを目途に対象者のデータ抽出や庁内での詳細協議など事業実施の準備を行いまして、8月頃から本格的に事業を展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西村委員

事業の内容について理解いたしました。ありがとうございます。

概要の13ページを見ていると、事業費が918万7,000円計上されているかと思いますが、先ほどの予算の説明の中で後期高齢者医療事業のたしか会計年度任用職員報酬から庁用器具費までが対象になっているというような趣旨の説明だったかと思いますが、これの事業費が合わないと思うのですが、そのあたりについてもう少し教えていただければと思います。

○小熊環境市民部次長

本事業の事業費に関しまして、先ほど歳出で説明しました90ページの後期高齢者医療事業の1行目の会計年度任用職員報酬から12行目の庁用器具費まで、ここのトータルが337万2,000円になっております。

本事業につきまして、その実施体制ということで、国の通知で企画調整等を担当する医療専門職、これについては正規職員を念頭に置いているとされておりますことから、保健師または管理栄養士の正職員1名、保健師等の会計年度任用職員1名、それから、事務補助の会計年度任用職員1名という体制を想定してございまして、その正規職員分の人件費、こちらが社会福祉総務費の職員給与費等のうちの580万円ということになります。それと、先ほどの話の中でリースする軽自動車というところで、これの任意保険料なんですけれども、これが財政所管のほうで一括して計上しております財産管理事業の保険料の中の1万5,000円という部分がこの事業費ということになりますので、合わせて予算案の概要にお示ししている911万7,000円というふうになります。

対応財源のほうなんですけれども、こちらのほうは広域連合からの委託料が、先ほど歳入で御説明した809万1,000円としておりますけれども、対象外の部分がありますので、差額の109万6,000円については一般財源ということになります。

以上でございます。

○西村委員

詳細な説明ありがとうございます。理解できました。ここには含まれていない正規職員の人件費に関わる部分と、一部軽自動車の経費等が別のところに入っているということで理解をいたしました。ありがとうございます。

以上です。

○仲小路委員

先ほど聞いておりました。先ほどの移住定住促進事業のところの地域おこし協力隊員につきまして、支援につきまして確認しましたけれども、補助金以外においても支援がされているというふうにお聞きしましたけれども、その辺についてはどのような支援をされていますでしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

補助金以外の支援でございますが、定住に関する情報提供や生活、住居、就業などの相談などに対応するとともに、経済部と連携をした創業支援、また必要に応じて商工会議所等の関係機関との相談支援等の活用も図りながら、起業に関する支援を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○早稲田委員

それでは、予算書 136 ページの牛島飲料水供給施設事業のところで、施設用備品の購入費というところなんですけれども、こちらが少し、令和5年度よりアップしているようなんですが、内容を教えてください。

○山根生活安全課長

今回、購入予定の施設用備品につきましては、島内の井戸からくみ上げた水を浄水施設において逆浸透膜でろ過することにより、塩分等の不純物を除去しておりますが、その逆浸透膜の目詰まり具合を確認するための圧力計測器について、令和5年度中に交換使用したことから、新たに購入し、緊急対応用に備えておくものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

圧力計測器ということで、緊急対応用ということで、緊急時に備えるライフラインということで、では理解します。

続きまして、今度は予算書の 60 ページ、三島コミュニティセンターの備品の購入費について伺います。

三島コミュニティセンター整備では様々な備品類を購入すると思いますが、備品を整

備する上での考え方はありますか、お示してください。

○讚井地域づくり推進課長

備品を整備する上での考え方ということですが、三島コミュニティセンターの整備の基本コンセプトであります「地域でつながり、安心とふれあいの拠点」の下、基本方針に掲げた「コミュニティ活動の拠点となる施設」「誰にもやさしく、利用しやすい施設」となりますよう、誰にでも使いやすく、耐久性に優れ、温かみを感じられるような備品を整備し、末永く地域コミュニティの拠点として愛される施設としたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

「誰にでも優しく使いやすい」ということのコンセプトということで、今の現三島コミュニティセンターにはまだ使用可能な備品もあると思いますが、そうした備品はどうされるのでしょうか。全ての備品類をこのたび新調するのをお伺いします。

○讚井地域づくり推進課長

使用可能な備品というのも当然でございます。極力、使用できるものにつきましては、新施設でも使用するよう経済的、環境的にも配慮したいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

使用可能なものはぜひ引き続き使っていただきますようお願いいたします。

では、施設用備品の購入費 900 万円ではどのような備品を購入する予定なのか教えてください。

○讚井地域づくり推進課長

900 万円で購入しようとしている備品でございますが、主な備品としましては、大ホールで使用する会議机 50 台程度、折り畳みの椅子 150 脚程度、それから、コミュニティセンター事務室の事務机 6 台程度と事務用の椅子、そのほかに会議テーブルやキャビネット類、全諸室のブラインドやカーテンなどを購入したいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

もともとある机とか椅子とかは結構重たくて、なかなか持ち運びができなかったりするんですが、今回の折り畳みの椅子や机などは割と移動しやすいものでしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

そのあたりは利用者の利便性を考慮した上で、商品の選定に入りたいと思います。

以上でございます。

○早稲田委員

利用者の方が御高齢の方が多いかと思われまので、あまり重たいものだと動かしにくいと思いますので、考慮していただければ有り難いと思います。

最後、もう一つ質問があります。

森林環境譲与税の活用備品の購入費 300 万円については、どのようなものを購入するのかお示してください。

○讚井地域づくり推進課長

県産木材の利用促進の観点から、森林環境譲与税を活用した備品整備として、山口県産のシラカシ材を使用した備品で、大ホールのステージに設置する演台、それから花台、それからロビーラウンジに配置する、皆さんが集えるような形を想像しまして、円形の丸テーブルを4台購入したいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

様々な備品の購入費について伺ってまいりました。

新しくできる三島コミュニティセンターが地域の皆さんの安心とふれあいの場になりますように、考慮しながら備品の購入を進めていただければと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

④議案第2号 令和6年度光市国民健康保険特別会計予算

説 明：小熊環境市民部次長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、予算書の13ページですけれども、国保一般管理事業の下のあたりに、調整交付金システム保守委託料、また、調整交付金システム改修委託料がありますけれども、この調整交付金システムというものはどういうものでしょうか。

○小熊環境市民部次長

調整交付金については、先ほど歳入のところで説明いたしましたけれども、国からの調整交付金というものがございますので、その申請に係る書類等を作成するためのシステムがこの調整交付金システムでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、予算書の 15 ページ、17 ページあたりで、これまでありました一般保険者のところでありますけれども、退職者被保険者分が令和 6 年度からその文言が消えていますけれども、その状況をお示してください。

○小熊環境市民部次長

まず、退職者医療制度というものにつきましては、これは厚生年金等の受給資格を持つ方など、会社等に長く勤めていた方が年齢的に医療の必要性が高まる退職後に会社等の健康保険から国民健康保険に移ることによって、国民健康保険の医療費が増大することへの対応として創設された制度で、この制度の対象となる方の医療費は退職者医療制度に該当する方の保険料と会社等の健康保険からの拠出金で賄うというものでございます。

この制度は、平成 20 年の後期高齢者医療制度の創設に伴い廃止が決定をされましたが、経過措置といたしまして、平成 26 年度末までに退職被保険者になった人とその被扶養者につきましては、27 年度以降も退職被保険者が 65 歳になるまで、退職者医療制度を適用することとされておりました。

この経過措置について、昨年 5 月の国民健康保険法の一部改正によりまして、関係する規定が削除されたことで完全に廃止となったことに伴い、厚生労働省から国民健康保険の財務について、一般退職の表記をなくす旨の通知があったことから、このたび表記を改めたものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。廃止ということで確認しました。

それから 15 ページのところですが、真ん中あたり、出産育児一時金事業というのがありまして、これが 1,200 万円でありまして、これは 24 件分に当たると思いますが、令和 5 年度は 1,500 万円と 30 件分でしたけれども、これを補正で 600 万円を減額して 900 万円の 18 件分となっておりますけれども、予算参考資料には過去の実績ということがありますが、これが人数でいうと 24 件分になりますけれども、その内容についてどのように決められたか、もう少し詳しくお示してください。また併せて、令和 6 年 2 月末の件数も併せてお示してください。

○小熊環境市民部次長

予算計上における見込みの件数についてということで、当初予算と補正予算の考え方の違いというそもそものところもあろうかと思えますけれども、出産育児一時金の当初予算につきましては、平成30年度以前はおおむね20件以上の実績がありましたことから、令和5年度までは30件分という想定で予算計上をしておりました。ただ、近年の実績が令和2年度10件、令和3年度が15件、令和4年度が17件という状況から、当初予算での最大見込み数を30件から24件に引き下げたということでございます。

これに対して3月の減額補正に関しましては、単年度実績を見ながら当該年度の必要額を見込んだときに、大きな不用額が発生する可能性が高い場合の補正ということで、令和5年12月末時点で8件の申請だったことと、令和4年度の17件という実績を考慮して、18件分に対応できる予算に補正をしたということでございます。

それと、令和6年2月末現在の件数については14件でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

それから17ページですけれども、特定健康診査等事業の内容ですけれども、この内容のそれぞれの項目がどういう形によって、その予算というのが変わっていると思えますけれども、まとめて聞きたいと思えます。

最初の17ページのところにあります特定健康診査受診者進呈品、これが384万5,000円ですけれども、令和5年度が422万7,000円に対して減額となっております。

それと19ページの特定健診委託料が3,667万円で、令和5年が4,200万2,000円ということでこれも減額となっております。それから、特定保健指導委託料も106万9,000円ですが、これが令和5年が215万8,000円、それから、その下の特定健康診査受診率向上事業委託料これが482万円で、令和5年が552万4,000円というふうに、それぞれが減額となっておりますけれども、その状況をお示してください。

○小熊環境市民部次長

今、幾つかお尋ねをいただきまして、まず最初の2つ、特定健康診査受診者進呈品と、それから特定健診委託料、この2つにつきましては特定健診の対象者が減少しておりますことから、受診者数についても同じく減少するという見込みでございまして、令和5年度の3,900人から400人減の3,500人というふうな見込みとしたために、予算額が減となったものでございます。

次に、特定保健指導委託料でございますけれども、特定保健指導には動機付け支援と積極的支援という2つがありまして、動機付け支援のほうは基本的に保健師、管理栄養士の資格を持つ会計年度任用職員のほうが実施をしておりますけれども、積極的支援は令和3年度から外部委託を行っております、この積極的支援についての委託料になります。

令和6年度の予算計上において、委託業務の基礎数値の一つであります積極的支援の初回面談見込み者数、これを過去の実績見合いに改めたことから、こちらのほうも減したところでございます。

最後、特定健康診査受診率向上事業委託料につきましては、業者による未受診者への受診勧奨を行うもので、このたび業者さんのほうから効果的な勧奨という意味合いでの提案がありまして、その実施回数を年3回から年2回に変更するというふうにしたことから、こちらも減としたものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、当初予算の概要の13ページですけれども、ここに書いてございます特定健診受診率特定保健指導実施率向上戦略というところで、これの3行目のところにオプション検査としまして、骨密度検査、また血管年齢測定というのがオプションで増えておりますけれども、これの実際に増えた分の予算額というのは幾らになりますでしょうか。

○小熊環境市民部次長

この無料オプション検査の骨密度検査と血管年齢測定に関しましては、これは集団検診を実施していただく業者さんのほうで、サービスのほうで実施していただくということで無償ということになります。したがって、市の支出はなく、予算額もないということになります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これについては検査の機器とか測定機器も委託によって持ち込んでされるということでしょうか。

○小熊環境市民部次長

業者さんのほうで実施されますので、機器等についても業者さんのほうが持ってこられるということになります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

⑤議案第4号 令和6年度光市後期高齢者医療特別会計予算

説 明：小熊環境市民部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(1) 付託事件審査

①議案第10号 光市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

説 明：坪井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第11号 光市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

説 明：坪井総務課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、1点だけ確認しておきます。

議案書の37ページですけれども、これの改正の概要の3行目のところに、一定の勤務条件というふうに記載されておりますけれども、この条件についてお示してください。

○坪井総務課長

勤勉手当を支給する一定の勤務条件でございますが、まず任期が6月以上であり、1週間当たりの勤務時間が29時間3分以上と定めております。これは、現在の期末手当の支給と同じ条件となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

○西崎委員

このたび、会計年度任用職員が正規職員と同じ期末勤勉手当、4.5か月を支給されることになるわけですが、これに伴い、令和5年度と比べて幾らぐらい増額になるのでしょうか、人件費は。お願いいたします。

○坪井総務課長

このたびの期末手当及び勤勉手当の支給に関しての影響額でございますが、令和6年

度当初予算上、全会計で約8,500万円の増と見込んでおります。

以上でございます。

○西崎委員

私は反対するものではないんですが、待遇の改善という面では評価しておりますが、1点、令和6年度の予算書見てみますと、人件費率は約10%近く令和5年度と比べて増額しております。そして、財政調整基金の取崩しということで、ついに20億円を割るといような事態になっております。その辺は、懸念材料として伝えておきたいと思いません。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第30号 光市消防団の設置及び団員の定員、任免、服務、報酬等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：秦消防担当課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、この件につきまして163ページのところの記載ですけども、分団及び管轄区域の記載がなくなり、区域は光市全体、全域というふうになっておりますけども、全団員が区域を定めず、光市全域を対象とし、管轄区域を決めないということになりますでしょうか。

○秦消防担当課長

それでは、委員より消防団の管轄区域についての御質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

改正条例では、本市消防団全体の区域といたしまして、光市全域とするものでございます。なお、これまで定めておりました分団ごとの区域につきましては、規則に定めることとしておりますので、出動区域についてはこれまでとの変更はございません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。確認しました。

それからもう一点ですが、164ページの条項のところですけども、5条もしくは14条のところですけども、ここに「分団長の階級にあるもの、あるいは副分団長の階級にある

もの」という新しい表現が記載されていますが、これはどこに規定されていますでしょうか。

○秦消防担当課長

それでは、消防団の階級についての御質問にお答え申し上げます。

消防団員の階級につきましては、消防組織法に基づき、規則で定めることとしております。

以上でございます。

○仲小路委員

今後、定められるということで分かりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第31号 光市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

説 明：秦消防担当課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第32号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

説 明：坪井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第1号 令和6年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：坪井総務課長、秦消防担当課長 ～別紙

○仲小路委員

それでは、予算書の48ページですけれども、この項目の中に令和5年度までは光交通安全協会負担金1万円というのがあったのですが、今回はありませんが、どういう理由でしょうか。

○坪井総務課長

光交通安全協会負担金1万円についてでございますが、令和5年4月に光交通安全協会から、令和5年度以降は会費負担を求めない旨の連絡がありましたことから、令和6年度より予算計上をしていないものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから50ページですけれども、庁舎整備事業の中の庁舎整備工事というのがございまして、これで600万円ありますが、これについて3点の内容の説明がありましたけれども、その細かいところにつきまして、3階の本庁舎工事、180万円の内容をお示してください。

○坪井総務課長

本庁舎工事180万円の内容ということでございますが、こちらは3階の防災危機管理課が使用しておりました、本庁舎3階執務室の内装の改修工事を行うもので、現在の間仕切りや床の段差などを撤去し、会議室として有効活用できるような改修を行うものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、次に説明ありました負荷開閉器112万円の内容ですけれども、この取替えの理由についてお示してください。

○坪井総務課長

負荷開閉器取替えの理由でございますが、自家用電気工作物の定期点検における結果で、本庁舎内の電気事故を周辺に波及させることを防止する設備である負荷開閉器が老朽化しており、交換時期であるとの点検報告を受けたことから、更新工事を行うものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

これは、特に何年かという決まりはあるわけではないんですか。

○坪井総務課長

一般的には更新の推奨年数は15年とされておりますが、本市の場合、現状、19年経過しているものの正常に稼働しておりますが、推奨期間も過ぎており、そろそろ更新をということで指摘があったものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

もう一点、308万円というのが駐車場の整備ということがありますけども、この駐車場の台数も含めて、どのような工事になりますでしょうか。

○坪井総務課長

本庁舎来客駐車場の区画線改修工事、308万円でございますが、こちらは来庁車両の安全性向上のため、来客用駐車場の区画線の引き直しと駐車誘導の矢印表記を追加するものでございます。

また、現在の来客駐車場の駐車台数は77台分でございますが、職員用と来客用のゾーニングの見直しなどを行うことで、1台当たりの駐車スペースを広げるとともに来客駐車場を7台分増やし、84台分の確保を見込んでいるところでございます。

なお、駐車台数の見込みにつきましては、今後、詳細な設計を進める中で変更が生じる可能性もございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、52ページの職員研修事業のところの職員研修委託料35万1,000円で、これが減額ということで集約という話がありましたけども、もうちょっと具体的に、どのような集約か、お示してください。

○坪井総務課長

職員研修委託料でございますが、こちらは、市が独自で開催する研修を業者に委託する予算ですが、人材育成・女性活躍推進計画がスタートした令和4年度から、毎年度見直しを図っているところです。こちらは、内容の充実を図りつつも効率的な実施を心がけており、山口県ひとつづくり財団が類似の研修を始めた場合には、そちらを受講することとし、また、職員からの意見も参考としながら、関連する研修をひとまとめに集約するなど、効果的かつ効率的な研修受講の推進を進めた結果として減額となったものでござ

ざいます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから68ページになりますけども、防災事務費のところです、先ほど下から4行目の印刷製本費の中に、これは防災行政無線が聞こえにくいというそういうことで、ほかの情報手段を市民に周知するチラシとありますけども、これのチラシの内容につきまして、サイズあるいは記載内容、印刷枚数、配布方法について教えてください。

○海老本防災危機管理課長

印刷製本費の内容についてお答えいたします。

今回作成しますチラシについては、防災行政無線が聞こえづらいという課題に対応するため、メールやLINE配信、防災情報電話通知サービス、防災広報ダイアルなど、市民に対し、多様な情報伝達手段の周知を図るため作成するものでございます。

また、総合防災情報システムの運用開始に合わせて開設する市の防災ポータルサイトの周知についても、チラシに記載する予定としております。

なお、サイズにつきましては、A4の両面フルカラー仕様で、3万部作成を予定しており、QRコードを用意するなど、円滑な登録を促すものでございます。

次に配布方法ですが、各出先機関やコミュニティセンターへの設置をはじめ、老人クラブや各種団体への配布依頼とともに、出前講座やイベント出展時など、職員が市民に直接手渡すことができる機会等を活用し、なるべく多くの方に直接周知できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

確認ですが、これは広報への挟み込みとかいうのは、予定はされてないでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

広報の挟み込みの費用は計上しておりません。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、ページは次になりますけども、項目は一緒なんです、70ページになります、先ほど説明がありました山口県防災行政無線再整備事業負担金1,924万1,000円とございますけども、これが県の整備の市の負担分とありますけども、これの具体的な整備事業の内容、それから総額事業費、県と市町村の負担割合、また、令和7年度以降の負担がありましたら、併せてお示してください。

○海老本防災危機管理課長

山口県防災行政無線再整備事業負担金の内容についてお答えいたします。

事業内容につきましては、平成19年度に整備されました山口県防災行政無線の設備、地上系、衛星系の2系統の設備について、最新のシステムに更新するものでございます。総事業費は約3,848万円が見込まれており、県と市で折半となりますことから、予算額としまして1,924万1,000円を計上したものでございます。

なお、再整備に要する負担金については今回限りであり、今後は保守点検などの管理運営に要する費用として、毎年約60万円程度を負担していく予定でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、同じく70ページのところですが、防災庁舎管理事業のところの光熱水費につきまして、これが1,100万円とありますけども、この金額につきまして、この防災庁舎、延べ床面積が1,260平方メートルで1,100万円となっていますが、他の施設の令和6年度の光熱水費と延べ床面積を見ますと、本庁舎が7,033平方メートルで2,850万円、平米当たり1,668円。それから、総合福祉センターが4,803平方メートルで1,708万2,000円、平方メートル当たり2,428円。それから併せて、地域づくり支援センターが1,455平方メートルで300万円、平方メートル当たり2,061円となっております。

これに比較して、防災庁舎は平方メートル当たり8,730円となります。

これについて、単純に延べ床面積当たりで比較することは適当ではないかもしれませんが、平方メートル当たりの光熱水費が3倍から5倍となっております。防災庁舎は、照明器具や空調設備など、最新の省エネ機器が設置されていることから考えても高額ではないかと思いますが、その要因をお示してください。

○海老本防災危機管理課長

それでは、防災庁舎の光熱水費について御説明いたします。

防災庁舎の整備に併せまして、本庁舎から行政系サーバやネットワーク関連機器、防災行政無線設備を移設するとともに、総合防災情報システムのサーバを新たに導入しております。これらの機器の電力消費量が40kWh程度と大変大きく、また、システムサーバ室及び防災行政無線放送室については、年間を通して空調稼働させる必要があることから、施設の電気代が他の施設と比べ高額となっているものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。通常は平米当たり2,000円程度で、一般的には300万円程度ですが、1,100万円ということで、800万円ぐらいの費用がかかっているということで了解いたしました。

それから、72ページのその段の下から2行目の無人航空機初任者特別講習負担金15万

4,000円とありますけども、これにつきまして、これは資格の受験料でなく講座の受講料ということでよろしいでしょうか。また、その内容、受講人数、受講料等、また本人負担があれば、併せてお示してください。

○海老本防災危機管理課長

無人航空機初任者特別講習負担金について、御説明いたします。

委員仰せのとおり、ドローンを飛行させるために必要な講座の受講料となっております。

講習の内容につきましては、2日間でドローンの構造、法律、ルール、気象、運用方法等の座学講習や、パソコン上で操縦体験を行うシミュレーション講習、実際にドローンを飛行させる実技講習となっております。

受講人数は2名で、全額公費負担としております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから82ページですけれども、選挙管理委員会運営事業のところです、これの真ん中辺りの期日前投票システム機器補修委託料3万円とございます。これは新しく計上となっておりますけども、内容をお示してください。

○松村選挙管理委員会事務局長

このたび計上しております期日前投票システム機器保守委託料は、平成31年3月に購入しました期日前投票システム機器のプリンターにつきまして、購入から5年間の保守が今年の3月で満了します、4月からの1年間の保守委託を行うものです。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。質問は以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲小路委員

消防のほうがありました。それでは、予算書の196ページですけれども、これの上から4行目の山口県救急安心センター事業負担金がありますけども、これが146万7,000円で、#7199の対応のものですが、これまでは大体90万円台だったのですが、今回増額の理由をお示してください。

○秦消防担当課長

山口県救急安心センター事業負担金の増額内容についてお答えいたします。

山口県救急安心センター事業につきましては、県が運営する事業でございますので、県へ確認いたしましたところ、電話対応する医師や看護師の人件費高騰による影響であるものと聞いております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、同じく196ページで、消防団管理運営事業のところの真ん中より下の辺りの、先ほど説明がありましたクラウドシステム使用料165万円ですが、これにつきましてはスマホを活用するものですが、スマホを持つということが団員の条件になりますでしょうか。

○秦消防担当課長

消防団活用支援システムの、消防団員のスマートフォンの所持についてのお尋ねをいただきました。

スマートフォンを持つことが団員の条件となるのかについてでございますけれども、スマートフォンの所持につきましては、入団要件とはしておりません。理由といたしましては、ほぼ全ての消防団員がスマートフォンを所持しておりますとともに、総務省の統計値を見ましても近年はスマートフォンの所持率が高い水準にありますので、そのように考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。基本的に持っているということで了解しました。

それで、この内容なんですが、システムは団員に現場の画像、あるいは位置などの情報を送るものですが、逆に双方向で、団員が撮っている現場の画像、あるいは団員の位置情報を送って、本部または団員で共有するようなシステムはありますでしょうか。

○秦消防担当課長

それでは、消防団員が現場の状況を相互に共有できるかということについて、お答え申し上げます。

本システムは、先ほど御案内ございましたように、火災現場等の画像を消防団員専用アプリから送信することが可能でございます。

具体的に申し上げますと、団員が送信した災害現場の画像、また映像につきましては、位置情報とともにクラウドサーバーに送信される仕組みでございます。受信側のパソコン画面上に表示する仕様ともなっておりますことから、消防本部等において被害状況等を共有することが可能でございます。

なお、団員専用アプリから送信する画像や動画につきましては、外部への情報漏えいを防止する観点から、団員のスマートフォンには保存されない仕組みとなっております

ので、原則団員間での共有はできません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。一旦本部に送られて、それによって配信するという事で確認いたしました。分かりました。

○西村委員

それでは、何点かお伺いいたします。

まず、当初予算の概要の11ページ、防災指令拠点を中心とした防災体制の整備強化の部分について、事業費が2,775万4,000円計上されておりますが、予算書の70ページ、恐らく防災庁舎管理事業のところ辺が中心になると思うんですが、数字が合わない部分と内訳がどうなっているのかが分からないので、その内訳を少し詳細教えていただければと思います。

○海老本防災危機管理課長

それでは、防災指令拠点到係る事業費の2,775万4,000円の内訳について、御説明いたします。

まず、光熱水費や各種設備の保守点検委託料など、施設管理に係る費用が1,452万3,000円。次に、総合防災情報システムの保守委託料が982万3,000円。映像配信システム使用料をはじめ災害用ドローンの運用に係る費用が82万円。保守委託料やデータ受信システム使用料など河川等監視カメラの運用に関する費用が258万8,000円となっております。

なお、11ページ記載の事業費につきましては、防災庁舎管理事業のほか、庁舎管理事業にも計上されておりますことから、双方合わせて2,775万4,000円となっております。

以上でございます。

○西村委員

承知いたしました。確認いたしました。

それから、予算書の70ページ、同じく防災庁舎管理事業のところ、先ほどの答弁の中にもありましたが、光熱水費のところ、かなり電気の量を食うので費用がかかりますというふうな趣旨の御説明があったと思うんですが、防災庁舎に関しては太陽光のパネルを上げていると思いますが、太陽光の発電分というのは、この光熱水費の中に考慮されているのかどうか、その辺りをまず教えていただければと思います。

○海老本防災危機管理課長

防災庁舎に係る太陽光発電設備の内容について、お答えいたします。

太陽光発電設備で発電した電力につきましては、全て自家消費となるため、売電収入については計上しておりませんし、その消費量につきましても発電量が消費量を下回る

見込みのため、売電する仕組みにもしておりません。
以上でございます。

○西村委員

承知しました。太陽光に関しては、使う電力のほうが大きいので、収入というところでは計上されていないという点、理解しました。

ということは、この予算で計上されているこの光熱水費というのも、太陽光分は消費した上で積算しているというか、予算を計上していると、そういう理解でいいですか。

○海老本防災危機管理課長

お見込みのとおりでございます。

○西村委員

承知しました。ありがとうございます。

それから、予算概要の39ページにありますが、職員採用事業について、この説明の中に、福祉系学部を擁する大学との連携強化及びホームページ掲載情報の改善というふうにあります。ここで福祉学部等をということで指定している理由などは何かあるのでしょうか、お伺いいたします。

○坪井総務課長

職員採用事業で福祉学部を擁する大学との連携強化ということでございますが、今年度実施いたしました職員採用試験におきまして、専門職の中でも特に保健師、社会福祉職の申し込み者数が募集人員に達していない状況がございました。保健福祉サービスの提供に必要不可欠な保健師や社会福祉士などの専門職員の採用が大変困難な状況でございます。

このため、福祉系学部を擁する大学との連携強化を図りたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

事情を承知いたしました。

ちなみに、今、言及のあった保健師あるいは社会福祉士は、それぞれ今、何名在籍をしていらっしゃるのか、その辺りをお伺いいたします。

○坪井総務課長

令和5年4月1日現在で、375名の一般職員及びフルタイム再任用職員のうち、保健師職が19名、社会福祉士職が5名となっております。

以上でございます。

○西村委員

承知いたしました。それぞれ、19名、5名ということで、人員が足りていないということで、その辺りを強化したいという旨の予算だということで理解をいたしました。

それから、同じく概要の39ページの少し下、新規採用職員フォローアップ面談、先ほども54ページ辺りの説明で恐らく言及があったかと思うんですけども、これ新規の事業ということで、今現在はこういったフォローアップの面談というものが無いという、そういった理解でいいのか、その辺りをまず確認させていただければと思います。

○坪井総務課長

新規採用職員へのフォローアップ面談でございますが、こちらは臨床心理士とのカウンセリングの機会を設けるための予算となっております。

これまでも臨床心理士とのカウンセリングの機会は、メンタルヘルス事業として毎月4人程度の枠を設けて実施し、その中で新規採用職員を優先して割り当てておりましたが、他の希望者との兼ね合いで、全ての新規採用職員を早い段階で割り当てることが難しい状況もございました。

このため、今年度より新規採用職員については別枠を設け、入庁後なるべく早い段階でカウンセリングの機会を設定し、新規採用職員の不安や悩みを早期に知ろうとするものでございます。

なお、臨床心理士とのカウンセリング以外でも、これまでは、新規採用職員の状況を業務レポートなどや気になる職員の様子を個別で聞くなどでしか把握しておりませんでした。この度の臨床心理士とのカウンセリングに併せて、人材育成・女性活躍推進室で集団の面談を、また総務部長、総務課長においても個別の面談を早期の段階で行うことを予定しております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。もともと、そういった面談の制度がなかったというわけではなくて、より充実をさせるために外に出したと、こういう理解をいたしました。ありがとうございます。

ちなみに関連してお伺いするんですが、この新規採用職員のフォローアップ面談ということで、これまで直近で新規採用した方、3年未満程度ぐらいですかね、の離職をされた方、離職率というのはどのようになっているのか、その辺りを分かればお伺いいたします。

○坪井総務課長

新規採用職員の3年未満の離職の状況でございますが、現状、令和4年4月1日採用が14人で離職はゼロ人、令和3年4月1日採用が4人で離職はゼロ、また令和2年4月1日採用が10人で離職は2人という状況でございます。

以上でございます。

○西村委員

承知いたしました。離職をされている方がそんなに多くないということで、その中であっても、さらに体制を充実させていく事業だということで理解をいたしました。ありがとうございます。

以上です。

○早稲田委員

それでは、予算書の68ページ、防災事務費の講師謝金のところをお伺いします。どのような内容の講師なんですか。内容をお示してください。

○海老本防災危機管理課長

講師謝金の内容について御説明いたします。

こちらについては、光市自主防災組織アドバイザー等派遣事業実施要綱に基づき、登録されている防災士等の資格を有する講師を、自主防災組織や自治会等で行われる防災に係る講座等に派遣することに対する謝金として5回分を計上しております。

また、自主防災組織リーダー研修会等において、外部からの有識者や講師への謝金を合わせ、今回、合計で5万7,000円を計上したところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

昨年度よりはちょっと金額が増額しているのは、やはり、昨今のこういったいろいろな災害が起きているところもあるようなことを考慮してからのことでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

昨年度から予算が増額している理由につきましては、先ほど説明しました外部からの講師の謝金を今回新たに計上したことから、増額しているものでございます。

○早稲田委員

自主防災がこれからとても大事になってくると思いますので、充実した講習になるようお願いしたいと思います。

もう一点ありますが、細かいところなんですけれども、やはり68ページの一番下の医薬材料費のところなんですけれども、ここでいう医薬材料費というのは、どのような医薬品なんですか。お示してください。

○海老本防災危機管理課長

医薬材料費について御説明いたします。

こちらの予算につきましては、避難所運営用に配備している救急セットの内容物について、予算化しているものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

令和5年度よりはちょっと減額しているんですけども、最近、薬品が手に入りにくい昨今の状況があったから、そういったところがあるのかなと、ちょっと勝手に思ったりしたんですけども、減額されている理由が何かございますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

令和5年度につきましては、使用期限を迎える風邪薬や解熱剤などの更新費用を計上しておりましたが、令和6年度につきましては滅菌ガーゼのみの更新となるため、前年度と比べて予算が大幅に減少しているものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

薬品の更新の具合ということで、理解いたしました。

それでは、今度は予算書の50ページ、庁舎管理事業のところ、修繕費ですね。上から3つ目の修繕費のところですね。増額されていますけれども、こちらの修繕料というのはどういった内容でしょうか。お示してください。

○坪井総務課長

こちらは庁舎管理に係る修繕料でございますが、増額の理由ですが、近年の修繕実績により増額をしたものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

実績により増額したということで、理解しました。

それでは、もう一点ですけども、今度は84ページ。選挙の関係のところでございますが、手数料のところ、一番上ですね、手数料とありますけれども、こちらに書いてある手数料というのはどういったことの予算でしょうか。お示してください。

○松村選挙管理委員会事務局長

この手数料につきましては、期日前投票所及び一部の当日投票所で使用する投票用紙交付機、開票所等で使用する投票用紙計数機及び投票用紙読取分類機の点検に要する経費でございます。

以上です。

○早稲田委員

投票用紙読取機等の点検に用するということの手数料ということで、理解いたしました。

質問は以上です。

○木村委員

予算書の52ページ、一般管理費のほうなんです、新市誕生20周年記念事業ということで予算計上してございます。

予算の概要のほうでは、35ページ、新市誕生20周年記念事業ということで、15事業、総額4,003万7,000円が計上してございます。

こうした中で、せっかく予算議会に市長もお招きしているわけでございますから、市長の思いとか、そういったものがあればお尋ねをしておきたいというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

○市川市長

今、委員から御案内がありましたように、15事業、総額の4,003万7,000円という様々な事業を今から展開するわけでありますが、私の思いはやはり、新市誕生20周年記念式典に込められているというふうに思っております。これは施政方針にもお示ししましたとおり、「ありがとう 20年 つながろう 人と かがやこう 未来へ」、これが私の思いが凝縮された言葉であります。

私はその上で、やはり今というものに対して非常に強い思いを持っておりました。オルテガという哲学者が、死者の考え方、これを現在、未来に反映しなければならないということで、今というのは、今だけではなく、過去から今までの先人の積み重ね、例えば文化やそういうものも含めた積み重ね、そういう積み重ねが非常に必要であり、私はもう一つは、「振り返れば未来」という言葉も好きなのでありますが、未来へ志向していくためには、そういう積み重ねを私たちがいかに重要視するか、これが本当に重要なことだと、私自身が、今、思っているところであります。

そういう思いを込めて、新市誕生20周年の事業は、いずれも大切な事業であります、特に記念式典には思いを込めた式典にしたいなというふうに思っているわけであります。

実は今回が、皆様御案内のとおり、私、委員会に出席する最後のときでありました。あとはもう委員会に出席できないので、それで発言をさせていただきました。本当にありがとうございました。

以上です。すみません。

○木村委員

承知いたしました。市長の今あるところのお気持ちをお伺いできたのは非常に参考になりました。

そんな中で、市長、奇しくもおっしゃいましたけど、これが通常であれば、最後の委員会答弁になろうかなというふうに思っております。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」